

鹿児島県史料集 (Ⅷ)

薩摩国阿多郡史料

山田聖米自記



鹿児島県史料集(Ⅶ)

薩摩国阿多郡史料
山田聖栄自記

五 郡

味 山

克 良

夫 光

共
編

刊 行 の こ と ば

鹿児島県史料第七集として、ここに「薩摩国阿多郡関係文書」を刊行いたします。

こんにちまで、別冊を含めてすでに八冊目の刊行になるわけですが、いづれも県史料刊行委員の方々の並々ならぬご努力の賜にほかなりません。本集は同委員の五味克夫、郡山良光両氏によって編集・校訂・校閲が進められここに刊行のはこびになったのですが、長い期間に亘る両先生のお骨折りに対し心からの敬意と感謝を捧げたいと思います。

県史料の編集刊行の事業は県立図書館の重要事業の一つとして進められているのですが、それはとりも直さず地方史研究者の利用に供するためのものであり、また地方史研究をさかんにするための一助にもという私たちの願いもこめられているものでもあります。

皆様がたのおしごとにお役に立てば幸甚に存じます。

昭和四十二年三月十日

鹿児島県立図書館長

新 納 教 義

薩摩国阿多郡史料

は し が き

本史料集は薩摩国阿多郡関係史料のうち、主として戦国以前の中世史料を集録したものである。

阿多は早く阿多牟人の居住地として知られ、皇室の出自に関する神話の構成にも関係ある地域である。薩摩建國とともに應屋・田永(田水)・葛例・阿多(四郷)をもつて阿多郡が置かれた。同郡は、北は伊作郡(後の伊作庄)、南は川辺郡の一部(後の加世田別符)、東は谷山郡と給黎郡(後の給黎院)に接し、西は西海に臨んでいる。大体現在の日置郡金峰町(田布施と阿多合併)の地にあたっている。

阿多郡の沿革については平安中期までは詳らかに知ることができないが、平安末鳥羽院政期になると阿多忠景の活動によってにわかに脚光をあびてくる。忠景は保延から保元にかけて、或いは郡司となり、或いは權守を称して、薩隅に武威を振ったことが知られる。忠景は薩摩平氏伊作良道の四子であるが、一門の惣領となり、薩摩の大半の郡司職は一族によって占められた。平氏の追討によって一時没落し、郡司職は姻族の宣澄(重能・彼杵久澄次子)によって継承されたが、源平争乱にあたって平氏に与同した科により、寺社領を除き阿多郡は没官領となっていた。郡司職は依然としてその子孫が相伝したもののようである。

鳥羽院政期の保延前後に薩摩一國はあげて摂関家領島津荘の寄郡化したにもかかわらず、珍らしく阿多郡は公領(大宰府領)のままになっているのは、忠景の本拠であったことも関係があるのではなからうか。

建久凶田帳によれば阿多郡二五〇町のうち公領一九五町四段は没官領となり、残りは弥勒寺領(新田宮五大院領)四四町八段・弥勒寺領(新田宮社領)四町・安楽寺領(国分寺領)五町からなっている。これら寺社領の成立も康和前後、他郡の島津荘寄郡化とはほぼ同時代であって、院政期をさかのぼることは考えられない。

阿多郡地頭職には駿河国富士郡鮫島郷司宗家が補任され、同郡北方(田布施)は家高(行願)・南方(阿多)は時景に譲られたが、家高の北方地頭職は宝治元年新田宮に対する非法により改易となり、二階堂行久に改補

された。行久は同職を文永三年次女向女房(尼忍照)に譲っている。同女は同族行景に嫁しているが、行景が弘安八年に誅せられているのは霜月騒動に關係していたためと思われる。正応五年十一月幕府は後家忍照と子息泰行の阿多北方へ下向することを許可している。このように二階堂氏の入部は比較的遅く、薩摩には頼るべき同族もなく、南方の鮫島氏と北隣の伊作島津氏に夾まれて、苦難の途を辿らねばならなかった。

南北朝動乱期において、南方の鮫島氏は終始官方となっていたが、二階堂氏は初め武家方として行動し、一時は佐殿(足利直冬)方、或いは官方となつて、動乱の時代を生き抜いている。二階堂氏が衰退していくのは行貞の時、應永十三年守護島津元久は伊作久義を援けて行貞を破り、應永二十四年までには阿多郡の大部分は伊作領となり、二階堂氏には僅かに十町の所領が与えられたにすぎない。その後鮫島氏・阿多氏は抵抗を続けて伊作氏と争っているが、応永二十七年にはともに守護島津久豊に降服している。久豊は伊作寛久に宿怨があったので、応永二十九年その所領を没収した。そのため伊作・田布施・阿多はしばらく守護領となったもののようである。その後永享四年島津好久(用久、守護忠國の弟で守護職を代行)は町田久清(以後子孫は阿多氏を称す)へ伊作氏の旧領のうち和田・大野・高橋等を宛行っている。阿多郡についてのその後の相伝は明確でないが、文明期の領主は島津友久(忠國の子・相州家)である。明応四年以後、一時阿多は加治木氏の所領となったが、永正九年には友久によって回復され、阿多郡はその子運久、その養子忠良(日新)によって継承され、忠良の子貴久が島津氏の宗家を嗣いだことは周知のところである。

以上戦国以前の阿多郡のあゆみを略述したわけであるが、阿多北方については幸いに二階堂文書と新田神社文書が残っているため、その大略を知ることができ、関東御家人の鎮西への移動、南北朝動乱期における公領の崩壊過程等、幾多の興味ある素材を提供している。しかし南方の鮫島氏關係の文書が殆ど現存していないのは遺憾である。

本史料集の編集にあたり、二階堂文書影写本のフィルムを貸与して頂いた東大史料編纂所長竹内理三博士をはじめ、種々の便宜を与えられた同所所員各位、新田神社・阿多鶴翁氏等關係各位の示された数々の御好意に対し、深甚の謝意を表する次第である。

凡

例

一、本史料は二階堂文書（東大史料編纂所所蔵影写本）を底本とし、薩藩日記雜録（卷十七までは竹内理三教授校訂本、以後は鹿児島県立図書館本）、新田神社文書（五味克夫助教校訂本）、阿多文書（阿多鶴翁氏所蔵）、島津家文書をもって校訂、補註を加え、併せて關係文書を集録した。

二、各文書に表題を記し、編年順に配列したが、年月不詳のものについてはそれぞれ適当と思われる所に挿入したもので正確を期したい。

三、各文書の出典については「二階堂」（二階堂文書）、「日記」（薩藩日記雜録）、「新田」（新田神社文書）、「阿多」（阿多文書）、「島津」（島津家文書）の略称を用い、出典の文書番号はそれぞれ公刊された校訂本の番号を示すものである。

四、印刷の都合から、漢字については当用漢字に改めたものが多く、変体仮名もすべて通用体の平仮名に改めた。また花押も省略し、花押だけで署名のないものでも氏名の明らかなものには傍註を記した。

五、東大史料編纂所所蔵の二階堂文書影写本は明治三十七年五月東京市芝区愛宕町一丁目二番地二階堂藩氏所蔵文書によって作成されたものである。

六、本史料の編集、校訂を主として担当したのは鹿児島経済大学郡山良光であり、鹿児島大学五味克夫が協力した。

目次

一	保延元年十月廿五日	院主石清水権寺主下文
二	保延四年十一月十五日	阿多郡司平忠景寄進状案
三	応保二年五月十五日	台明寺住僧等解案
四	寿永二年八月八日	島津庄別当伴信明解
五	建久三年十月廿二日	關東御教書案
六	建久五年二月 日	關東下知状
七	年 月 不詳	島津忠久施行状
八	建久八年六月 日	薩摩国凶田帳写
九	建曆三年五月九日	源実朝下文
一〇	承久三年七月十二日	關東下知状
一一	承久三年八月廿一日	薩摩国府下文
一二	貞永元年十一月二十八日	關東下知状案
一三	仁治元年十月十四日	三階堂行阿元議状
一四	年 月 不詳	二階堂氏所領配分状斷簡
一五	仁治元年閏十月廿日	將軍家政所下文
一六	寛元四年九月五日	六波羅御教書
一七	宝治元年六月廿三日	藤原頼嗣下文案
一八	宝治元年十月廿五日	關東下知状
一九	宝治元年十月廿五日	關東御教書案
二〇	建長元年八月九日	關東御教書
二一	建長元年八月十一日	六波羅御教書案
二二	文永三年六月十日	二階堂行日久議状
二三	文永三年六月十日	二階堂行日久議状
二四	文永四年四月廿四日	關東下知状
二五	文永八年五月七日	二階堂氏所領注文
二六	文永八年九月十三日	關東御教書
二七	文永九年五月廿六日	將軍家政所下文

二八	弘安六年七月廿三日	將軍家政所下文
二九	弘安六年十一月廿二日	僧明賀議状
三〇	正応五年十一月七日	關東御教書
三一	永仁二年十二月廿七日	關東御教書
三二	永仁五年十二月十日	關東御教書
三三	嘉元二年五月廿六日	關東下知状
三四	嘉元三年二月十七日	二階堂行景後家忍照議状
三五	嘉元三年二月十七日	二階堂行景後家忍照議状
三六	嘉元三年四月六日	鎮西御教書
三七	嘉元三年六月 日	鯨島光家申状案
三八	嘉元三年八月廿九日	二階堂行景後家忍照議状
三九	嘉元三年九月十二日	鎮西御教書
四〇	嘉元四年五月廿五日	阿多五大院田名主運道請文
四一	延慶二年正月六日	二階堂行景後家忍照議文
四二	正和三年二月廿八日	二階堂行景後家忍照議文
四三	文保二年二月廿日	僧琳慶議状
四四	文保三年六月 日	伊作止雅掌承信等申状
四五	元応元年九月廿日	鎮西御教書案
四六	元応元年十一月三日	二階堂行雄請文
四七	元応元年十一月五日	薩摩在国司道雄請文
四八	元応二年二月八日	阿多北方地頭代一瀬見仏請文
四九	元亨元年四月五日	北条時直書下
五〇	元亨元年十月廿日	關東御教書
五一	元亨三年四月十七日	阿多泰忠請文
五二	正中二年九月廿七日	小目代成宗請取
五三	正中二年十月十六日	鎮西御教書
五四	嘉暦元年十二月廿五日	鎮西御教書
五五	嘉暦四年九月廿日	鎮西下知状
五六	元徳元年十二月廿五日	鎮西下知状
五七	元徳二年六月 日	新田宮雜掌道海申状案

五八	元德二年九月十二日	鎮西御教書
五九	元德三年七月二日	鎮西御教書案
六〇	元德三年八月廿日	鎮西下知狀
六一	元德四年七月 日	新田宮雜掌道海軍中狀案
六二	正慶元年八月十日	鎮西御教書案
六三	正慶二年閏二月廿七日	道弘相博狀
六四	元弘三年六月 日	二階堂行久軍忠狀
六五	元弘三年八月十日	島津道鑑 ^貞 狀
六六	建武三年三月十二日	鎮西御教書
六七	建武三年三月十七日	足利尊氏奉行人連署奉書
六八	建武三年六月 日	莫禮也軍忠狀
六九	建武三年八月十五日	法印真顯議狀
七〇	建武四年三月七日	足利直義下文
七一	建武四年八月三日	島津道意 ^長 軍忠狀
七二	建武四年十月十五日	僧俊忠議狀
七三	建武四年十二月廿日	島津親忠軍忠狀案
七四	建武四年十二月廿五日	島津道鑑 ^貞 久施行狀
七五	建武五年閏七月廿九日	足利尊氏御教書案
七六	建武五年八月十一日	島津道鑑 ^貞 久施行狀案
七七	建武五年九月二日	二階堂行存 ^雄 議狀
七八	建武五年九月二日	二階堂行存 ^雄 議狀
七九	建武五年九月二日	二階堂行存 ^雄 議狀
八〇	建武五年九月卅日	酒匂久景打渡狀案
八一	十月廿七日	酒匂久景書狀
八二	年 月 不詳	五大院使者交名注文
八三	年 月 不詳	二階堂方下手人交名注文
八四	曆應元年十二月 日	新田宮執印友雄軍中狀
八五	曆應三年七月十日	足利直義御教書
八六	曆應四年七月廿九日	足利幕府御教書

八七	曆應四年九月 日	和泉保末軍忠狀
八八	曆應四年九月 日	和泉保三軍忠狀
八九	曆應六年正月五日	沙弥覺受議狀
九〇	曆應六年正月五日	沙弥覺受議狀
九一	康永二年三月二日	足利直義御教書
九二	康永二年九月 日	新田宮權執印代俊正軍忠狀案
九三	貞和二年後九月十一日	足利尊氏下文案
九四	(貞和二年)閏九月十四日	足利尊氏書狀
九五	貞和二年十二月廿七日	二階堂行存 ^雄 券案
九六	貞和三年四月十二日	足利尊氏下文
九七	貞和五年二月九日	二階堂行房議狀
九八	貞和五年八月廿三日	島津師久預々狀
九九	觀應二年三月廿七日	少式賴尚書下
一〇〇	貞和七年三月卅日	二階堂行存 ^雄 議狀
一〇一	貞和七年卯月三日	二階堂行存 ^雄 議狀
一〇二	貞和七年五月廿日	足利直冬下文
一〇三	貞和七年五月廿日	足利直冬下文
一〇四	貞和七年六月二日	足利直冬御教書案
一〇五	觀應二年十月五日	足利直冬下文
一〇六	觀應三年正月廿一日	足利直冬下文
一〇七	觀應三年五月一日	二階堂行存 ^雄 議狀
一〇八	正平九年霜月廿八日	二階堂行存 ^雄 書狀
一〇九	正平九年十一月晦日	二階堂行存 ^雄 議狀
一一〇	正平九年十二月 日	二階堂行仲申狀
一一一	卯月廿九日	三条泰季書狀案
一一二	正平十年十一月十日	二階堂行仲議狀
一一三	延文五年卯月五日	二階堂行門軍忠狀
一一四	建德二年五月廿七日	伊作道忠 ^魏 議狀
一一五	天授元年十一月十二日	禪麟議狀

一六 永德三年 卯月廿二日 榊桂讓狀
 一七 永德四年 七月十日 榊山孝久宛行狀寫
 一八 至德二年 六月一日 藤原久光讓狀
 一九 嘉慶二年 九月 執印友躬請文案
 二〇 永永三年 二月十八日 島津道哲久預分狀
 二一 永永七年 三月十七日 島津元久安堵狀
 二二 永永七年 三月卅日 島津元久宛行狀
 二三 永永十年 九月一日 島津元久宛行狀
 二四 永永十年 九月一日 島津元久宛行狀
 二五 永永十年 十月九日 島津元久安堵狀
 二六 永永十三年 九月廿六日 島津元久宛行狀
 二七 永永十八年 八月廿二日 伊集院頼久宛行狀
 二八 永永十八年 八月廿三日 沙弥永行讓狀
 二九 永永十八年 九月十八日 島津久世契狀
 三〇 永永廿二年 正月七日 二階堂行隆寄進狀
 三一 正月七日 二階堂行隆寄進狀
 三二 永永廿四年 二月六日 島津忠国宛行狀
 三三 (永永廿六年) 八月五日 洪川道鎮頼書狀
 三四 (同) 年) 十月廿三日 洪川道鎮頼書狀
 三五 (同) 年) 十月廿三日 洪川義俊書狀
 三六 (永永廿七年) 二月十七日 洪川義俊書狀
 三七 (同) 年) 二月廿三日 宗壽書狀
 三八 (同) 年) 三月廿二日 洪川義俊書狀
 三九 (同) 年) 卯月七日 町田家久書狀案
 四〇 五月卅日 代主書狀
 四一 永永廿七年 霜月廿八日 町田成久契狀案
 四二 季春 三日 二階堂氏某書狀
 四三 永永四年 卯月廿日 島津忠国宛行狀
 四四 永永四年 六月卅日 島津忠国宛行狀
 四五 永永四年 十一月三日 島津忠国宛行狀

一四六 永永四年十二月七日 島津好久久契狀
 一四七 永永四年十二月七日 島津好久持宛行狀
 一四八 永永九年 五月廿八日 島津忠国宛行狀
 一四九 康正三年 卯月廿六日 島津忠長宛行狀
 一五〇 明永八年 八月六日 二階堂氏所領証文請取
 一五一 永正八年 十月廿一日 字名初身曳狀
 一五二 二階堂氏系圖
 一五三 二階堂氏系圖
 一五四 鮫島氏古系圖

一 院主石清水權寺主下文 (旧記一の七)

下 五大院政所正信所

可早任下知旨、令政所沙汰宛下耕作寺領田品事、
在

高城東郷 同仲郷 入来院

薩摩郡并宮里郷 阿多郡等内

(鑑カ)

右件田品等、春時不令知沙汰人、各悉乍令耕作、不限秋所勘、有限沙汰等
令遁避之事、甚以奇怪事也、若於自今已後者、於院主者有任替限、於政所
者永代不判人也、早任下知旨、可令政所正信、沙汰宛下耕作寺領田品等
也、就中於人來郡者、有公驗限、雖為坪々、以往之間、全以不令知沙汰人
過來之案、所不輕罪科也、早任下知旨、可令致沙汰之状、令下山里、敢不
可違失、故下、

保延元年十月廿五日

院主石清水權寺主大法師 (花押)

二 阿多郡司平忠景寄進状案 (二階堂)

阿多郡司平忠景謹辭、

奉施入觀音寺四方四至内相伝私領当郡内牟田上浦壹曲荒地事

立券四至

限東御堂東小谷、限南神狩藏峯并利山、

限西船田頭野馬大路、限北不志崎長尾、

右件山野荒地雖相伝私領、依為日羅上人建立寺、為不絶後代仏法堂會、勤

聖朝府國万民現世後世祈禱料、限永年、所奉施入觀音寺如件、

保延四年十一月十五日

財久吉

領主郡司平忠景 在判

三 台明寺住僧等解案 (旧記一の二五)

(大宰府外題)

任次第証文之旨、□下知□□ (花押)

大隅國台明寺住僧等誠惶誠恐謹言 申請 大宰府裁事

請被殊蒙 鴻恩、任正八幡宮執印放行賢寄文状、依代代國判旨、停止

当郡住人篤房謀略非理沙汰了細状、

副進

調度文書等案

右、謹檢案内、台明寺無依無祐、往古靈輻、山修山學、聖跡精蘊、草創以
來、不知幾許、但、天智天皇御宇之時、被定館竹貢御所後、逕四百余歲、
根本大伽藍也、住僧等雖迎鄙、顯也、崇持天台教迹、墊四教三觀利観、密
也、伝授真言秘術、抱三密五瓶智水、宰府為仏法、盡賜裁下哉、焉正八幡
宮執印放行賢大德、為紹隆仏法、買取篤房之祖父篤定并檜前篤季之田地、
在当山傍至内、相副本券、当山每年二季被岸之勤并燈油料、寄進武町陸段
田地、又年來伝領戒勢之田、当山三箇日夜不斷常行三昧料蘭卷所并田地
陸段、同以寄進畢、其後七十余箇年之間、敢然他沙汰、隨代代國司、被加
免判畢、國衙在庁郡司等皆悉所承知也、其旨見於調度文書等、而今篤房雖
為篤定末孫、不受繼郡司職、私訴阿多平權守忠景、以彼之武威、乍置相伝
郡司分領半郡事、僅及四五箇年之間、謀計之心甚、欲分取達多年寺領田、
於有限本券田地之頗広、称新開加作之由、今申成府判、始分取寺田、或押
領四至有限寺蘭之案、非理沙汰也、誑惑之甚也、就中於彼岸田燈油田者、
台明寺傍示内也、他領田地全不相交、設雖加作新開、隨至内、令不可有篤
房之沙汰乎、而隨至内燈油田壹段者、今年春既分取畢、兼又以之為元、起
阿覚住僧等、不令切山木、不令刈野卉、於曠野取耕殖物等、一一抑取、不与
山之本作人、京都仁波本寺教岳、鎮西仁波本山内山被崇國內、被祈郡内、
雖然聖朝外朝國司郡司、全不令制止山野草木等乎、以之思之、篤房一人非
列非法也、加之、篤房違代代國判、背往古旧記、狩隨至内禁野、殺伽藍迎
鹿猪之案、付冥付頭、有危有過者也、又去去年篤房之所進府解状称、篤房
先祖有指指願、申請國司、以私田蘭、寄進台明寺云云、是大無実也、大違

妄也、其旨見於故行賢寄文狀、以一推方、証惑甚也、宰府依不令知案内、於彼解狀、被成、御外題敷、但御外題仁波、但可付証文云云、未敢定判御外題也、台明寺公驗寄文証文明白也、篤房者不帶一紙書狀、不取出可為証文指本公驗、而於四至有限寺領田園押分取之条、夷以罪科不輕乎、望請鴻恩、且為公法、且任夷証、令停止篤房之条々非法一一証惑給者、捧恒例不退仏寺之功、系奉祈府國安寧之由、静念誦読経勤行之心、高奉仰正理憲法之責、以解、

應保二年五月十五日

台明寺住僧等謹上

大法師 覺心

(以下九名省略)

四 島津庄別当伴信明解

(略旧記一の四三)
(入来一〇二)

於件山田村者、任相伝之理、可令領掌信明之狀如件、

前越中守平 (花押)

嶋津御庄別当散位伴信明 申請留守裁事、

請被殊任且解狀旨、且依先祖相伝之理御裁許、御庄御領薩摩國薩摩郡内

山田村者、信明先祖相伝之所領也、然不慮外信明父信房時、同国住人忠

景企無本越、被押領取以後、不領知不當愁狀、

右謹檢案内、件所領者、信明先祖相伝所領也、然代代領掌間、無他妨、隨

無異論人、然薩摩国住人故忠景企無本、權門御領云御庄国衙召物、押取越、

忠景舍弟忠永、件所領押取間、如此依無本、被宣使失了、其後宗仁六郎太

夫兼宗彼郡為并濟使職、有限地頭職遺指無難意、不蒙本家裁、不知地頭、

然押領条、言詔不及事也者、恩裁被停止兼宗非道沙汰、依先祖相伝之理、

為被御裁判、子細言上、以解、

寿永二年八月八日

別当散位伴信明上

五 關東御教書案 (旧記一の七六) (島津二九八)

追仰
又件領内於他領
相交者、不能
知行者、
件所領内老所者、可
宛給僧覺弁者、

薩摩国住人阿多四郎宣澄所領谷山郡、伊作郡、日置南郷、同比郷、新御領
名田等事、彼宣澄者、平家謀反之時、張本其一也、仍令停止件職了、早可
令知行地頭職者、依仰執達如件、

建久三年十月廿二日

(盛時)
平 (二階堂行政) 在判
民部丞在判

(島津忠久)
宗兵衛尉殿

六 關東下知狀 (旧記一の七八)

下 鯨嶋前司四郎宗家所

九国薩摩方阿多郡地頭并八箇所名主職等之事

右件之所々、守先例、無他妨不可有当知行子細如件、依仰下知如件、

建久五年二月 日

平 (花押)

七 島津忠久書狀 (旧記一の七九)

鯨嶋 宗家 免許 実
さめしまのむねいへ申、ねんらいめんきやうのしつにより、かつハせん御

下ちらのむねにまかせて、かさねたる御くゑたいらを給ハラむとおもふあ

たのミやうししそのはたけらの事、

みきくたんのあたのこほりいけのそのら、まんさうくうしなりもつ、せん

御くたしふみの状ニめいはくなり、さらにさうあるへからさる状如件、

忠 久 (花押)

八 薩摩国凶田帳写 (島津一四六)

(前略)

大隅正八幡宮御領二百二十五町内

一田御領荒田庄八十町、鹿兒島郡内地頭掃部頭

万得御領百四十五町二段内 郡々散在 鳴津御庄論

此外没官御領内 阿多郡内八段 伊作御庄内三十二町五段并 但正官注進定

(中略)

阿多郡二百五十町

寺領四十四町八段 弥勒寺

社領四町 弥勒寺

寺領五町 安樂寺

社領八段 正八幡官論一宮

公領占九十五町四段内 没官御領 地領佐女島四郎

久吉百四十五町四段 本名主在斤種明

高橋五十町 同地頭佐女島四郎

(中略)

右件凶田注文、去文治年中之比、依豊後冠者謀叛、彼乱逆之間、被引失

畢、仍大略注進如件

建久八年六月 日

(在斤五名位署省略)

九 源実朝下文 (二階堂)

(源実朝)

(花押)

下 相模国機嶋殿原郷住人

補任 地頭職事

左兵衛尉藤原元行

右人依勤功之勳賞、補任彼職之状如件

建曆三年五月九日

一〇 關東下知状 (二階堂)

可早令元行法師為參河国重原庄地頭職事

右人可為彼職之状、依仰下知如件

承久三年七月十二日

(北条義時)

陸奥守平 (花押)

一一 薩摩国府下文 (旧記三の一四九)

厅下 諸郡郷院

可早任先例、令勤仕八幡新田宮御放生雜事

(前略)

阿多郡

道八段 騎兵一人 出馬一疋 松白把 相撲二人 坪六丈 持夫二人

竜頭船一艘 安幕一間 持夫一人 菩薩料一人 坪七丈 御目代屋三間

二立一前 次二十騎流鏑

二番郡司一番

(後略)

右色々雜事等、任先例守式日、可令勤仕之状、如件

承久三年八月廿一日

(署名省略)

一二 關東下知状案 (二階堂)

可令早停止相論、守繪圖判形、致沙汰薩摩国南北境事

右対決之処、如時景申者、当郡内南方者、時景讓得之、北方者家高領之

其境則出自觀音寺大門、過高橋葉師堂之前、通浜路之由、載讓状、且又為

絶向後之違乱、殖置松木於件路之旨、同載讓状畢云云、如家高中者、自觀

音寺大門、通葉師堂路者、在阿方、而時景所立申之北路者、新路也、当寺

別当能登阿蘭梨公殿、為亡母孝養、去年造出北路、所造立万本率都婆也、仍不可為境敷、家高所申南路者、傍于河流、為往古之路、然者以南路所為境也、次殖松木之由、載讓狀事、極虛言也、早可被召出彼狀、若殖松木之旨、書載其詞者、家高可蒙罪之、時景又申云、如祖父宗家法師讓宗景親父之狀者、殖松木之由、不載之、載于宗家法師讓時景之狀云云、家高次申云、雖為時景所得之讓狀、殖松木之旨、於書載者、同可蒙其科云云、爰時景申云、為文官身之問、所申違也云云者、以自身所帶之証文、申違之由、稱申之案、頗有矯誣之疑敷、次家高自身斷本鳥之由事、問注之時者、時景一人見知之問、無証人之由、申之、直被召問之時者、以亡者等立申証人之案、其不足信用敷、抑惡口并構虛言、致讓罪科事、有被定置之旨、而如時景申狀者、已以似惡口、又可謂虛言敷、仍家高所申非無其謂、然則於觀音寺大門前之論所者、以南路可為境、至于其以西者、任宗家法師讓狀之境、各停止相論、可致其沙汰、且加判形於繪圖、下給兩方畢、早守其旨可令領掌之狀、依錄倉殿仰、下知如件、

貞永元年十一月廿八日

武藏守平朝臣御判
相模守平朝臣御判

一三 二階堂行阿元讓狀 (二階堂)

讓渡

相模國懷嶋殿原郷

參河國重原庄

尾張國西門真庄

伊勢國益田庄

肥前國鏡社

陸奥國信夫庄内島和田村

左兵衛尉行氏

右件所々、相副御下文、所讓与也、不可有他妨之狀如件、

仁治元年十月十四日

(元行) 沙弥 (花押)

一四 二階堂氏所領配分狀斷簡 (二階堂)

陸奥國奥玉保

安房國北郡内吉浜村

延壽御前御方

伊勢國益田庄内深矢部郷

万壽御前御方

安房國北郡内下尺方郷

同内要嶋

千壽御前御方

安房國日本寺

伊勢國益田庄内北別所院主職

同内蓮花寺

金壽御前御方

安房國北郡内本名村

一五 將軍家政所下文 (二階堂)

將軍家政所下 左兵衛少尉藤原行氏

可令早領知、肥前國鏡社(可守永平并、伊勢國益田庄、尾張國西門真庄、參河國重原庄、相模國懷嶋内殿原郷、陸奥國信夫庄内島和田村等地頭職事、)右人任親父左衛門尉基行(元行)法名阿今年十月十四日讓狀、守先例、可令領知之狀、所仰如件、以下、

仁治元年閏十月廿日 案主左近將曹菅野

令左衛門少尉藤原 知家事彈正忠清原

別当前武藏守平朝臣 (花押)

一六 六波羅御教書 (日記三の二七一)

薩摩國分寺沙汰人左衛門尉友成申、為阿多郡北方地頭鯨島刑部入道、被

濫妨池部村田畠由事、折紙^{副具}遺之、此事就問注申詞記、寛元二年十二月廿五日被成閑東御下知畢、而如令訴狀者、彼刑部入道押書、依令訴申於宰府、可加覆問之由、雖賜御教書未遂其節之處、妨勸農致種々非法^{云々}者、遂覆問之後、無改沙汰之以前者、雖被先御下知歟、然者守寛元二年御成敗^(可脱力)、停止當時濫妨之由、可令相触于北方地頭之狀如件、

寛元四年九月五日

(北条重時)
相模 守御判

守護代

一七 藤原頼嗣下文案 (二階堂)

御判

下 安房國北郡大河戸大隅前司跡

補任地頭職事、

左衛門尉藤原行氏

右人依勲功之賞、補任彼職之狀如件、

宝治元年六月廿三日

一八 關東下知狀 (旧記三の二八〇) (新田七一)

(○首欠)

任彼例付代官畢、地頭給田參町參段也、有御不審者、宜澄親類并舅平權守忠景子孫多之、可被尋問歟、康和紛失狀、建久凶田帳事、依為往昔不知及之、宜澄之時結解狀事、當國之習目代相交之所者、稱公領、不相交之所者、稱不輪領、就彼狀、本地頭何不致沙汰哉、國分寺御下知事、依為非勘所訴申也云々、永慶等申云、西迎為行願代官之由虛言也、西迎請作公田之時、行願召仕之許也、社家代々任符進之云々、行願申云、西迎為行願代官否事、地頭給田有無事、可被尋問云々者、如社家所進康和立券紛失狀、宜澄治承四年結解狀、建久八年惣凶帳、年々取帳目錄者、

為社家之進止、地頭不相交之由所見也、如行願所稱御下文以下狀者、不令領知神領歟、而行願任自由、押領地本之條、難遍無道之科矣、

一年貢事、

右、如御前檢校生西申者、一向為社家之進止、遂檢注、令收納之歟、行願去年企濫妨、行檢注納取所當之間、本所年貢嗣如、恒例神事退転、去々年者百廿余石徵收之歟、去年者并五十余石之條、無謂云々、如行願申者、每年百廿余石徵收之歟、寄事於左右、為致煩、依不遂其節、為全年貢、郡司代吉行遂檢注、收納所當、下行梶取畢、百廿余石事、滿作之時者不知之、去年分五十九石余也、依實之高下、有進米之相違云々、前々自社家遂檢注、令收納之歟、行願去年始行檢注、遂收納、減失年貢之條、承伏已畢、難遍其科矣、

一 社家政所敷地并宮蘭白等桑藍事

右、如座主觀宗申者、行願背先例、押取彼色々物畢、可被糾返云々者、彼數等社家進止之由、見先段、然者子細同前矣、

一 神王而事

右、如生西申者、彼面者往古之靈物、大菩薩之御鉢也、寛元四年八月為明所當之落否、罷向神領之歟、奪取一神王面、奉置百姓下平太之許、打破二王面畢、承久之比、依正八幡宮領帖佐鄉事、御家人良西奪取彼宮王面之間、關東有御沙汰之上、公家被行仗議之歟、所奪取之罪、當大辟之由、議奏云々、如行願申者、神王面何物哉、不知名字、若王舞面形歟、大菩薩御鉢之由、有何所見哉、不及破損、無奪取之儀、奉置下平太許之由事不知之、神人寄事於左右、打破合声、響郡内之間、不知手足之所措、若打落歟云々、打破二神王面事、以問注奉行人康連基氏等、被夷檢之處、無異儀歟、一神王面者、奉置百姓下平太許之由、生西令申之歟、不知之言、行願陳詞非無矯矯歟、行願或押領不輪神領地本、或遂自由檢注、令減失年貢之間、狼藉事、雖論申、不足信用、然者難遍罪科矣、

一 燒松社家政所事、

右、如權太官司末綱申者、寛元三年十二月廿八日行願差遣子息三郎家用・郡司代吉行・四郎丸、為燒政所、雖令放火傍在家、無風難之間、政所者令殘之歟、其後行願加下知、令燒畢云々、如行願申者、燒松政所由事、

極無実也、自本無政所、安貞二年執印下知狀事新儀也云々者、自余条々行願所行、旁為無道之間、放火之条、(無所遁欺、)

一 打破神人福方法師頭、折宗清指、(友安末光等事カ)

右、如宗清并福方法師中者、行願取神領田之間、為(右カ)子細、罷向彼所之處、郡司太郎景吉・越後房・二郎大夫以下(左カ)遣數多人勢之間、福刀者以杖被打破頭也、宗清者被打(中)指畢、友安・末光者、被付繩畢云々、如行願申者、打破頭、折指、付繩由事、極無実也、且先年国分寺神人令付(右カ)、小門逃出、訴申事由問、給御教書畢、交名注文如此、景吉・越後房・次郎大夫罷向之由申之、然者陪仰可召進也、可有(右カ)尋敷云々者、打破神人福刀頭、折宗清指、棚友安・末光等(中)論中之、可被召對交名輩之由、行願雖令申、被夷檢之、其証見在之間、為勿論欺、然者行願旁難遁其科矣

一 被運取西迎稻由事、

右、如行願申者、西迎請作郡領田之處、所當未進五十余(右カ)、為明子細、立點札於西迎稻畢、而神人藤平太并定使免神(中)取畢云々、如末繩申者、田所二郎吉忠(西迎)耕作宮領之處、(中)取稱、為并所當、依荊置宮齒運取畢、有未進者、可被責(中)欺云々者、被改易行願所帶之上、不及沙汰焉

一 兩方惡口事

右、如行願訴狀者、行願還俗之身、不可參侍所之由、師久令申(中)、可被糾明也云々、如師久陳狀者、師久祖父為嶋津豐後前司忠久小舍重之由、令申畢、尤可被糾也、如行願甥二郎左衛門尉(中者カ)、行願還俗之由依申之、申子細畢云々者、彼此中狀、為枝葉之間、非沙汰之限矣、以前条々、子細如斯、行願所行旁難遁罪科之間、於阿多郡北方行願知行分地頭職者、被改補他人畢、至下手之輩者、召上京都、可被斷罪之由、令下知六波羅畢者、依鎌倉殿仰、下知如件、

宝治元年十月廿五日

(北条時頼)
左近將監平朝臣 在御判

(北条重時)
相模守 平朝臣 在御判

一九 關東御教書案 (旧記三の二八)

薩摩国新田宮所司神官等申、阿多郡北方地頭鯨鳴刑部承家高法師条々所行難遁罪科之間、被改補彼地頭職了、下手人(在交名者)、早召上京都、申入冷泉殿、宜被斷罪者、依仰執達如件、

宝治元年十月廿五日

(北条時頼)
左近將監在判
相模守 在判

二〇 關東御教書 (二階堂)

永福寺修理用途事、雖可被付難尋、可為人々煩之間、所被仰付薩摩国阿多郡北方地頭職也、所役之注文遣之、任狀可被致其沙汰、終彼役之後、可被付他役也、云田數、云得分、可被注進之狀、依仰執達如件、

建長元年八月九日

(北条時頼)
相模守 (花押)
(北条重時)
陸奥守 (花押)

(行久・行昌)
常陸入道殿

二一 六波羅御教書案 (旧記四の二九)

薩摩国新田宮所司申、神王前破損下手人阿多郡北方地頭鯨鳴刑部承家高法師所從吉行間事、訴狀(副具)如此事、被下關東御教書之間、度々令下知之、逃去之由、令申之条、何緣事哉、尋搜在所、早速可令召進其身之狀如件、

建長元年八月十一日

守護代

(北条長時)
左近將監 在御判

二二 二階堂行日行讓狀 (二階堂)

讓渡 所領式箇所事、

一所 相模國大井庄内吉田嶋

一所 薩摩國阿多郡北方

右相具調度文書、所讓渡向女房実也、不可有他妨之狀如件、

文永三年六月十日

(二階堂行日)
沙弥行日 (花押)

二三 二階堂行日行讓狀 (二階堂)

讓渡 領地并倉等事

一所 在西御門入奥地

一所 浜倉半分

右相副証文、所讓渡向女房也、兼又鎌倉宿所乃倉納物事与名越女房兩人、各可被分取半分也、於浜倉者、同相半分、可有其沙汰、但至敷地者、所令借用他人之領也、然者向後も他主を相語て毎年無憾怠、并其地子、可被領知之狀如件、

文永三年六月十日

沙弥行日 (花押)

二四 關東下知狀 (二階堂)

可早以藤原氏行久法師領知、相模國大井庄内吉田嶋、薩摩國阿多郡北方等地頭職事、

右、任亡父前常陸介行久法師行日去年六月十日讓狀、可令領掌之狀、依仰下知如件、

文永四年四月廿四日

(北条時宗)
相模守 平朝臣 (花押)
(北条政村)
左京權大夫平朝臣 (花押)

二五 二階堂氏所領注文 (二階堂)

所々堺事

一 懷嶋与萩曾禰堺事

是非あるきとの河流をたゞして可用之、

一 同懷嶋与柳嶋堺事、

任当知行之例、可致其沙汰也、

一 重原庄与今村堺事

於出畠者、付作人、任先例、可致其沙汰、至野山堺者、三郎左衛門尉一向為計、郷分無數様、有芳心可立之也、

一 北郡村々堺事

分々當時名主等、知行例在之歟、早守彼例、無違乱可致沙汰也、

一 益田庄与深矢部郷山野堺事

をかこへの南大堂かふち小堂かふちのあい、大道より山へのほりたるふるき馬路あり、それよりとさはやしの東の峯の路へのほりて、その路より、そかはのとりのうちの峯の西むしうの谷のかしらへ、路のままのほりて、そかはの峯きりのおほみちを、峯つゞき、西へとをしてきたの山を深矢部に領知すへし、又嶋々におきてハ、嘉禄檢注の取帳に付たる嶋の外ハ惣庄に領知すへし、

一 同庄与安永野堺事

きたをかきる神戸さかい、南をかきるあさけの郡の堺、東ハ今切のうちの江の西のはたをかきりて安永に領知すへし、但このうちに船つく湊ハ惣庄に沙汰すへし、西ハ皆ふるきつくりたる間、つくりより東を領知すへし、此野内ニ嘉禄檢注以後の新田畠少々在之歟、同安永の内として領知すへし、

右任此狀、可致沙汰之狀如件、

文永八年五月七日

二六 關東御教書 (二階堂)

蒙古人可襲來之由、有其聞之間、所下遣御家人等於鎮西也、早速差下器用代官於薩摩國阿多北方、相伴守護人、且令致異國之防禦、且可鎮領内之惡党者、依仰執達如件、

文永八年九月十三日

(北条時宗)
相模守 (花押)

(北条政村)
左京権大夫 (花押)

阿多北方地頭殿

二七 將軍家政所下文 (二階堂)

將軍家政所下

可令早左衛門尉藤原行景領知、參河國重原庄、相模國懷嶋内殿原郷、安房國北郡内不入斗等地頭職事、右任亡父前隱岐守行氏法師法名道智去年四月十六日議狀、可令領掌之狀、所仰如件、以下、

文永九年五月廿六日

案主菅野

知家事

令左衛門少尉藤原

別当左京権大夫平朝臣御判

相模守 平朝臣御判

二八 將軍家政所下文 (二階堂)

將軍家政所下

可令早前隱岐守藤原行景領知、相模國大井庄内金子郷信濃次郎左衛門尉行氏跡、右人、守先例可致沙汰之狀、所仰如件、以下、

弘安六年七月廿三日

案主菅野

知家事

令左衛門少尉藤原

別当相模守平朝臣 (北条時宗) (花押)

駿河守平朝臣 (北条業時) (花押)

二九 僧明賀議狀 (二階堂)

さつまの国内阿多観音寺院主しきならひに白河のうらの水田はく地そのあひたの事、

右件ところハ、明賀さうてんのりやう也、しかるあひた、次第てうとのせうもんとてつきの狀をあひそへて、琳嚴二えいたいをかきて、ゆつりわたすところ也、よてたのさまたけなく、さうてんせしむへき狀如件、

弘安六年十一月廿二日

僧明賀在判

三〇 關東御教書 (二階堂)

異賊警固事、マヤ嚴有沙汰之上、任申請、可令差下子息三郎左衛門尉於所領阿多北方狀、依仰執達如件、

正応五年十一月七日

(北条宣時)
陸奥守 (花押)

(北条貞時)
相模守 (花押)

隱岐入道後家

三一 關東御教書 (二階堂)

薩摩國阿多北方年貢□当所之外無知行地之處、依異國警固、差下子息云々、仍所有御免也者、依仰執達如件、

永仁二年十二月廿七日

(北条宣時)
陸奥守 (花押)

(北条貞時)
相模守 (花押)

隱岐入道後家

三二 関東御教書 (二階堂)

横嶋隠岐入道後家中、子息三郎左衛門尉泰行暫可参関東山事、所有御免也、可被存其旨之状、依仰執達如件、

永仁五年十二月十日

陸奥守 (北条宗宣) (花押)
相模守 (北条貞時) (花押)

上総前司殿

三三 関東下知状 (二階堂)

可令早隠岐三郎左衛門尉法師法名道忍領知、豊前国金田庄内金田村地頭職并菊池九郎次郎高貴所領事、
右守先例、可致沙汰之状、依仰下知如件、

嘉元二年五月廿六日

相模守 (北条師時) (花押)
平朝臣 (北条時村) (花押)
左京権大夫平朝臣 (花押)

三四 二階堂行景後家忍照讓状 (二階堂)

任此状、可令領掌之由、依仰下知如件、

延慶二年六月廿九日

陸奥守 (花押)
相模守 (花押)

ふせんの国かなたのむらのちとうしきの事、御下文ふみにまかせて、はふんかなからとみつまでしまろとをきの五郎にゆつりわたす、

かんけん三年二月十七日 (忍照) (花押)

三五 二階堂行景後家忍照讓状 (二階堂)

正校了
任此状、可令領掌之由、依仰下知如件、

延慶二年六月廿九日

陸奥守 在判
相模守 在判

ふせんの国かなたのむらのちとうしきの事、御下文ふみにまかせて、はふんとさつまでのたふせのかうはふん、をきの三郎にゆつりわたす、

かんけん三年二月十七日

在判

三六 鎮西御教書 (二階堂)

弘安四年蒙古合戦勲功賞配分事

一人薩摩国阿多北方地頭常陸入道女子藤原氏代景重

田地五町 薩摩国給黎院給黎三郎入道法西跡

一所 一町七反廿上久六崎

一所 八反中 伊草田同果

一所 四反卅 橋切同

一所 一町九反卅中、山崎田二町七反内同

屋敷二字

一字 水坂箇 田貫村内

一字 三郎次郎箇 同村内

右孔子配分如此、且守先例、可令領知之状如件、

嘉元三年四月六日

(北条政頼)
上総介平朝臣 (花押)

三七 鯨島光家申状案 (二階堂)

薩摩国阿多郡南方地頭鯨島孫次郎光家法師法名蓮覚謹申、

欲早被停止非分押領、任御下知以下証文、蒙御成敗、被紕返年々得分

物、為同郡北方地頭隱岐三郎左衛門入道々忍（今者死去跡輩等）、令押領南方内田畠在家以下所々無謂事、

副進

一通 高祖父宗家讓与宗景狀建保六年十一月廿日

一通 關東御下知狀 貞永元年十一月廿八日

右当郡者、高祖父鯨嶋四郎宗家建久三年八月廿五日令押領之後、相分于二、於南方者、讓与宗景（曾祖父）、至北方者、讓与家高（嫡子）、仍南方者、自宗景迄于蓮党、代々知行無相違、而北方者、依家高之旨、被収公之、宛給于隱岐常陸入道畢、爰如所給本主時景家高等之貞永元年十一月廿八日關東御下知者、於觀音寺大門前之論所者、以南路可為堺、至于其以西者、任宗家法師讓狀之堺、各停止相論、可致其沙汰（云々）、然者、云御下知狀、云宗家讓狀、堺顯然之處、隱岐三郎左衛門入道々忍、近年給分外、令押領之間、擬訴申之處、令死去之上者、被相懸彼跡、任御下知以下証文、被止件押領、為被糾返年々得分物、粗言上如件、

嘉元三年六月 日

三八 二階堂行景後家忍照讓狀 （二階堂）

任此狀、可令領掌之由、依仰下知如件、

延慶二年七月七日

陸奥守 （花押）
相模守 （花押）

讓渡 隱岐三郎泰藤

薩摩国給黎院内田地五丁屋敷二所
右の所は弘安四年蒙古いくさのくむこうに給はる所也、よて御下文をあひそへて、ゆつりあたふるところ実也、他のさまたけなく知行すへし、よて讓狀如件、

嘉元三年八月廿九日

尼忍照 （花押）

三九 鎮西御教書 （二階堂）

薩摩国阿多郡南方地頭鯨嶋太郎入道蓮党申、令押領南方内田畠在家以下所々由事、重訴狀聞具書如此、来月五日以前可被明中、令違期者、殊可有其沙汰也、仍執達如件、

嘉元三年九月十二日

上総介 （北条政頼）
（花押）

隱岐三郎左衛門入道殿跡

四〇 阿多五大院田名主蓮道請文 （旧記八の七三三） （新田二九）

（端裏書 阿多名主請文田所入道狀事）

阿多五大院田内弥平太与太浦入道、除知行分、今又河辺宮下仁令治却参町六段下地候、被聞食之由の可給御狀候、又去々年御年貢未進無一粒毛未進、八月申仁可致沙汰候、若未進候ハん時者、除此参町六段、所殘候、先日任所入置候証文旨、名主職於可有御知行候、仍為後日之狀如件、

嘉元四年五月廿五日

沙弥蓮道 （花押）

四一 二階堂行景後家忍照置文 （二階堂）

定置条々

以薩摩国阿多郡北方田布施高橋兩郷、讓与得分親等間事、
一 田布施郷者、子息三郎左衛門入道道忍存生之時讓与之間、道忍死去之刻、後家子息等仁分讓之由、聞之畢、彼田布施郷与高橋郷界者、大野井手延學留藩於下利仁、禮乃木乃志太阿加宇會能道乃於利口、平山河乃流、大溝於下利、池部河仁落合、高柳乃大井手余利大溝下利仁高橋渡度仁可通之、山堺者、谷山大道於堀止志天、南者可為高橋郷分、北者可為田布施郷分、但分讓之内相当奥山之輩在之、為彼称山口、不可致違乱矣、
一 高橋郷者、各別讓狀等在之矣、

一年貢并警固役以下納公事等事、

田布施高橋而郷寄合、可致等分之沙汰矣、

一背此置文、成違乱者、彼輩者忍照加可為不孝之仁、於分領者、無違乱之仁、可中賜之矣、

右守此旨、永代可令領知之狀如件、

延慶元年正月六日

(忍照)
(花押)

四二 二階堂行景後家忍照置文

(二階堂)

薩摩國阿多北方御所用途百伍拾貫文毎年仁鎌合へさたしまいらするといへとも、故左衛門入道殿鎮西警固ニよて、御免あるうゑハ、高橋の郷に毎年七拾伍貫もんにあたる用途をハ、尼一期の後は面々庶子知行の分限にしたかいて、彼用途を惣領の方へ可弁也、いづれも孫たりといへとも、故三郎左衛門入道の身にむけて御免あるあひた、尼か心にまかせぬにて、置文を加様ニ書置候也、もし懈怠をいたさん輩ハ、下地を可申給也、又庶子等とかなからんを、惣領方よりわつらハすましきなり、仍為向後置文如件、

正和三年二月廿八日

忍 照 (花押)

四三 僧琳慶讓狀

(阿多)
(旧記九の八四三)

(伊作久長)
嶋津下野彦三郎左衛門尉殿御子息徳壽御前与琳慶、自幼少依申師弟契約、奉讓薩摩國阿多郡五大院内田地拾町貳段、同池辺園者ケ所^{在別紙者}、右彼田園等、依不淺徳壽御前御志、相副河辺弥平太入道後家白筆讓狀并次第証文等、限永代奉讓畢、守証文等之旨、可有御知行候、但社役者、任先例、可有其沙汰候、更不可有後日違乱煩變改之儀候、仍為後代龜鏡、讓狀如件、

(二三八)
文保貳年二月廿日

僧 琳 慶 (花押)

四四 伊作庄雜掌承信等申狀

(旧記九の八六七)
(島津五四一)

嶋津御庄内薩摩方伊作庄雜掌法橋承信并下司高純謹言上、
欲被与奪当庄本訴奉行人安富三郎貞泰方、被経御沙汰、被召上同國阿多郡北方一分地頭隱岐三郎^{(行經)不知}、被究御沙汰淵底、任傍例、蒙御成敗、当庄入来別符名内大牟礼并大野名内塩道上毛夜木瀬任和田名内橋牟礼狼野津波牟礼以下所々、打越往古境、去正安三年以来令押領条、更不可遁所当罪科子細事、
副進

一通 立券狀案文治四年十月 日

右当庄者、為 本家近衛殿、領家一乘院家御領、進止之地也、而隱岐三郎任雅意、打越往古之境、令押領之上者、早被与奪安富三郎方、被召上彼隱岐三郎、被経傍例御沙汰、為蒙御成敗、仍相恐々言上如件、

文保參年六月 日

四五 鎮西御教書案

(旧記九の八七〇)
(島津五四二)

薩摩方伊作庄雜掌承信高純等申当庄入来別符境事、重訴狀如此、隱岐三郎背両度催促無首云々、所詮、尋問夷否、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

元應元年九月廿日

(北条隨時)
前遠江守御判

(道雅)
在國司入道殿

四六 二階堂行雄請文

(旧記九の八七四)
(島津五三五)

八月廿日御教書、同九月廿日御教書訴狀、十一月二日同日到来、謹拜見仕候畢、抑薩摩方伊作庄雜掌承信高純申境事、任被仰下旨、以一瀬弥次郎入

道見仏、急速可令明申候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元応元年十一月三日

藤原行雄（花押）

四七 薩摩在国司道雄請文（旧記九の八七五）
（島津五三六）

（端裏書）

「在国司入道々雄請文」

薩摩方伊作庄雜掌承信高純等申当庄入来別符境事、任被仰下之旨、相触隠岐三郎候之處、請文如此候、仍令進上候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

元応元年十一月五日

沙弥道雄（裏花押）

四八 阿多北方地頭代一瀬見仏請文（旧記九の八七九）
（島津五四一）

号嶋津庄内薩摩方伊作庄雜掌承信并下司高純等、掠訴申候同国阿多北方地頭隠岐三郎行雄、当庄入来別符名内大牟礼并大野名内塩道上毛夜木瀬任、和田名内橋牟礼狼野津波牟礼以下所々、打越往古堺、去正安三年以来、押領由事、此条無跡形不実候、於当方者、隠岐常陸前司入道行日（曾祖父）去建長年中押領以降、至于行雄、代々七十余年之間、相伝知行無相違地也、仍先々預所下司等、敢以不申子細處、承信高純等、今度始而及掠訴之条、希代奸謀、何如之哉、且於当庄者、近衛殿御領也、其子細承信等書載于本解状之筆、至阿多郡者、大宰府領也、号彼雜掌右衛門尉成守、當時一番御手、為撰津式部房夷胤奉行、年貢事所令番訴陳也、凡如此領家各別之地界相論事、如傍例者、可為聖斷候上者、承信等奸訴、不可及執御沙汰候、以此旨、可有御披露候、見仏恐惶謹言、

元応二年二月八日

阿多北方地頭代沙弥見仏（請文）
在裏判

四九 北条時直書下（二階堂）

弁城・草場・吉松・神崎等、去年者、為請所之上者、不及子細、当年所務事、除宇佐造官粮米、遂結解、殊有公平之縁、右衛門尉相共可被致其沙汰之由、依仰執達如件、

元亨元年四月五日

前上野介（北条時直）
（花押）

金田庄直人等中

五〇 関東御教書（二階堂）

東大寺修造功事、觀負尉所望所被舉申也、於功銀百貫文者、可令送寺家之状、依仰執達如件、

元亨元年十月廿日

相模守（北条高時）
（花押）
前武藏守（北条貞顯）
（花押）

隠岐三郎殿

五一 阿多泰忠請文（新田三〇）

（端裏書）

「あたいや次郎中状正文」

就御注進候、河辺左衛門三郎知行分、五大院内三丁六段、并兵衛太郎分、安堵仕候上ハ、公文書無御免候て、不可沽却于權門人候、若又御年貢以下社役等懈怠仕候者、知行分可被召候、仍為後日之状如件、

元亨三年四月十七日

泰忠（阿多）
（花押）

五二 小目代成宗請取（二階堂）

請取

府領薩摩国阿多郡北方年貢用途事、

合肆拾伍貫文者

右自正和五年至元亨元年六ヶ年分所請取如件、

正中式年九月廿七日

小目代成宗 (花押)

五三 鎮西御教書 (二階堂)

大宰府雜掌中、薩摩國阿多郡北方年貢事、如去月廿七日小目代成宗請取者、府領薩摩國阿多郡北方年貢用途四十五貫文、自正和五年至元亨元年六ヶ年分請取云々、尋下雜掌之處、如今月九日雜掌為平請文者、阿多郡北方府年貢事、去月廿七日返抄無相違云々、可被存其旨、仍執達如件、

正中二年十月十六日

修理亮 (花押)

隱岐三郎左衛門尉殿

五四 鎮西御教書 (二階堂)

薩摩國阿多郡府年貢事、如大宰府小目代成宗今月八日返抄者、嘉曆元年以前分皆納云々、被尋問雜掌為平之處、如同十五日請文者、阿多郡北方府年貢事、至今年并濟云々、可被存其旨、仍執達如件、

嘉曆元年十二月廿五日

修理亮 (花押)

隱岐三郎左衛門入道殿

五五 鎮西下知狀 (二階堂)

隱岐三郎左衛門尉法名尉行名代頭雄申、薩摩國阿多郡北方内高橋郷御所用途事、

右如所進被下隱岐入道後家之正応五年十二月七日關東御教書者、異賊警固事、嚴密有沙汰之上、任申請可令差下子息三郎左衛門尉於所領阿多郡北方云、如被宛同人之永仁貳年十二月廿七日同御教書者、薩摩國阿多郡北方年貢事、當所之外、無知行地之處、依異國警固、差下子息云云、仍所有御免也

云云、如尼忍照正和三年二月廿八日置文者、薩摩國阿多郡北方御所用途百伍拾貫文、每年仁鎌倉江沙汰志満伊良須留登雖登母故左衛門入道殿鎮西警固仁依天御免阿留上者、高橋郷仁每年拾五貫文仁當留用途於波尼一期能後者面々庶子知行能分限仁隨天彼用途於惣領能方江可弁也、何母孫多利登雖登母、故三郎左衛門入道能身仁向天御免阿留間、尼實心仁任世叔仁依天體文於加樣爾書置候也、若憚怠乎致佐牟輩者、下地於可申給也、又庶子等皆無加良牟於惣領方与利煩利須満志幾也云云、捧彼狀等亡父三郎左衛門入道々忍、為異國警固下向之間、依其旁、當方御并貢蒙御免之間、祖母忍照書置子細之處、庶子等對捍之上者、任誠句、可被付下地於惣領之由、就訴申嘉曆貳年十一月以後度々追召文之上、仰市來孫太郎時家、尋問難決其否、如執進一分庶子近江四郎左衛門尉後家代道阿今年正月廿八日請文者、彼御所用途事、致沙汰、請取明白候、將亦正員在鎌倉候、企參上、可明申云云、所詮者、道阿進請文之後、于今不參、不遁難決咎之上、帶返抄云云、可致沙汰之条、勿論歟、然則於件用途者、遂結解、有未進者、可究濟矣者、依仰下知如件、

嘉曆四年九月廿日

修理亮平朝臣 (花押)

五六 鎮西下知狀 (二階堂)

隱岐三郎左衛門尉法名尉行名代頭雄與同孫三郎定氏妙性相論薩摩國阿多郡北方高橋郷事、

右訴陳二問答之上、於引付之座、召決之處、拾拾所申枝葉雖多、所詮顯雄則彼北方者、祖母忍照所領也、而為異賊警固、可差下子息隱岐左衛門入道々忍行在父於鎮西之由、正応五年依被成御教書道忍下向之刻、御年貢每年百伍拾貫文蒙御免之間、於下地者、雖分讓之、至年貢者、可弁惣領之条、忍照置文分明之處、定氏對捍之上者、任誠句、可被付下地之由、訴之、妙性亦忍照遺領者、數輩知行之間、於警固役者、各令勤仕畢、爭可弁御免年貢於惣領之由、可書置哉、眼前之謀害也、可被奇指濫訴之旨、陳之處、爰

如顯雄所進被下隱岐入道後家之正応五年十二月七日關東御教書、吳賊著固事、嚴密有沙汰之上、任申請可令差下子息三郎左衛門尉於所領阿多北方云云、如被宛同人之永仁二年十二月廿七日同御教書者、薩摩國阿多北方貢當所之外無知行之處、依異國醫固、差下子息云云、仍所有御免也云云、如忍照正和三年二月廿八日置文者、薩摩國阿多北方御所用途百伍拾貫每年仁鎌倉江沙汰進須留登離登母、故左衛門入道殿鎮西警固爾依天御免阿留上者、高橋鄉爾每年架拾貫文仁當流用途於波、尼一期乃後者、面々庶子知行乃分限爾隨天彼用途惣領乃方可弁也、何毛孫他利登離登母、故三郎左衛門入道身爾向天御免登留間、尼實心仁任世奴國依天、置文乎加樣仁書置也、若懈怠乎致佐牟輩者、下地於可申給也、又庶子等咎加良牟於惣領方与利謂煩波須末志幾也云云者、後家女子知行之鎮西所領者、非警固要器之固、可被収公之由、正応年中有沙汰之刻、當力者、就差下子息道忍全知行之上、依彼勞効、蒙年貢御免之間、存其由緒、於高橋鄉分差拾伍貫文者、可弁惣領行存之条、忍照置文分明之旨、顯雄申之處、以忍照所給御教書、乃道忍拜領之条、參差由、妙性雖稱之、可差下道忍^{在時}之旨、御教書稱焉之固、加了見敷、而於正応御教書者、被宛忍照之處、不任意之旨、載置文之条、為謀書之由、妙性又雖申之、依道忍下向、蒙御免之間、令書表子細敷、不足繆難、隨而如御教書年貢也、号置文者、御所用途云云、名目相違之旨、妙性申之處、進御所之固、御所用途之由、令書敷之旨、顯雄稱之、非無会釈哉、加之異賊番役者、面々所令勤仕也、道忍一人難募其功之由、妙性雖申之、無支証之上、彼役者、嘉元以來被止罷、忍照死去者、正和年中也、本主存日不可各別間、不及沙汰、且件年貢可弁惣領者、尤可載子細於護狀處、無其儀之旨、妙性雖稱之、如然事、就置文有沙汰之条、為常例敷、將又彼年貢事、不実也、可被召出御免以前証狀之由、依妙性申、如顯雄出帶正嘉二年十二月十六日關東御教書者、阿多北方御年貢錢實百伍拾貫文每年無懈怠可進云云、子細炳焉之上、或忍照蒙御免之由稱之、或不存知之旨、妙性申之間、陳詞互而端畢、所詮置文謀書之由、妙性雖稱之、於顯雄差申行存弟六郎左衛門尉成藤、又三郎行武所帶忍照護狀者、皆一味之仁、妙性嫌申訖、至妙性引申近江四郎左衛門尉後家所持狀者、就行存証、弁彼用途之由、代官道阿依

進請文、先日裁許之上、承伏狀不及召出之、宮内少輔入道妻者、載陳狀之間、對決之時、被尋問之處、不知在所之旨、妙性申畢、旁難及類書之沙汰之上者、置文実書之条勿論敷、凡如彼狀者、致懈怠之輩分、猶惣領可申給之由、書載之處、以行存所帶祖母忍照置文、定氏加謀作難之条、不通其咎敷、然則任傍例、就誠句、於當鄉内定氏分領者、所被付于行存也矣者、依仰下知如件

元徳元年十二月廿五日

右總目幕判

(北条英時)
修理亮平朝臣 (花押)

五七 新田宮雜掌道海申狀案 (新田一〇四)

(端裏書)

「新田宮雜掌申 元徳二八五」

薩摩國八幡新田宮雜掌道海謹言上

為當官御領阿多五大院田内弥平太入道跡名主大隅新三郎^(久頼)、違背領家御下知并執印催促狀、抑留四土陸段所^(當米)、書生得分、算失段米等間、雖可訴申守護方、依有差^(合則、所)、令言上公方也、然且依先例、且任領家御下知并執印催促狀旨、欲蒙御成敗事、

副進

一通 鎮西御教書 守護差合所見備之
正和四年七月廿四日

一通 領家御下知 元亨四年八月廿八日
同年同月同日

一通 執印催促狀 延慶二年十月晦日

一通 書生得分支配狀

一通 可弁書生得分等由名主運道狀

右院田者、於每年檢注地、書生權執印引算算失段米等之条先例也、爰彼院田名主田所次郎入道運道、止檢注使入部、有限可弁書生得分等之由、自請申之以來、迄于當名主等、致其沙汰之處、限久願抑留彼得分物等之間、於社家公文所相番訴陳、被注進彼狀等於領家、雖蒙裁斷御下知、久願募武

威 不致其弁之上者、且任先規例、且倭御下知等之道理、云々々御留分、云同後段、可究濟之由欲蒙御成敗矣、次四土陸段所當米久願押取事、子細雖多之、所詮任相伝知行之旨、停止久願濫妨、任元応御下知、熊丸可令知行、所押取之所當米者、遂結解任員數、可究濟熊丸之由、雖預領家御下知、為久願非分知行名主、不及其沙汰之条、罪科不輕者哉、然早任彼御下知等之旨、為蒙御成敗、粗言上如件、

元德二年六月 日

五八 鎮西御教書 (二階堂)

豊前国金田村地頭隱岐三郎左衛門入道行存代頭雄申、當村內河成新開田事、訴狀如此、子細見狀、早參對可被明申也、仍執達如件、

元德二年九月十二日

修理亮 (花押)
(北条英時)

五九 鎮西御教書案 (新田一二)

薩摩国新田宮雜掌申、當宮修造料米事、重申狀如此、宮里導門房背度々催促之間、尋問実否、可注進之由先度被仰了、早速可申左右也、仍執達如件、

元德三年七月二日

修理亮御判
(北条英時)

莫禰郡司入道殿

案 宮里導門房事、阿多段米事、

六〇 鎮西下知狀 (二階堂)

「正文在敷根衆中二階堂八左衛門行寛」
隱岐三郎左衛門尉行雄法師法名 行存代頭雄申、薩摩国阿多北方内高橋郷御所用途事

右行存帶關東度々御教書、祖母忍附置文、申子細處、庶子近江四郎左衛門

尉後家代道阿、進承伏請文間、嘉曆四年^{改元}九月廿日被裁許訖、而不致弁之中、就訴申、去年^{元德}正月十六日三月六日兩度催促之上、仰渡谷又次郎入道寛禪、被尋問違背実否之處、如寛禪同九月八日諸文者、高橋郷年貢事、雖相觸、近江四郎左衛門尉後家代不及散狀云云、^{起請之詞者、}不応度々御下知之条、難違違背咎之上、如忍昭正和三年二月廿八口置文者、致懈意之輩分者、忽領可申給下地之由、就載之、一分庶子隱岐三郎貞氏所帶、既裁許畢、旁不及異儀、然則當郷内、於彼後家分領者、所被付行存也焉者、依仰下知如件、

元德三年八月廿日

修理亮平朝臣 (花押)
(北条英時)

六一 新田宮雜掌道海重申狀案 (新田一二)

薩摩国八幡新田宮雜掌道海重言上

同国宮里導門房、背度々召文、令難洪開、莫禰郡司入道被尋問違背実否、刻、依新法、重可被相觸由被仰出上者、任定法、欲被經御沙汰、當宮修造料米事、

副進

一通 御教書案 敷通先進畢

右、子細言上先訖、然早急速為被經御沙汰、重言上如件、

元德四年七月 日

六二 鎮西御教書案 (新田一二)

薩摩国新田宮雜掌申、當宮修造料并段米事、重申狀二通如此、宮里導門房、大隅新三郎等、背度々催促之間、尋問実否可注進之由、先度仰之処不事行云々、早速可申左右也、仍執達如件、

正慶元年八月十日

修理亮御判
(北条英時)

莫禰郡司入道殿

六三 道弘相博狀 (二階堂)

「正文在敷根衆中二階堂八衛門行寬」
薩摩國阿多郡内高橋郷内之道北在家等事、相博申候上者、於向後者、一門他門之間にも心を合テ、雖聊不可成違乱煩、偏成同心思、末々までも、一切不可有矯矯之儀、此条爲申候者、相互爲神御罰お可罷蒙也、仍契狀如件、

正慶二年閏二月廿七日

道弘 (花押)

六四 二階堂行久軍忠狀 (二階堂)

隱岐三郎兵衛尉行久謹言上、

欲以去月廿五日、爲薩摩國守護總州方御手一番、押寄武藏修理亮博多宿所北門、令乘越築地、令追伐數輩人等、令分取生取、依抽合戰忠勤於戰場、云總州方、云江州方、旁令申訖、其後爲守護御方、被加分取生取等、候見上者、被經急速御沙汰、預恩賞、弥成弓箭勇子細狀、右令致合戰忠勤之条、無其隱□者、被經急速御沙汰、預恩賞、弥爲令成弓箭勇、恐々言上如件、

元弘三年六月 日

六五 島津道鑑久舉狀 (二階堂)

薩摩國阿多郡一分地頭隱岐三郎兵衛尉行久申、武藏修理亮美時誅伐合戰之時、分取生虜等事、加候見候畢、仍解狀謹進覽之、以此旨、可有洩御披露候平、道鑑恐惶謹言、

元弘三年八月十日

(島津貞久)
沙弥道鑑

進上 御奉行所

六六 鎮西御教書 (二階堂)

薩摩國關所并京進年貢等事、不謂大小諸庄園、嶋津上總入道相共、平均点定之、可被沙汰進也、且云先地頭并庄官下司公文等之名字、云年貢之分限、載起請詞、可被注進之、若寄事於寺社領、雖令逼進、先点之、令糺明夷否、被注申子細之狀、依仰執達如件、

建武三年三月十二日

(高師直)
武藏權守 (花押)

紀伊權守殿

六七 足利尊氏奉行人連署奉書 (二階堂)

神崎三郎重吉申、筑前國多々良瀧今月二日合戰事、重吉致分取之条、被見知云々、爲事案否、載起請之詞、不日可被注申之由候也、仍執達如件、

建武三年三月十七日

平 (花押)

(島津実忠)
前豊後守 (花押)

(高師泰)
尾張權守 (花押)

隱岐紀伊權守殿

六八 莫禰田也軍忠狀 (二階堂)

校正了

目安

薩摩國莫禰次郎太郎入道田也、可誅伐兼重以下凶徒等之由、賜將軍家御教書、馳向大隅國肝付郡加瀬田城并野崎村、致合戰先懸事、自去五月六日始而至于同六月十日連日致合戰条、大將御見知畢、一野崎合戰事、隨大將之御命、最前馳向彼所、田也致先懸射落敵二騎、切落敵一騎、子息孫太郎重貞被射左手訖、田也先懸、子息重貞手負事、大

將嶋津六郎資久・大隅助三郎忠國兩人共見知訖、

一同五月廿五日卯刻打破加瀬田城水手之時、郎從安三郎被打破頭、當時半死
半生也、同廿六口郎從權三郎被射右肩之条、嶋津大隅左京進入道道惠・
紀伊權守行久見知訖、

右門也先懸子息重貞并郎從手負次第注進如件、

建武三年六月 日

承 了在判

「右繼目裏判」 (道鑑花押)

六九 法印真顯讓狀 (二階堂)

讓与 乙一磨

薩摩國阿多郡北方高橋郷内田三丁屋敷一所^{坪付有}、
右所以祖傳禪尼忍照讓狀所給外題安堵也、而為舅之上、依有師弟之契約、
相副本証文、所与乙一九也、不可有他妨之狀如件、

建武三年八月十五日

(二階堂行繼事)
法印人利尚位真顯 (花押)

七〇 足利直義下文 (二階堂)

下

隱岐三郎左衛門尉行雄法師^{法名}
行存

可令早領知薩摩國阿多郡北方田布施郷半分、豐前國金田庄内金田村半分
地頭職事、

右任代々下文并延慶二年六月廿九日外題安堵、可領掌之狀如件、以下、

建武四年三月七日

(足利直義)
源朝臣 (花押)

七一 島津道意^{久長}軍忠狀 (日記一四の三四六)

島津大隅前司入道道意申、

薩摩國凶徒益山四郎入道子息兄弟同一族以下并古木彦五郎入道子息兄弟
以下一族等、率數多勢、同國伊作庄内中原構城郭、立籠間、以去六月十
一日押寄彼城、責落城郭御敵等、古木彦五郎入道、益山十郎入道・同彦
六以下、依令打捕數輩御敵等、被疵若党六人交名注文、

一人 上原中務丞尚經^{左股射庇}

一人 鎌田孫次郎長正^{左股射庇}

一人 右馬七郎入道々々^{本右膝射庇}

一、山田彦太郎忠行^{左股射庇}

一、同國阿多郡高橋松原合戰之事
御敵鯨島彦次郎・伊集院助三郎・谷山五郎左衛門入道・市来太郎左衛門
入道・鹿兒島郡司・知覽院又四郎・光富又五郎入道・石堂彦次郎入道・
秋次三位房・益山新次郎・古木三郎入道以下凶徒等數千騎軍勢、以去七
月廿一日寄来之間、下向子息親類若党等高橋松原口致合戰、依令打捕數
輩凶徒等、被疵若党交名注文

一人 莫福次郎成時^{右肩射庇}

一人 葛部孫四郎久善^{左肩三所切疵}

一人 西郷九郎秀範^{左膝射庇}

一人 三原満兵衛尉重吉^{左股射庇}

一人 山崎右衛門五郎祐範^{左目上切庇}

右致度々合戰上者、為賜御一見狀、且目安如件、

建武四年八月三日

承 (島津頼久)
了 (花押)

七二 僧俊忠讓狀 (二階堂)

讓与子孫子鯨嶋千代王丸所々所領事、
一肥後國田嶋庄一方地頭職并惣校職事、
一薩摩國揖保郡秋次名地頭名主兩職事、
一國阿多郡觀音寺々務職事、
一同寺領白河浦田島在家等事、
一光明院散在免田等事、
一金峯山座主職以下土師迫一丁余事、
一阿多郡北方内田地等地頭職事、
有所々俊忠相伝之所領也、而先日金寿丸以下孫子等雖讓之、千代王丸云
同孫子、自幼稚、令取養之間、依有其志、無殘所悔返先日讓狀等、限永代
所讓与千代王丸也、仍至于子々孫々、可知行領掌也、至代々御下知御下文
以下証文者、預置千代王母堂之處也、彼文書等千代王可相伝、但世上之習
万一母千代王有自然出来者、件所領等母堂一期之程者、令知行之一期之後
者、王珠御前千代令知行、可讓給王珠女子孫也、將又此所領等中少々或一
期分讓之、或我子孫等中入質券地、不可成違乱、又雖聊為母不可成不法
煩、於然者不可知行、俊忠跡、母堂渡女房、限永代可知行領掌、仍為後日
讓狀如件、

建武四年十月十五日

僧 俊 忠 在判

七三 島津親忠軍忠狀案 (阿多)

(伊作親忠)
嶋津大隅愛寿丸言上
薩摩國凶徒等、構市来院城郭、依立籠之間、以今年九月廿九日御合戰之
時、愛寿丸若覺東条孫七久元以下致軍忠合戰之次第、隱岐七郎行貞、知覺
院三郎久直、本田五郎次郎入道覺勝、令見知訖、然者早賜御一見狀、為備
後証、目安狀如件、

建武四年十一月廿日

七四 島津道鑑貞施行狀 (二階堂)

將軍家政所進御年貢薩摩國阿多北方錢百五拾貫文事、今年十一月廿八日奉
書如此、急速可被申散狀候、仍執達如件、

建武四年十二月廿五日

(道鑑)
沙 弥 (花押)

隱岐三郎左衛門入道殿

七五 足利尊氏御教書案 (二階堂)

寺社并本所及武家輩所領等事、々書一通遣之、早守彼狀、當因分采月中嚴
密可遵行、將又土貢以下令先納者、悉可糺返之、若猶遲怠者、任定置之
旨、可処罪科之狀如件、

建武五年閏七月廿九日

御判

薩摩國守護

七六 島津道鑑貞施行狀案 (二階堂)

寺社并本所及武家輩所領等事、今年閏七月廿九日御教書并御事書案遣之、
所詮日任被仰下之旨、嚴密致沙汰、且可相触薩摩國地頭御家人等之狀如件、

建武五年八月十一日

道 鑑 在判

守護代

七七 二階堂行存雄讓狀 (二階堂)

讓与

良勝房所

薩摩國阿多郡高橋郷内平井寺水田八段屋敷三ヶ所并玉牟田卷丁土与姫

田四段州事、

右所者、行存為相伝所領之間、一部分所讓与良勝房也、勤仕寺社役、無他妨、可令知行、仍為後日讓状如件、

建武五年九月二日

(二階堂行雄)
存 (花押)

七八 二階堂行存行讓状 (二階堂)

讓与

七郎行貞所

薩摩国阿多郡北方高橋郷内路余利南水田拾八町六段并井牟田山野、右所者、行存為相伝所領之間、所讓与行貞実也、於公方御公事者、隨分限、令勤仕、迄于子々孫々、無他妨、可令知行、仍為後日讓状如件、

建武五年九月二日

行 存 (花押)

七九 二階堂行存行讓状 (二階堂)

讓与

紀伊權守行仲

一所 豊前国金田庄内金田村

一所 薩摩国阿多郡北方田布施郷、同高橋郷路余利小分事 (北方)

右所者、行存為相伝所領之間、相具調度文書、所讓与行仲実也、迄于子々孫々無他妨、可令知行、仍為後日讓状如件、

建武五年九月二日

(行雄)
存 (花押)

八〇 酒匂久景打渡狀案 (二階堂)

寺社并本所及武家輩所領等事、今年閏七月廿九日御教書并御事書案、同八月十一日御施行細此、早任被仰下之旨、可被致嚴密沙汰候、仍執達如件、

建武五年九月卅日

謹上 薩摩国地頭御家人御中

(守護代)
平 久 景在判

八一 酒匂久景書状 (二階堂)

新田宮執印又三郎友雄申、当宮御領院田御年貢并舊地利物御放生会送物夏越糴料米夫押取由事、訴状如此候、所申無相違者、急速可被致沙汰候、若又有子細者、可被明申候、恐々謹言、

(曆応元年方)
十月廿七日

左衛門尉久景在判

謹上 阿多郡北方地頭殿

八二 五大院使者交名注文 (二階堂)

注進 為收納御年貢遣阿多五大院神人等交名事、

合

一人 藤太官司 一人 平太郎太官司 (彼被殺害行存)

一人 三郎太官司 一人 弥三郎太官司

一人 尺迦太官司 一人 諸二郎王檢校

一人 源三郎王檢校 一人 上村王檢校

一人 御殿守景一 一人 御殿守又二郎

右神人等交名注文如件、

八三 二階堂方下手人交名注文 (二階堂)

注進 行存破損神王面衣襲致殺害以下狼藉下手人等交名事、

合

一人 大炊兵衛入道 一人 但後房

一人 上原弥三郎 一人 二郎衛門

一人 五郎兵衛 (院田一分) 一人 新大夫入道 (同名一分領主)

一人 彦五郎同院一分 一人 三郎四郎同一分
一人 彦六同一分 一人 堂免知行女子下人
孫二郎入道親子
右雖有數十人、不違注文、仍粗下手人等交名如件、

八四 新田官執印友雄重申狀 (二階堂)

薩摩国一宮八幡新田官執印又三郎友雄重言上、
為同国阿多郡北方領主隱岐三郎左衛門入道行存扶持当社御領五大院田平
民名主五郎兵衛友氏同兄弟數輩、押取御年貢并神用米等、押領友雄知行
宮下跡田友氏所當米代引田以下間、合齋訴刻、如被仰下御教書御事書
等者、可停止寺社領妨、違背輩者可被罪科云々、依此旨御施行、就注申御
催促間、為收納御年貢、差遣神人等處、行存不恐神慮、不憚御教書、破
損大菩薩變化神主面衣、或殺害神人平太郎太官司、或致打擲蹂躪狼藉
上者、重科難遁、然早任定法、被逐太祓節、於神敵御教書違背科者、
且任較鳴行願例、被絛御沙汰、且欲預御注進子細事、
副進

一通 御教書案
一通 御事書
一通 御施行
一通 御催促狀
一通 行存可弁年貢由同御催促狀
一通 被殺害神人以下暨交名注文
一通 行存令殺害神人、致打擲蹂躪下手人等交名注文
右巨細先度具言上畢、爰行存扶持神敵友氏等、率忽緒神威、背御教書御事
書等、破損王衣之結句、與殺害以下恥辱、於御年貢沙汰神人等狼藉各難遁
之上者、任定法、先被逐太祓節、且被責逐後濟物等、且於神敵之段者、任
行願例、被絛御沙汰、為預御注進重言上如件、

曆應元年十一月 日

八五 足利直義御教書 (二階堂)

於薩摩国阿多北方構城郭、建武四年四月以來、致軍忠由事、守護人所注申
也、尤以神妙、弥可抽忠節之狀如件、

曆應三年七月十日
(行傳)
二階堂紀伊權守殿

八六 足利幕府御教書 (二階堂)

薩摩国在国司入道々超代道之申、建武二年以後正稅事、重訴狀式通具如
此、背奉書云々、早所申無相違者、可究濟、有子細者、不日可參決之旨、
相触官里郡司九郎入道正忍、薩摩郡々司弥太郎忠保等、可執進請文、不承
引者、載起請詞、可被注申、使節難渡者、可有其咎之狀、依仰執達如件、

曆應四年七月廿九日
(二階堂行傳)
紀伊權守殿
彈正少弼 (花押)

八七 和泉相保末軍忠狀 (日記一五の一五八七)

目安

薩摩国和泉相保三郎保末申所々軍忠事、
自去八月十六日打入伊集院并阿多郡、致合戰、同廿八日押寄加世田別府垣
本城、及散々合戰、數輩之凶徒於追返、致忠節之条、嶋津七郎左衛門尉實
忠御見知畢、猶以多田彦六為同所合戰之間、見知之者也、如此度々令致忠
節之条、大將御存知之上者、給御証判、為備後証龜鏡、恐々言上如件、

曆應四年九月 日

承
(道鑑)
了 (花押)

八八 和泉杉保三軍忠狀 (日記一五の二五八)

目安

和泉杉三郎保三申所々軍忠事、

自去八月十六日打入伊集院并阿多郡致合戦、同廿八日押寄加世田別府垣本城、及散々合戦、自身長刀打被疵左膝、將又親類平九郎清元右足手負候之段、嶋津七郎左衛門尉資忠御見知畢、然早預御注進、且給御判、為備後代龜鏡、恐々言上如件、

曆応四年九月 日

承
(道憲)
了(花押)

八九 沙弥覺受讓狀 (阿多)

讓与 字嶽壽所

薩摩国阿多五大院水田、北下四反、久留原六反、合老町、右件院田者、覺受為重代相伝之所領之間、限于永代お、所讓与字嶽壽仁也、但於社家年貢等仁、任本証文之旨、無懈怠、面々仁令勤仕、無他妨可知行也、仍為後日、讓狀如件、

曆応六年癸未正月五日

沙弥覺受 (花押)

九〇 沙弥覺受讓狀 (阿多)

讓与 後家御房所

薩摩国阿多五大院水田、江田五反、河縁五反、右件院田者、沙弥覺受為重代相伝之所領之間、限永代お所讓与也、但於社家御年貢等仁者、任于本証文之旨、無懈怠面々令勤仕天、子々孫々末か末マテ可令知行也、仍為後代龜鏡、証文之狀如件、

曆応六年癸未正月五日

沙弥覺受 (花押)

九一 足利直義御教書 (二階堂)

薩摩国凶徒誅伐事、致軍忠之由、嶋津上總入道所注申也、尤以神妙、弥可抽忠節之狀如件、

康永二年三月二日

(直義)
(花押)

(二階堂行仲)
紀伊權守殿

九二 新田宮權執印代俊正軍忠狀案 (日記一五の二六三)

目安

新田宮權執印代三郎次郎俊正申所々合戰軍忠事、

一、薩摩国南方市来城為退治、去曆応三年八月八日大將御発向之時致軍忠畢、

一、同十一日、阿多郡池辺城可警固之由、被成御奉書問、罷向之處、同廿九日、御敵等打出觀音寺、苟取作毛之刻、馳向致合戰畢、

一、同十一月八日、馳參鹿兒嶋、取向城催馬樂城北手、迄于矢上左衛門五郎降参之期、連々致合戰忠畢、

一、同四年八月、伊集院為平城退治御発向之時、属御手致軍忠畢、

一、同月、阿多郡鮫嶋城御発向之時、属手御手、致軍忠畢、次加世田別府御発向、同致合戰畢、

一、同五年八月、谷山城為退治御発向之時、属手御手、馳向浜手、致合戰畢、

一、同九月、在国司入道々超可誅伐之由、依成御奉書、酒匂次郎左衛門尉久景相共馳向之處、道超没落畢、同又阿多郡池辺城可警固之由、被仰之間、馳向致忠畢、

一、碓山城可警固之由、被成御奉書之間、自去年十月迄于今年七月、致忠畢、

右如此度々軍忠拔群之上者、且預御注進、且給御判、為備後代龜鏡、言上如件、

康永二年九月

承了、総州在判

九三 足利尊氏下文案 (二階堂)

御判

下 隱岐三郎左衛門尉法師法名 行存

可令早領知筑前國諸岡別符武藏新左衛門尉 法師跡・參河國重原庄内牛田下切馬渡

小林參ヶ村地頭職事、

右以人為勲功之賞、所宛行也者、守先例、可致沙汰之狀如件、

貞和二年後九月十一日

九四 足利尊氏書狀 (二階堂 旧記二の一〇六四)

(尊氏) (花押)

鳴つの左京しん入道おきの入道子ともいまへてこらへてちうをいたす事、しんへうに候、おはりのくにハつかささきのしやうもおとされ候ぬ、あちうのふもんくら人もかう人ニまいり候ぬ、こなたさまハ、みなせいひつして候、猶くちうをいたすへし、又新田かしそくもいけとられ候て、きられ候ぬ、いまはいよくちからをそへて、忠をいたすへし、きよかんあるへし、このあひたのしんくこそかへすしんへうに候へ、

(貞和二)

潤九月十四日

九五 二階堂行存雄亮券案 (二階堂)

三川国しけ原の庄の中牛田下きり馬わたりと林三か村のちとうしき、明年ひのとのゐのとしよりうのとしにいたるまで、五ヶ年御ちきやうあるへく候、もしこの五ヶ年の中に、世げんもろうく候て、てんでんする事も候へ、年きをのへて、御ちきやう候へく候、御下文の正文をまいらせ候うへハ、さらにしきいあるへからす候、くよう百廿貫文たしかに給候ぬ、後のためにうりけんの狀如件、

貞和二年十二月廿七日

沙弥行存

赤松次郎左衛門尉殿

九六 足利尊氏下文 (二階堂)

(足利尊氏) (花押)

下 隱岐三郎左衛門尉 法師法名 行存

可令早領知筑前國殖木庄本富名平光左衛門尉跡、

右以人為勲功之賞所宛行也者、守先例、可致沙汰之狀如件、

貞和三年四月十二日

九七 二階堂行房讓狀 (二階堂)

讓与 行国所

尊前國金田村四分之一地頭職事

右所領者、行房重代相伝所帶也、而間、依無実子、為行国養子、相副關東御下文并代々手継之狀、限永代讓与畢、任此旨、行国迄子々孫々無他妨可令知行也、仍為後日讓狀如件、

貞和五年二月九日

左近將監行房 (花押)

九八 島津師久預ケ状 (二階堂)

阿多郡内観音寺并白河村事、為關所之間、公方御計之程、所預申候也、任先例、可被知行之状如件、

貞治五年八月廿三日

師 久 (花押)

(直行)
二階堂隠岐守殿

九九 少式頼尚書下 (二階堂)

「正文在二階堂与右衛門孝行」

隠岐三郎左衛門入道行存申、筑前国佐与村常陸前司事、号高津播磨櫛守代官、及押妨狼藉云々、所詮退押妨人、可被沙汰付下地於行存代之状如件、

観応二年三月廿七日

(少式)
頼 尚 (花押)

守護代

一〇〇 二階堂行存雄行讓状 (二階堂)

ゆつり渡所領事、

八郎行春所

右所領ハ、きつまの国あたのこほりきたかたの内いけへの村行存さうてんの所領たるあひた、八郎にゆつるところなり、このところハ次郎まことなる間、ゆつるといへとも、とんせいする間、八郎になかくゆつる也、しゝさかいハせんれいにまかせてちきやうすへき也、後日のためにゆつり状如件、

貞和七年三月卅日

行 存 (花押)

一〇一 二階堂行存雄行讓状 (二階堂)

讓渡

薩摩国阿多北方多布施郷、たかはしの道より北、

ふせんの岡金田村はんふん

三河国しけわらの内 うまわたり
こはやし
うした下きり

三郎直行所

右所領ハ、そうりやうたるに、直行ゆつるところ也、たのさまたけなく知行すへき状如件、

貞和七年卯月三日

行 存 (花押)

一〇二 足利直冬下文 (二階堂)

下 隠岐三郎左衛門尉行雄法師法名行存

可令早領知豊前国金田庄内金田村四分地頭職事、

右任延慶二年六月廿九日外題并建武四年三月七日御下文、可令領掌之状如件、

貞和七年五月廿日

(直冬)
(花押)

一〇三 足利直冬下文 (二階堂)

下 隠岐左近將監行房

可令早領知豊前国金田庄内金田村四分地頭職事、

右任去嘉元二年五月廿六日、延慶二年六月廿九日関東下文外題并建武四年三月廿三日御下文、可令領掌之状、如件、

貞和七年五月廿日

(直冬)
(花押)

一〇四 足利直冬御教書案 (二階堂)

薩摩国 八幡新田宮執印左衛門大夫友雄代友有申、国分平次郎友重去貞和

五年十一月廿八日夜押寄友雄住所水引城、致合戦、殺害放火以下条々狼藉之由、訴状^{副与力人并死人}手負交名^{注文}如此、渋谷太郎左衛門尉相共、云合戦次第、云与力人等交名、尋究実否注進之、将又雖當時狼藉載起請之詞、可被注申状、依仰執達如件、

貞和七年六月二日

源在判

〔二階堂行雄〕
隱岐三郎左衛門入道殿

〔裏書〕

此正文者、為後証、預置候、御用之時者、可出帶仕候状如件、

觀應二年六月十六日

〔執印〕
惟宗友躬 (花押)

一〇五 足利直冬下文 (二階堂)

〔正文在二階堂与右衛門孝行〕

下 二階堂隱岐三郎左衛門尉行雄^{法名}法師^{行存}

可令早領知筑前国佐江村^{宇都宮常陸地頭職事}

右以人、為勲功之賞、所充行也、早守先例、可致沙汰之状如件、

觀應二年十月五日

〔足利直冬〕
源朝臣 (花押)

一〇六 足利直冬下文 (二階堂)

下 二階堂隱岐三郎左衛門尉 法師^{法名}行存

可令早領知薩摩国河辺郡地頭郡司職得宗跡同國顯姓郡々司職^{顯姓三同國}

知覽院地頭郡司職^{鳴津式部三郎并事}

右人為勲功之賞所充行也、早守先例、可致沙汰之状如件、

觀應三年正月廿一日

〔足利直冬〕

源朝臣 (花押)

一〇七 二階堂行存雄讓状 (二階堂)

〔古扣正文在二階堂与右衛門孝行〕

讓渡 隱岐彦三郎行國所、

筑前国うゑきの庄内もちゝの名半分、御下文ニまかせて、しそんまで他のさまたけなく知行すへし、仍為後日讓状如件、

觀應三年五月一日

行 存在判

一〇八 二階堂行存雄書状 (二階堂)

〔正文在敷根衆中二階堂八左衛門行寛〕

後十月十七日との時より、大事に相勞候、こんとはかりハなにともして、たすかり候て、いま一度けさんに入たくこそ候へ、されハたかはしのみちよりみなみ、それにゆつり中て候了、それハせいしんのこも候ハす、此しきふを御やうしにして、このところをゆつられ候へし、いまハむそくに候、その御ゆつり状をもて、このしんにたひ候へく候、のちの御けうやうハ、これをもて御けうやうとハをもひ申候へく候、相構ていきなきたひ候へく候、このやうをしきふに申ふくめ候へく候、このしんふんに御あたり候ハ、後まてのけうやうとおもひ申候へく候、身立に候て、それへやかて、のほれと申て候、このやうハ六郎左衛門にくハしく申て候、その御ことハ、いまハ御心やすく候、返々このしんふんかられ候へく候、この状をハしきふにたひ候へく候、後まてのしせうになし候へく候、恐々謹言、

正平九年霜月廿八日

行 存 (花押)

下野守殿

一〇九 二階堂行存行讓狀 (二階堂)

ゆつりわたす

そうこんの御はうの所

さつまのくにあたのこほりさんちやうかつほの中一丁事、
右かのところハきやうそんさうてんの所領たるあいだ、そうこんにゆつり
わたすところしちなり、いちこの後ハ、そうりやうにつくへし、たのさま
たけなく、いちこちきやうすへし、よてのちのためにゆつりしやう如件、

正平九年十一月晦日

きやうそん (花押)

一一〇 二階堂行仲申狀 (二階堂)

目安

二階堂能登守行仲申、前國植木庄内元常名地頭職事、
右所領者、依為敵陣、近年不及知行、以此旨、預御注進、安堵之申給 令
旨、稱為抽忠節、日安狀如件、

正平九年十二月 日

一一一 三条泰季書狀案 (二階堂)

二階堂隱岐守直行申、当知行之地豊前國金田庄之内金田村坂本三郎違乱事、
申狀如此、仍執進候、見子細狀候者歟、馳越当陣、致忠節候上者、得御意
可然様可有申御沙汰候、恐々謹言、

卯月廿九日

謹上 修理權大夫殿

(二条)
右兵衛督泰季御判

一二二 二階堂行仲讓狀 (二階堂)

讓与

三郎兵衛尉直行所

一所 薩摩國阿多北方多布施郷、同高橋路余利北分

一所 豊前國金田庄内金田村半分

一所 筑前國植木庄内本富名半分

一所 三河國重原庄内 牛田下切 馬渡 小林

右所者、行仲為相伝領之間、相具次第調度文書御下文、所讓与直行実也、
雖無判形、為亡父行存之讓狀一筆間、不可有他妨、可令知行、仍為後日讓
狀如件、

正平十年十一月十日

一二三 二階堂行門軍忠狀 (二階堂)

二階堂隱岐右兵衛丞行門申軍忠事、右為凶徒退治、今年二月四日筑前國嘉
摩郡松原城御発向之時、田河郡河崎御陣馳参、令宿直警固、就中三月廿三
日、同廿四日御合戦之時、押寄松原城、致散々合戦、抽忠節候訖、若此条
偽申候者、八幡大菩薩御罰お可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

延文五年卯月五日

藤原行門

進上 御奉行所 承了 (花押)

一二四 伊作道彦親讓狀 (二階堂)

讓与 字ほう寿子所仁

伊作庄今田名内水田森本老町式段ならひに中原名内寺前八段、宮内名内
しやくしん蘭管ヶ所、田姓房屋敷、

右件の所領ハ道彦重代相伝の所領なり、しかるをほうしゆこに讓あたふる
ところなり、但いちこの後はそうりやういぬわか知行すへし、かやうにゆ
つりあたふるうへハ、いつれの子にてもかの所にいらんわつらいをいたさ

むともから八道菴子孫たるへからす、仍為後日讓狀如件

建徳元年五月廿七日

道 菴 (花押)

一一五 禪 麟 讓 狀 (二階堂)

ゆつり渡所領事、

なゝ一丸所

右所領ハさつまの国あたのこほりきたかたの内いけへの村事、禪りんさうてんの所領たるあひた、なゝ一にゆつる所なり、さんやかゝいしゝさかいハ、せんれいにまかせてちきやうすへきなり、後日之ためにゆつり狀如件、

天授元年十一月十二日

禪 麟 (花押)

一一六 禪 桂 讓 狀 (二階堂)

讓渡

山城守行貞所

薩摩国阿多北方多布施郷

一所 豊前国金田村半分

一所 三河国重原内 牛飼下切 馬渡 小林

右所者、禪桂為相伝所領之箇、相具次第調度文書御下文、為惣領箇、所讓渡行貞矣也、無他妨、可令知行、但兄弟共所讓成違乱時者、不可為子孫、仍為後日讓狀如件、

永徳三年卯月廿二日

禪 桂 (花押)

一一七 禪山孝久宛行狀写 (阿多)

大隅国大禰院郡本永吉田園 注文別紙 有之 事、為給分所相計也、任先例可致沙

汝之狀如件

永徳二年七月十日

孝 久 (花押)

町田五郎殿 (清久)

右文書正徳五年未二月廿四日、本書町田郷九郎殿方差遣候ニ付、新之丞自身御記録所へ罷出、御記録奉行川上平右衛門殿へ申断、郷九郎殿へ遣候訳、御座相記有之候

一一八 藤原久光讓狀 (阿多)

讓与 薩摩国阿多郡多布施内 五大院 河緑 五反

右件院田者、久光為重代相伝之所領之箇、限テ二期仁、所讓与婦ニテ候者也、一期ノ後者、可被讓孫仁テ候米寿仁也、但於社家年貢等仁、任本証文之旨、無憚意面々仁令勤仕、無他妨可知行也、仍為後日讓狀如件、

至徳二年乙未六月一日

嶋津恒吉 藤原久光 (花押)

一一九 執印友躬請文案 (新田三七)

(端裏書)

「あたのきしん伏」

一宮八幡新田宮御寄進事、

薩摩国阿多郡南方鯨島跡水田老町字亀喜御寄進云々、殊可奉致御祈禱之丁寧候、仍所請申如件、

嘉慶二年九月

(執印友躬 沙汰願真)

一二〇 島津道哲伊預ケ狀 (二階堂)

薩摩国入来院之内洪谷形部少輔入道定順跡本領地事、右為料所預申候也、任先例、可被致沙汰候、仍之狀如件、

應永三年二月十八日
二階堂山城殿
(島津伊久 道 哲 (花押))

一二一 島津元久安堵狀 (阿多)

大隅国大禰段内本給分事、不可有相違、仍可令領知之条如件、

應永七年三月十七日
(久清) 陸奥守 (元久 (花押))
町田飛騨守殿

一二二 島津元久宛行狀 (二階堂)

薩摩国河辺郡之内神殿村事、
為料所相計申候也、任此旨、無相違、可有知行狀如件、

應永七年三月卅日

(行貞) 陸奥守 (島津元久 (花押))
二階堂山城三郎殿

一二三 島津元久宛行狀 (旧記二三 島津五九二)

薩摩国阿多郡二階堂本知行多布施間事、依志存進體候、早任先例、可有御知行候、為後日狀如件、

應永十年九月一日
(久義) 元久 (花押)
伊作殿

一二四 島津元久宛行狀 (旧記二三 島津五九三)

阿多河辺知覽見御本知行事、身大綱存申、可沙汰候、聊不可有等閑之儀候、為後日之狀如件、

(四〇三)
應永十年九月一日
(久義) 元久 (花押)
伊作殿

一二五 島津元久安堵狀 (新田六〇)

薩摩国阿多郡内五代院、同国指宿郡内石堂村、同国万徳上村入道跡之事、今時分於被致忠節者、為料所不可有相違之狀如件、

應永十年十月九日
(友令) 陸奥守 (島津元久 (花押))
執印豊前守殿

一二六 島津元久宛行狀 (二階堂)

薩摩国阿多郡内鶴音寺并阿多内十町坪付在、別紙之、為料所々宛行也、早任先例、可被領掌之狀如件、

應永十三年九月廿六日
(行貞) 元久 (花押)
二階堂山城守殿

一二七 伊集院頼久宛行狀 (阿多)

薩摩国阿多郡之事、為料所宛行申處也、仍任先例可有知行之狀如件、

應永十八年八月廿二日
(伊集院頼久) 了玄 (花押)
町田飛騨殿

二二八 沙弥永行讓狀 (二階堂)

「正文在敷根衆中二階堂八左衛門行寛」

譲与 子息六郎行綱之所、

薩摩国阿多之郡北方の内たか「国付」おなしく山野の事、むかへかくら
「中」ハれんけ谷のにしのおすち、下ハおさふゑのか「右彼所領ハ永
行重代相伝の地「国付」よて六郎行綱ニ永代をかきり子々孫々までゆつり
わたす処なり、いつれの兄弟といふとも、此在所ニいらんをなすましく
候、他のさまたけなく可知行也、仍為後証讓狀如件、

応永十八年八月廿三日

沙弥永行 (花押)

一二九 島津久世契狀 (二階堂)

契約

(変力)

一世上如何躰雖輕「候」、捨親子兄弟、大事お身之大綱と存、用ニ可立申
事、

一 大少事共ニ無腹蔵可申談事、

一 自然有和議凶害之仁不慮之荒説出来覽時者、互以面可申披事、

若此条々偽申候者、

日本国中大小神祇殊以

伊勢天照大神

八幡大菩薩

諏方上下大明神

天満天神

稻荷大明神

御罰お可罷蒙候、

応永十八年九月十八日

久世 (花押)

二階堂六郎殿

二三〇 二階堂行隆寄進狀 (二階堂)

(御たけさうカ)

「わうこんけんニ寄進狀事、

多布施之城来十一日ふみしつめ候者、此際神領之上ニ一丁寄進可申也、仍
此条偽申候者、直權現御罰を可罷蒙候、

(二四一五)
応永廿二年正月七日

藤原行隆 (花押)

三三一 二階堂行隆寄進狀 (二階堂)

一御たけさう王権現ニ玉手神領宮田一町、敵方より寄進、是者本ノに仕
つけ申其代地を新寄進之外、一丁寄進可申候、仍為後日如此、

(応永廿二年カ)
正月七日

藤原行隆 (花押)

三三二 島津忠国宛行狀 (阿多)

薩摩国鹿兒嶋郡内中村・郡本、為料所宛行処也、然者早任先例、知行不可
有相違之狀如件、

応永廿四年二月六日

忠国 (花押)

(久清)
町田飛騨殿

三三三 渋川道鎮頼書狀 (阿多)

南蠻船可着岸当津博多候之處、依海上怖畏、其方ニ逗留之由注進到来候、
不可然候、仍先京都へ申候了、如何ニも被加御助成、早々此面ニ被送越候
者日出候、就其態遣迎船候、隨而津々浦々警固事堅申付候、可有御心得
候、恐々謹言、

(応永二十六年)
八月五日

(渋川満頼)
道鎮 (花押)

(家久・忠清)
町田飛驒守殿

一三四 洪川道鎮領書狀 (阿多)

就南蠻船事、先日進飛脚候之處、委細御返事本望候、然而此船于今逗留、無心元候時分、自京都兩度如被仰下候者、早々此面へ召寄、可送進兵庫津之由候之間、重進使者、不可有御無沙汰候、上意可有御不審候歟之間、先日御返事共令京進候、委細之旨愛阿可申候、將又當職事、義俊蒙仰之間、進狀候哉、恐々謹言、

(応永二十六年)
十月廿三日

(洪川・滿賴)
道鎮 (花押)

(家久・忠清)
町田飛驒守殿

一三五 洪川義俊書狀 (阿多)

就南蠻船事、進并河愛阿候、委細申候哉、如何にも早々送給候者目出候、具嶋津方へ申候了、御無沙汰候者不可然候、恐々謹言、

(応永二十六年)
十月廿三日

(洪川)
義俊 (花押)

(家久・忠清)
町田飛驒守殿

一三六 洪川義俊書狀 (阿多)

就南蠻船事、進愛阿候處、御奔走之由申候、目出度候、但于今延引不可然候、其段嶋津方使ニ申候了、如何にも早々此面へ被廻候者可然候、尚遲々候者、上意可無勿躰候、恐々謹言、

(応永二十七年)
二月十七日

(洪川)
義俊 (花押)

(家久・忠清)
町田飛驒守殿

一三七 宗壽書狀 (阿多)

就南蠻船事、愛阿越國候處、御奔走目出候、隨而自嶋津殿使者、尚委細申候、如何にも此船早々被遣廻候者可然候、事事連々可申候、恐々謹言、

(応永二十七年)
二月廿三日

宗壽 (花押)

(家久・忠清)
町田飛驒守殿

一三八 洪川義俊書狀 (阿多)

嶋津方使者帰國之時、委細申之處、南蠻船去月十五日可出船之由、自那弗答狀到來候、目出候、但又延引候歟、其後さ右無音候、無心元候、度々委細申之候上者、雖不可有等閑候、尚々御奔走可然候間、懇進飛脚候、具嶋津方へ申候、可有御心得候、恐々謹言、

(応永二十七年)
三月廿二日

(洪川)
義俊 (花押)

(家久・忠清)
町田飛驒守殿

一三九 町田家久書狀案 (阿多)

(端裏書)
「あくたかわとの方御返事」

先日石塚大和入道下回候時預御狀候条、於今恐惶至候、隨而就南蠻船事、自上方御書拝領、面日至、畏入存候、兼又彼船出津致用意候刻、匠作大勢にて、去月廿三日此境寄來候あひだ、馳向防戦仕候處、仍敵方數百艘以兵船、彼船可取之由、相工候事現形候間、大驚候て、綱楯切捨俄退出候、よて懸置候間、其外当津者共、不殘一人も退散候間、是非不及候、無面目次第候、此等之趣彼使者委細令申候間、定披露可被申候哉、此越任上意候様ニ御方便、於身悦喜此事候、恐々謹言、

(応永二十七年)
卯月七日

(阿多忠清)
家久御判

井河殿

一四〇 代主書狀 (阿多)

先以渡愚狀送り候処ニ、御念比の御意のとをり悦喜仕候、兼又かさねてあ
んないを申入候、御はいりやうの御事ひたすらたのみ入存候、しこ我々か
ふねの問事ハ、風ニより候て、しぜんの時ハ、御意をたのみ入候、委細
者、使僧申され候へく候事候、恐々謹言、

進上 五月卅日

代主 (朱印)

一四一 町田成久契状案 (阿多)

契約

右意趣者、縦三ヶ国雖転変候、貴方様はなれ申、身持別持ましき事、
一和議仁候て、何程虚説被聞食候共承候、以面直可申承事、

又今までハ虚説不承候、縦何様事出来候共、用中まし候、御大綱之時
者、御用可立申候、身大綱之時者、可被兄継申候、若此条々偽申候者、
日本国中大小神祇、殊者伊勢天照大神宮、別而者当所鷹屋大明神、益山
八幡大菩薩、天満大自在天神、諏方上下大明神御罰可罷蒙候、

応永廿七年霜月廿八日

(町田成久)
五郎丸

(忠清)
阿多殿

一四二 二階堂氏某書狀 (三階堂)

御状之趣委細令彼覽候、誠今度者不存寄達參合、申承候、本望候、仍度々
光臨、殊重宝拜受勞以祝着候、為表御乳、先度參申候処、既御下向堺由候
間、中置候了、定令伝申候哉、抑御先祖之儀吾妻鏡以下旧記明鏡之次第、
依御所望写進之間、得其便、献瓦礫候処、金玉送給候、殊勝催其興候、於
向後者以便宜必可申承候、相応之御用更不可有疎略候、恐々謹言、

季春三日

(花押)

(久豊方)
鳴津修理亮入道殿

一四三 島津忠国宛行狀 (阿多)

河野辺内田野上十八丁、并高橋三十六丁、此外事者、伊集院現形候付、關所
次第立替七十丁、為料所可相計狀如件、

永享二年卯月廿日

(忠國)
(花押)

(家久)
阿多殿

一四四 島津忠国宛行狀 (阿多)

薩摩国伊作庄之内大野事、所宛行也、早任先例、可被領知狀如件、

永享二年六月卅日

(忠國)
(花押)

阿多殿

一四五 島津忠国宛行狀 (阿多)

薩摩之國河辺之内泊之津事、依忠節当行所也、早任先例、可為領知之狀如
件、

永享二年十一月三日

(忠國)
(花押)

阿多殿

一四六 島津好久契狀 (阿多)

契約

一右之意趣者、天下てんへん候いふ共、相替申しし事、
一御大事之時者、身之大綱と存、御用可立申事、
一如此申談候上者、若わんさん、くわうかい出来候する時者、以面可申承
事、若此条々偽申候者、

日本国中大小神祇、別而者伊勢天照大神、熊野三所こんけん・八幡大菩薩
・諏方上下大明神・天満天神御罰可罷蒙候、

(用久・持久)

永享二年十二月七日

好 久 (花押)

阿多殿

一四七 島津好久宛行狀 (阿多)

薩摩国伊作院内和田・大野、多布施内高橋、河辺内田辺田・田上・野間・
今田・泊津之事、為料所当行所也、任先例可令領知狀如件、

(用久・持久)

永享二年十二月七日

好 久 (花押)

阿多殿

一四八 島津忠国宛行狀 (阿多)

嶋津御庄薩摩方河辺郡内今田八町事、為料所所宛行也、早任先例可領掌之
狀如件、

永享九年五月廿八日

(忠國)
陸奥守 (花押)

阿多龜徳殿

一四九 島津忠長宛行狀 (二階堂)

薩摩国之内田布施口之事、
右任先例、可致沙汰之狀如件、

康正三年卯月廿六日

忠 長 (花押)

二階堂殿

一五〇 二階堂氏所領証文請取 (二階堂)

所領証文事、

- 一通 相模国懷嶋殿原郷御下文
- 一通 参河国重原庄御下文
- 一通 懷嶋殿原郷重原庄讓狀
- 一通 同所等安堵御下文
- 一通 安房国北郡御下文
- 一通 重原庄懷嶋殿原郷北郡内不入斗讓狀
- 一通 同所等安堵御下文
- 一通 相模国大井庄内金子郷御下文
- 一通 相模国大井庄内吉田嶋薩摩国阿多北方讓狀
- 一通 同所等安堵御下文

已上十通

一將軍家御判形七通

一御当家御判形五通

以上十二通

請取申候

周防守

重 貞 (花押)

因幡守

兼 親 (花押)

明應八年八月六日

一五一 字名初身曳状 (二階堂)

「正文在教根兼中二階堂八左衛門行寛」
 永正八年辛未年の飢饉たるに、あさ名初と申女子年廿二歳に罷成候を、永代に二階堂山城守殿御うちさまに飢饉相伝の下部と身をはめ申候事実也、右件御下部と罷成候うへハ、於以後に連乱妨を親類兄弟などとして申者あるましく候、若にけはしり候て、いかなるけんもん富家神社仏寺の御領内に罷入候共、以此状御きたあるへく候、其時一儀一口之あらそひ申へからす候、仍為後日証文如件、

永正八年辛未十月廿一日

初 (花押)

二階堂山城守殿

御うちさまへ申上候

一五二 二階堂氏系図 (二階堂)

「正文在二階堂与右衛門孝行」

系 図

隠岐守 隠岐二郎左衛門尉 隠岐守 隠岐守 隠岐三郎左衛門尉
 行村—元—行—行氏—行景—泰—行

隠岐三郎左衛門尉
 門尉法名行存
 行雄
 紀伊權守
 行仲
 近江守
 直藤

一五三 二階堂氏系図 (二階堂)

系 図

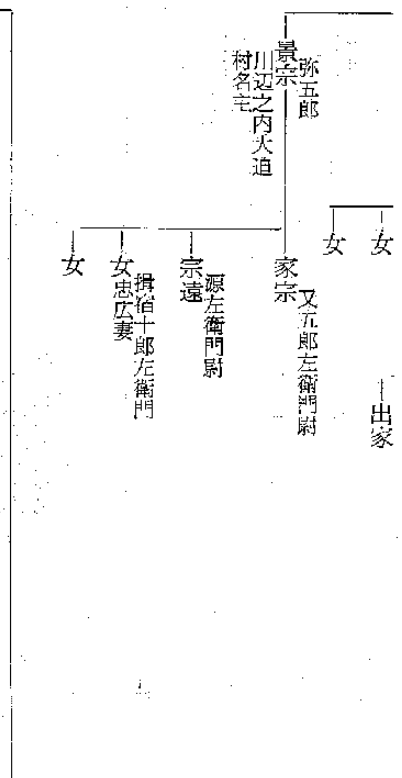
山城守 隠岐守 次郎左衛門尉 隠岐守 隠岐守
 行政—行村—元行—行氏—行景

三郎左衛門 三郎左衛門 明尉法名 紀伊權守
 泰行—行雄—行仲
 出羽守 備中守 備中守 安芸守
 行義—行有—行隆—行貞—行隆
 山城守
 隠岐守 直行—行貞—行隆

一五四 鮫島氏古系図 (旧記附録一)

武蔵所
 祐次 伊東三郎
 祐親 二藤四郎
 家光 宗家
 狩野四郎太夫
 家次
 茂光 狩野介
 駿河国鮫島郷司也
 号鮫島四郎
 建久五年右大將家
 御代薩摩国阿多郡
 地頭職御下文賜之
 下向ス

郡司
 刑部少輔
 家高
 母鹿兒島六郎平忠良女
 号馬場
 藤四郎左衛門尉
 家門
 北方地頭系図別紙有



山田聖栄自記

は し が き

山田聖栄自記は、聖栄自記、聖栄記ともよばれる山田聖栄自筆の記録である。

山田聖栄は応永五(九三)年に生まれ、九十年近く生存して、奥州家島津氏の元久から忠昌まで五代に歴任し、島津氏一族であると共に、有力な家臣の一人でもあった。聖栄は本名で俗名は忠尚である。聖栄は文明二(七〇)年ごろから、自分が見聞したことを、若干の感想を交えながら書きとめてゆき、文明十四(八二)年、彼が八五才の年には、数巻の書となった。

山田家は、島津氏二代忠時の庶長子忠継に始まり、聖栄はその六代目に当る。山田の名称も二代宗久が薩摩国谷山郡山田・上別府村地頭となり以後子孫世襲したことによる。聖栄の父久興は、大隅半島の戦で武功をたて市成に所領を与えられ、以後本拠地もここに移った。聖栄の初名は忠豊、その名は島津久豊から与えられた。少年期・青年期の多感な年頃、彼は久豊のもとで戦陣の労苦を共にした。聖栄自記の中、最後の久豊代の記述がもっとも精細を極めているのは当然のことであろう。それ以前の忠久以来元久に至る間の記述は専ら聞書によったものであろう。中でも忠久が源頼朝の庶長子であるとする島津氏創業伝説が明記されていることは注目すべきであらう。それらの説話の多くを、彼は青年時代、総州家島津忠朝の隠棲の地、鹿兒島和泉崎に訪ねて自らの知識としたものようである。

前述の如く自記本文の記述は久豊までであるが、はじめにおかれる系図目安、島津忠久御記等の記述には、僅かながら、彼の歴任した忠国・立久・忠昌代のこともみえ、また自記作成の目的についても当初は子の忠広にその幸公に役立つよう自己の知識を譲り与えようとしたことにあったと記している。

山田聖栄自記は実に異本が多い。早くから知られ注目された書物であったため、いくつかの写本が作られ、また転写が行われる間、修補訂正が加えられていった。白筆本の誤りは勿論のこと、伝写の間の誤りも多い。また文体、用語等の改変も少なくない。今山田聖栄自記を刊行するに際し、

これらをすべて校合し、その異同、正不正を明らかにすることは到底果たしえない。またその難事業であることを痛感させられた次第である。

山田聖栄自記の刊行は昭和十三年六月、及び同十四年六月、鹿兒島史談会発行の『鹿兒島史料』に上・下として連載されたことがある。これは玉里島津家本(現鹿兒島大学)と同種の写本である県立図書館本一本によったものであるが、書写本が必ずしも良質のものでなかったこと等から誤脱簡陋が少なからず見山され、そのため文意の掴みえぬ所も多い。別に東京大学史料編纂所の『大日本史料』六・七編にはその一部宛を、関係史料として分載しているが、これは旧典類聚収録のものにより、文体も整い、文意もとり易い。しかしそのことから直にこれをもつて山田聖栄自記の決定版とすることは出来ない。恐らくこれはもっとも整えられた形のものであろうが、原本(自筆本)との距離は案外遠いものかもしれない。

今回はもと県庁所蔵の県立図書館本により、これと同系統の異本玉里本と校合し、その足らざるを補う形で成稿、印刷に付した。またこれらと異なる点の多い山田家本(現鹿兒島大学)・山田聖栄の子孫相伝本、三巻のみ残存)は原本の形をもっともよく伝えているものと思われるので、前者と重複する箇所もないではないが、あえて全文そのままの形で印刷することとした。両者並びに前掲大日本史料収録のものを比較参照され、検討を加えられることを望みたい。

以下山田聖栄自記の諸本について簡単に説明しておこう。

県立図書館本の山田聖栄自記は旧鹿兒島県庁蔵本である。(以下県庁本とよぶ)無筆の鹿兒島県庁蔵と印刷されている用紙に筆写されている。用紙九六枚、はじめに(一)系図(目安)をあげ、次に(二)島津忠久御記を、ついで道鑑氏元久義天大岳迄記上巻として(三)道鑑即ち貞久迄と、(四)氏久代、(五)元久代、(六)補足として和泉忠氏のことなど、そして(七)久豊代の次第とわけて記載している。久豊は義天で、次の忠国が大岳であるが、大岳忠国については(一)、(二)において簡単にふれているに過ぎない。(三)では聖栄の歴任した五代目の主君忠昌までの名があげられている。尚県庁本では末尾に氏久代のこととして山田村のその後について(これは実は元久代)と、同じく

大迫物馬場創始についての聖栄の開書をのせているが、その奥書には、「右島津彦太夫久富古本ニノル由洩タルヲ補入ス、本ハ伊集院兼誼ヨリ借テ文政戊子九月季安如此ナリ、宋カキモ懸按也、

聖栄自記正本ハ山田氏志布居住之時、都城家臣馬乗ノ弟子借用候而至今不返、当分ニハ領主所蔵ニ成候ヨシ」とある。これはいうまでもなく薩藩の生んだすぐれた史学者伊地知季安の奥書である。県庁本の所々にみえる朱書も季安の書人であることは明らかである。季安・季通父子苦心編纂の薩藩史料の集大成、薩藩旧記雜録にも山田聖栄自記は多く採録されている。（その内容は県庁本のそれと同じである。）また伊集院兼誼は多くの支族をもつ伊集院一族の系図を集成した人、学者、蔵書家でもあったらしい。

さて県庁本の内と他のあとにはそれぞれ写者の署名書入がある。即ち前者には、

「于時延宝四年丙辰九月日

文政九年戊九月朔日終筆

とあり、後者には、

「伊達州本ニ引合済と喜入撰州老御本ニ有之写、于時延宝五年丁巳十二月下旬

六拾五才

松崎采女（花押）

児玉利器（ク）」

歳六十六

松崎采女

源氏貞悦（花押）

文政九年戊九月七日終筆

児玉利器（ク）」

とある。これによれば県庁本は延宝四年から五年にかけて書写されたものを、文政九年に再写し、更に文政十一年、伊地知季安がこれに脱漏を加えた朱註を入れたものの明治初年の写本ということになる。そして延宝時の筆写の原本は喜入撰津守の所蔵本であり、それは伊集院遠江守所蔵本と照合済とあるから、前記脱漏追加本の島津久富本と合せ、少なくとも三本以上の聖栄自記が近世初期に存在したことになる。季安の奥書によれば、山田氏相伝の正本は都城島津氏家臣の手もとに借出されたままかえら

ず、恐らく領主（都城島津氏）の所蔵となったものと推定しているが、現在その所在を確認しえない。また旧山田家蔵本で現在鹿児島大学所蔵本となっている山田聖栄自記（或は自筆本か）三巻との関係も今のところ不明である。

次に鹿児島大学図書館蔵玉里文庫本山田聖栄自記についてみよう。（以後玉里本とよぶ）玉里本聖栄自記は黄表紙九十字紋入、題簽に「山田聖栄自記 全」とあり、内容は県庁本と大して変りはない。ただ字句、項目のたて方に若干の相違があるに過ぎない。（しかし県庁本の（一）・（二）に当る部分は後補で本来同本には欠けていたものである。）勿論延宝・文政年の写者の記載はない。玉里本が得能通昭（西藩野史の著者）蔵本の写本であることは奥書によって明らかである。即ち、

「明治二十年之冬以得能氏原書写之

筆者 児玉五兵衛

同二十二年八月下旬拠県庁本糾合訂補、有其異同者、兩存以備参考云

中島一三

鎌田政敏

児玉五兵衛

とある。このように玉里本は県庁本により校合補訂を行なわれているが、それは朱で書き入れられ、終りに前記季安の追補がそのまま採録されている。ただ玉里本の原本である得能本の成立を示す奥書、跋文は興味深い。左にそれを記そう。

「宝永三丙戌年六月上旬書写之

祐喜

写本字正あしく所不少、古書之故文字あらためず、さししれたる字も其まゝにて書うつすものなり、

山田出羽守忠隣入道聖栄之自記、是謂六卷書、闕一冊、或曰七卷双紙、及騰於七卷者闕二卷故

写、雖有錯字疑文、不違旧本写畢、仍点朱以考錯疑者也、

享保十八癸丑陰九月廿八日

久盤（朱印）

跋

聞有聖栄自記而未見其書矣、希望有年寛延庚午春得川上久盤翁之藏書、

読焉則翁朱点錯疑矣、予并踵不止、燈下揮毫謄寫、顧猶覺有錯誤、然不縱校正、標題所見而補其不足、不恩則後覽者幸實正云、

越智通昭誌

即ち得能通昭は寛延三年、川上久盤蔵本を寫し、久盤は享保十八年、六卷本を書寫してゐるのである。(前掲県立図書館本一本はその転写本といえよう。)そしてその六卷本とは宝永三年に祐喜(姓未詳)が古写本を寫したものを更に謄寫したものであることは明らかである。この宝永写本と前記県庁本の延宝写本とがそれぞれ別の古写本によつたか否か断定できないが、別本によつたとしてもその内容はきわめて相似たものであつたことは明らかである。喜入氏本、伊集院氏本の他になお数本古写本が存在していたと考えることもできよう。

東京大学史料編纂所々蔵、旧典類聚十一上の山田聖栄自記は大略(一)系図(日安)、(二)島津忠久御記(三)島津氏久御軍記、(四)島津家五代目從進鑒様氏久法名齡岳元久法名恕翁久豐法名義天志國法名大岡五代迄之記上、(五)越後守修理亮又三郎氏久云々、(六)御屋形島津修理亮殿久豐御代始之事下、の六卷よりなる。その(一)については、

「右此一巻ハ山田聖栄御家系伝、為月安自筆記、其子忠広江為被授ものと相見得候、當時致流行候、六卷双紙^{一名型}自記ハ五卷相伝候得共、其逸篇二而も可有之候、中古より如何いたし松田七郎右衛門殿方に所蔵相成候哉、古筆好之衆標注の通、段々為被切分之由ニ而、奥の名有之趣ハ、其手鑑ニ被押置、其外真筆、右之通被持伝候間、此度和田秋郷相頼、当七郎右衛門殿より借入、且本田親清相頼、当分手鑑致所持候衆承合、如有写取、尤此前松田氏より雖可写取置候、本ヲ先年福島正澄之写置候付、彼是見合候而、字画旁可成丈、真跡に相似せ、如此綴立置候、此篇ニ忠国公御代御征伐為被遊、諸所御料所に被召成、御一家御内に御配分為被遊事相見得居候付、文明六年姫木ニ伊地知民部と有之、日記之考校ニも可相成と、此段相勸記候ものなり、

文政五年正月廿一日

伊地知小十郎季彬刊

右大山定清の本を以て写置なり、

と伊地知季安の解説があり、又卷末にも左記の如き伊集院兼誼の後記がある。

「此聖栄自記ハ島津清太夫蔵書を借得て写置也、其本冊毎に六冊之内と記なから、当時五冊有之、其中可笑久富記と記せしも有之、其人ハ清太夫家三代目といふ、当時流行力書ハ、先年写置、誤字多く、数本を以て校合し置つるに、^(勘定)競れハ、大同小異、重出の事も有之、或おもふ、聖栄の自記せられしに近く、乍去疑ひおもふ文面もあり、いづれにしても、むかし近くおもわれて、字形なども難ゆへは、嗜の余り、字形返懸カナも違へず、落字なきやうにと心を用ひ、摹寫し置也、聖栄自筆の御家譜一本あり、伊地知季彬考に、山田六卷双紙といへとも、今ハ五卷有之、其欠本ならんと、此書の外題に、忠久御記第一之下と記せしをみれハ欠たるは初巻ならんかと夫を補ふ心にて綴入置意趣如此、

弘化五年申二月

伊集院兼誼^{七十二歳}

これによれば、(一)のみは(二)以下と異り、聖栄自筆の家譜ともいふべく、作成年代も文明二年と早い。島津家編輯所旧蔵本^(現東京大学史料編纂所蔵本)としては他に伊地知氏蔵印・磯島津邸蔵書印のある、伊地知季安自筆書入の山田聖栄自記古写本一冊と、同編輯所蔵印のある聖栄自記六冊本等がある。前者については既掲(一)系図日安と同じ内容であり、奥書も県庁本(四)のそれと全く同じであり、同本の原本と考えられる。後者については(一)・(二)が後掲山田家本聖栄自記(四)・(四)と同内容、(三)・(四)・(五)が鹿児島大学現蔵山田家本山田聖栄自記三卷本の一・二・三と全く同じ内容である。なお内は有職兵法の書であり、別題のものであるが、原本一巻がやはり前記山田聖栄自記三巻と同一箱に混入してゐたことから筆写の際、同書の六として誤って取り扱われたものである。因に同書の奥書は左の如くである。

「于時文明十二年六月十七日、任本是ヲ写畢、雖為眼老以後ニ不願惡筆、書置、後難タルヘシ

さて聖栄の子孫は十一代久武の代に大隅市成を去り、その後志布志となり、元禄年間、十五代久福の代に先祖の功績が認められ、鹿児島城下士

となった。さらに明治初年、島津家祖廟花尾社の宮司となり、元禄九年の鹿兒島城の火災で焼失した文書原本の写五巻の他、前記山田聖栄自記及び聖栄自筆の帝王年代記写・弓箭要集写等の巻物類を相当数々に伝えた。昭和卅八年、これら山田文書は一括して鹿兒島大学に譲渡され、現在は同付属図書館の架蔵となっている。しかしその後新たに聖栄記二冊（仮綴・近世写本）が発見された。（日置郡郡山町花尾、貴島慶吉氏保管）内容はほとんど同じであるが、細部については相異がある。即ち(A)は「嶋津第五代従道鑒後五代之記上 嶋津家五代目従道鑒様氏久法名齡岳元久法名惣翁久豊法名義天忠国法名大岡五代迄之記上」とあって「一夫嶋津殿御先祖上代者御系図ニ有」とつづくが、(B)はその前書がない。また(A)はほぼ県庁本（玉里本）(B)・(C)・(D)・(E)と同内容であるが、(B)は同山田家三巻本に近く、且つ終りに忠久出生説話を収載している等の相異がある。三巻本山田聖栄自記の一卷は欠脱箇所が多いが、前出の(B)・(C)に当るべく、二巻は(D)に、三巻は(E)にそれぞれ当るのである。但しその記載内容の相異箇所の少ないことは前述した通りである。この他都城島津家蔵本目録中にも同種のもの二点がみえる。一は「聖栄稿夫島津殿御先祖云々一巻」とあり、一は「聖栄稿写本島津殿御家記トモアリ写本四冊」とある。何れも近世の写本であるが、後者は一冊目が山田家本聖栄記(B)と同じく、二冊目が同(A)と同じである。三冊目は旧典類聚本山田聖栄自記(内)と題名が同じく、島津氏久御軍記を併録する。四冊目は、三巻本山田聖栄自記二巻に似、後半は島津貴久記、樺山玄佐自記等を付載している。前者は後者の一冊目及び三冊目と同内容の記事を成巻としたものと思われる。

終りに異本の校合等につき便宜を与えられた所蔵者各位に謝意を表しておきたい。

(一九六六・一〇・一三)

凡 例

- 一、本史料集にははじめ(イ)鹿兒島県立図書館所蔵、鹿兒島県庁旧蔵本を底本とし、鹿兒島大学図書館所蔵、玉里文庫本を以て補訂を加えた山田聖栄自記を載録し、次に(ロ)同じく鹿兒島大学図書館所蔵、山田家本山田聖栄自記を掲載した。
- 二、(イ)にあって本文右傍に括弧を以て示したのは玉里本の記載によることを示し、本文中に。印を付し、右傍に括弧及び。印のあるのは玉里本による補足であることを示す。
- また右傍に括弧を付し、ナシとあるのはその間の記載が玉里本には欠けていることを示している。行間書はそのままの形であらわしたが、若干の頭註も便宜上行間書にあらためた。なお朱字は括弧して朱と記し、その下にカギ括弧で示した。
- 三、但し玉里本による相異箇所の全てをあげたわけではなく、文体の相異等についても一々指摘することはしなかった。
- 四、底本文中明らかに誤字と思われるものについては二、三正字に改めたものがあるが、当字・俗字はつとめてそのままの形に止め、一々正字に訂正はしなかった。
- 五、印刷の都合上、漢字については当用漢字に改めたものが少なくない。又変体仮名もすべて通用体の平仮名に改めた。花押も省略せざるをえなかった。
- 六、(ロ)にあっては、現存の三巻中、本来の順序にしたがって仮に卷一・二・三として配列した。卷一にあっては欠損部分があるがそれは点線を以て示し、(キレ)の如くあらわした。
- 七、誤読、欠脱等については右傍に括弧を以て私見を記し、不明箇所は□、難読箇所を以てあらわし、或は右傍に(ママ)の如く記載した。
- 八、消字については左に傍線を記し、右傍に訂正の字句を記した。
- 九、・等は朱書であるが、一々ことわらなかった。また朱線は省略した。
- 一〇、本史料の編集、校訂を担当したのは鹿兒島大学五味克夫である。

鹿兒島県庁旧蔵

鹿兒島県立図書館現蔵

山田聖栄自記

系

図

(采)
「契 図 目 安」

○清和天王（皇） 六番王子

○貞純親王（皇）

○六孫王（皇） 經基

攝津守
○満仲
ミツなか始めてみなも
との氏給るつにくにた
法名まんちう
たの里二届仕

攝津守
頼光よりミツ長政頼政の

河内守
○頼信 よりのみ

伊予守
○頼義
貞任十二年六月八日
宗任せいはつ候迄

陸奥守

○義家 よしいゑ

八幡太郎号 貞任
宗任せいはいつ

六条判官

○為義 ためよし

左馬頭

○義朝 よしとも

下野しもつけかみ

右大將右兵衛介

○頼朝 よりとも

日本國そうちとふを給候

範頼 かはのくわんしや
ミかわの守と号

舍弟 義経 九郎太判官

豊後守太判官

○忠久 たしひさ

御歳十三而馬山庄司二郎
重忠ヲるほし親ニ而けんふくやかて
(守)
藤原國下にしきと太郎康平を二月ニ
せいはつ候、其後承久合戦ニ平治河渡ス

大判官

三郎義経 三郎さへもんせう

下野守

○久経 ひさつね

法名道忍
ほうみやうたうにん

下野前司

○忠宗 たしむね

法名道義
ほうみやうたうぎ

上総介 他腹河上 まこと三郎
太夫判官 さへもん殿
○貞久 さたひさ

法名道盛
ほうめいどうさか

宗久
はんくわん
御孫子なし

和泉野州

いつみ殿

佐多

さた殿

新納

にいろ殿

梶井

かは山殿

北郷

ほうかう殿

九郎さ衛門尉

判官 はんくわん

かつさのすけ
上総介

これより
そうしう

師久

伊久 これひさ

法名道貞
ほうめいどうてい

法名 きうてつ

三郎殿
久世 ひさよ
しそんなし
犬太郎

舎弟

但馬守

又三郎

都城ヲ六十三人一揆して
取巻ヲ後巻候而悉返治候
其外さかより上すゑつき
より始而御したかい候

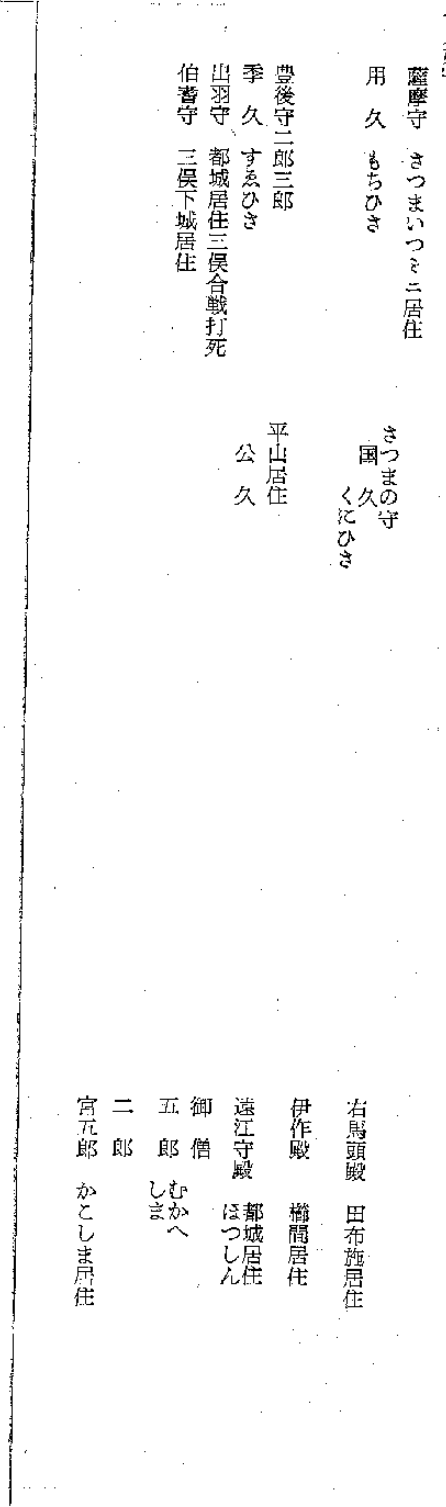
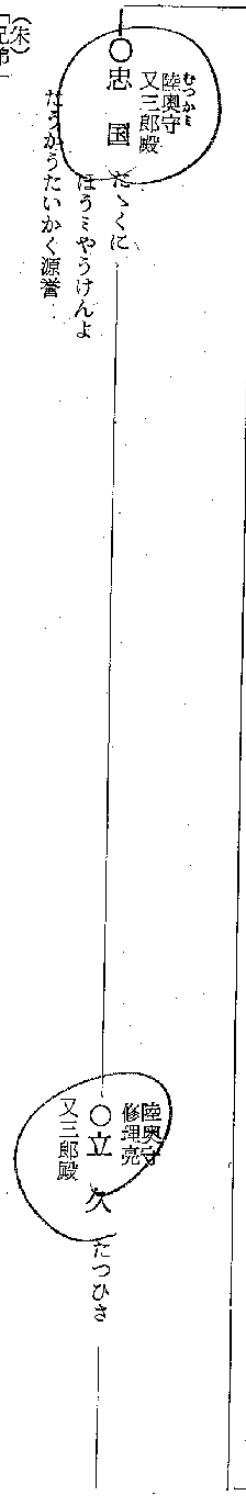
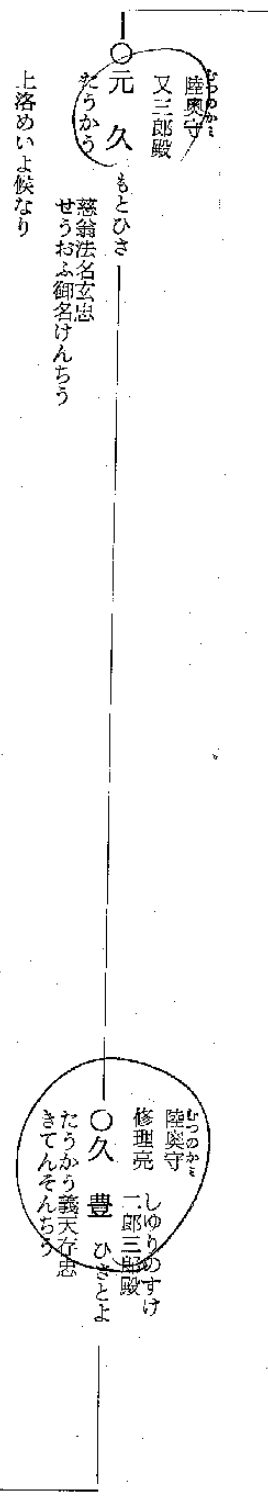
越後守 ちこのかみ
修理亮 しゆりのすけ
○氏久 うちひさ

大すみのかみ
忠長 たくなか
いさく号

忠久字治河渡
之御稱較つな
きりいさくニ
アリ

(山版)
大和守
北殿 きた

播磨守
判官 はんくわん
守久 もりひさ



大隅式部少輔
大すみの守たしよしのちやくし
○忠 継
山田号
式部太郎
忠 真
式部孫五郎
宗 久
法名道慶
〔朱〕
道興禪定門妻通長禪尼

加賀守
式部諸三郎
忠 能 たのふ
出羽守
右京亮
久 興 ひさをき
前出羽守
三郎四郎
忠 尚
きよめてハのかも

周防介
尾脇おわき
加賀守○久代弥次郎
信濃守弥二郎
式久 のりひさ
飛騨守
忠家 たのふ
たうかうふつ玄威
たうかう花翁
聖栄

左京亮
河内守

三郎四郎
忠 広
四郎
忠 豊
三郎九郎
七郎
式部太輔
久 親

〔朱〕
「兄弟」
秀久 ひてひさ
弥次郎
忠素
四郎九郎

都々千代

文治二年秋之比三ヶ国さいこくと敷

一 忠久拾三歳元服畠山庄司次郎重忠を烏帽子親とかふして忠之字を得而忠久と名乗也、則重忠共に陸奥国下向して錦戸太郎康平を征伐候而三ヶ国頼朝公より御議候、此時に御ぬいとかれ御紋十字字定、おくに御くたり候、三月退散候而其後承久年中に宇治川渡、越前国を拝領候、後三ヶ国ハ嶋津莊兩郷之内堀之内に御所作居候、委は別書にあり、

一 貞久天下之事、下野国より破而新田満貞、高氏兩人相談テ鎌倉は新田殿打取、京都ハ高氏靜謐候而高氏將軍とかふす、此時先代高氏一類京都西鎮一日亡び失に、其後新田満貞尊氏と不快なりて関東より都に攻上、高氏と合戦ス、よて高氏かなわて京都を出、嶋津上総介貞久三ヶ国分国たるにて、相共に鎮西趣き筑前博多迄下向す、其間御合戦数ヶ度におよひ、攝津の国すみよし伊作殿打死す、三ヶ国に差置れし親類中途に上り合戦ス、中ニも箱崎たゝらかたにおひて嶋津一家に式部諸三郎忠能生捕

高名仕、悉く御教書下而家の面目程とす、親父宗久者京都之合戦ニ而かもかハラニ而伯耆守良等和賀尾の弥太郎兄弟を生捕ス、是又畠山殿を証人有高名ス、夫のミに有らす、先代時、類書有ルもよて三の国事六ツかしき和之文書ヲ持、京都關東及上天下きた及、当代迄繁昌す、夫より彼ノ

(宋)「平安云々」元年九月六日廿五通正文ニ忠宗公最判アルモノ是ナラン」文書ヲ惣領忠宗めしおかれ候、以後之ためにおき文を仕候、いさくニ石むれとめうけんの御そはあしわう神と而御社之候はこのきとふいわひ申されて候、

一 氏久年十七ノ時、六ヶ国馳上、官方將軍方合戦之時、將軍方して數ヶ所手負、博多之出井の道場にてきすをかひやうして下向ス、其時之合戦に伊地知打死候、御分国において難儀所々、陽州加治木土器屋合戦、畠山礼部對並坂より上都城後卷、国合かせん、いわ川・くへの河面所うしなわれ候、末次退治とて大始良之城暫く御座、薩州波谷山引合戦難儀及、御手をくたかれ候、一家に式部彦七、木田弥七打死候、隅州姪木清水城退治、同様ののみね石はら口合戦、国合かせんに一家佐多殿兄弟打死ス、

(御) 御二年九月八日也

(尊) 山引合戦ハ永和中中歟

(下) 延文四年十月五日也

(尊) 山引合戦ハ永和中中歟

(下) 延文四年十月五日也

(尊) 山引合戦ハ永和中中歟

(下) 延文四年十月五日也

(尊) 山引合戦ハ永和中中歟

(下) 延文四年十月五日也

(尊) 山引合戦ハ永和中中歟

(類証)

一 元久薩州谷山郡司、指宿、久、河辺、阿多、田布施、二階堂を失われて難儀合戦ニ候、波谷鶴田之山北、牛山、はねきた、日州梶山にて北郷殿兄弟討死候、同野々谷之城仕落、梶山殿住所となる、応永年中ニ上落候而得分ニ叶面日をほとし下向ス、隅州長尾城木田氏親仕落、氏久御代姫木・清水両城是も氏親仕落、

一 久豊応永年中ニ元久代を受取、仍而南方伊集院山北及同意たるにて合戦に給黎、河野辺、足尾嶋おひて數ヶ度におよふ、日州山東曾井、けんとう合戦に高木左馬助討死候、河野辺合戦には和泉殿兄弟、同きいれ打死、

一 忠国三ヶ国悉靜謐す、次国一揆之事も此代ニ有り、征伐せらるゝかた一族悉、坂より上にハ和田・高木・飯肥・楠間・南郷・梅北、いづれも此方之跡御料所として御一家御内に御配分有り、阿久根も此時失われ候、難儀御合戦之次第、みつへ・河田・指宿・鹿兒嶋はやはか原、伊作合戦知覽大寺討死、てうさ、ひしかり自身太刀打候、三侯合戦之時、新納四郎三郎殿、同大崎方其外數十人打死、山東すた木之合戦ニハ一家に北郷右京亮との、梶山次郎との打死候了、他國おひてハ肥州つなき合戦に菊池に對數十人宗徒之者共打死ス、(候了)

一 立久當御代三ヶ国悉以御靜謐、御一家御内國方一味同前可仰候所也、京都より御しゆりやう御官を被成下候、此時ニ薩州には市來・羽嶋・高江・宮郷・高城、坂より上には財部御成敗候、何も御料所となる、右此条々為日安ニ大方申にて候、努々他見有るましき事、

文明二年三月五日 沙弥聖栄

大隅国小河院内一成村岡於本城書 歳七十三是書訖 忠広へ

大隅国小河院内一成村岡於本城書 歳七十三是書訖 忠広へ

大隅国小河院内一成村岡於本城書 歳七十三是書訖 忠広へ

大隅国小河院内一成村岡於本城書 歳七十三是書訖 忠広へ

大隅国小河院内一成村岡於本城書 歳七十三是書訖 忠広へ

大隅国小河院内一成村岡於本城書 歳七十三是書訖 忠広へ

大隅国小河院内一成村岡於本城書 歳七十三是書訖 忠広へ

大隅国小河院内一成村岡於本城書 歳七十三是書訖 忠広へ

大隅国小河院内一成村岡於本城書 歳七十三是書訖 忠広へ

大隅国小河院内一成村岡於本城書 歳七十三是書訖 忠広へ

島津忠久御記

泰も源之頼朝之御子頼家、実勇者北条四郎時政息女二位殿之御腹、当腹御事候、三男忠久と奉中は比企判官義貞之御妹丹後之御局之御子なり、然ニ二位殿御姫深ニより、八文字民部太輔と中人に丹後之御局を給、妻として忠久をも養父八文字民部太輔が宿所に育ひ奉る、其頃陸奥国守秀衡所引有、終ラントス、子共を近付申様、入道終なハ鎌倉より判官殿を失申せとの御教書可下、相繼而承引不可申、其謂は義経奉用にヲイテハ五人之子共ニ勢を副、関之守居候へ、某子孫ニ存る心可有、此趣を不可背と而終りぬ、又其後嫡子西城戸太郎泰衡、弟泉冠者を始として皆弟共よひ集め語るハ、国に漏へしとい得共兄弟ニ者不可隠申、判官殿を奉失、是を以忠として隣国なれば出羽、常陸其外並も可奉給と申処ニ泉の冠者はを聞、既ニ親入道申置所ニ違、孝ニも有へしと頻ニ教訓する処に、泰衡則鎌倉より堀原か以前に下ス御教書を取ス、泰衡申様、此事泉冠者判官江告申、一所ニ成ハ真に難儀、差延マシトテ、其夜押寄泉冠者ヲ討ツ、明れば判官の御所に寄セ申、俄の事なれとも屈竟之兵立籠、而義経之仰ニ者鎌倉より之討手ならハ打出、最期の合戦して以後之物語にも成へけれども、重代相伝之郎従に向て打死せん事難有、自害より外儀する所なしと仰有、既於子孫哉、然ハ其甲斐有ましと男子一人、姫君共に則乳子拾郎權守兼房が奉失、同所ニ而北ノ御方判官より前にて自害有り、義経其後御自害有り、兼房走廻り御所に火を掛け御傍江参腹を切る、其時になれば大勢取入、火を懸し判官の御頭を取鎌倉に上、無程上着、頼朝に申上る、仍諸大名を召寄、御実見ありて誠九郎が証拠候哉と仰らる、皆々其面影御座候と申さる、御兄弟の御中なれハ名將とは申なから御涙も浮とそ外より見得ける、源平之合戦之時ハ義経之御手として下知に隨の事共思出シ、平家をも亡シ候、左様之御情ニより諸大名侍ニ至迄袖をそ濡されける、爰判官之御内、何哉雖無勝負候、鱧三郎正氏ハ義経都を落給シ時後レ申、伊勢国本城之中村に忍居るを、工藤祐経を以て鎌倉へ召下、可被誅存候処ニ、御縁に被召仰下候ハ、九郎ニ中違而留たるか、又頼朝をねらへとの儀かと御尋あり、其儀企候ハす、御

中不快に御座有れば、都の内をも忍かね、何方へ歟落人と御成候由承候而熊野の宮に親者之所に妻子預けん為に罷越候處、夜の間に御行末不知候、夫より四拾三所関すわりて更ニ不及力罷成、伊勢国本城中村に忍而罷居候て御前に被召出候之事候とて判官腰越ニ而の申状説聞く、然ハ頼朝より過分之御所領被下与云共、主君の名残を算、^(其力)妻子所領をもすて、陸奥に下着して、明る日判官御着長御鎧、火おとし同毛の甲、金鍬形打たる緒をしめ、又今下の鱧と名乗、分取おもふ等シテ打死ス、今の世迄誓伝、名を書をく処なり、奥州衣川の合戦之事を申ハ、忠久之御幼少之時、奥政の大將に御向ひ当御代迄十一代御繁昌なり、其故は頼朝仰に九郎か奥ニなければ、今程おもふ事なし、親入道か多年養育所、緩急之条^(彼)皮是逆も早々タル所眼前なりとて近国遠国及、廻文を以相繼、頼朝打立給所ニ諸大名評儀有、御先祖頼義・義家之時も十二年六月八日、貞任・宗任をは成誅と承、幾度も左様成御成敗可日出之山銘々中さる、中に畠山すゝミ出て、御大將ハ何ニ而も御座候得、先例を以重忠先陣仕り罷向ヘシと申上ラル、

一嫡子頼家次男実朝雖御座有と、当腹と云、遠国なれハ二位殿思召煩而御吟味之処ニ、有人中様、比企判官の妹丹後之御局の御腹に頼朝御子男子御座有、二位殿御始深きにより忍まします、十三に御成候、抑立殊更他に勝給事、世に無隠、我御子を厥心に申、此謂を時政ニ申、則畠山に給る、是尤可然とて頼朝に披露あり、猶も二位殿を憚有りけるか、夫者重忠はからひと仰下る、仍御烏帽子如何と申されけれハ、畠山親として男になすへし、此時ハ斟酌も入ましきとて、左折之御烏帽子、源氏恒例として召せ、名乗をも忠久と申、此字は重忠の忠之字を上中さる、頼朝の御免有る上ハとて智に取申、同陸奥国の先手御大將に御越候、仍御旗御十文字の御紋、其外兵具一々受取、御直垂の御縫とち皮、忝も頼朝我と御ときし御約束、今におめて知人なし、夫より当世迄も御一家衆、御内衆もとかれ候畢、頼而奥州に数万勢を率馳下、西城戸太郎泰衡対合戦有り、三月之内に退治ス、泰衡は畠山と組て討たる、弟共或は討れ、或ハ虜にせらるゝもあり、彼迄悉皆はるひて其頭を持せ、頼朝に御対面有

り、御忠節与云、御大將之始之佳例と云、彼是以祝儀上下万民に至迄、伯父義經之敵、泰衡を直に討、其頭を頼朝懸御目らるゝ事、無双名將に不可有候哉、爰重忠雖不始手今、高名忠久之御所可然取成、東国馳下静謐ス、仍御恩賞有り、東国の事ハ如此平ラケアリ、爰末西国之末、日向・大隅・薩摩こそ地頭御家人強之國なり、伯父鎮西八郎為朝、鎮守府將軍として打隨、其儘三ヶ國に住居有りし、其國なれハ忠久が自力に持へしとて御譲与云々、御領之國は七ヶ國伊勢・若狹・信濃・越前・薩摩・大隅・日向、國々の御本領六拾七ヶ所畢、丹後之御局之折々に大膳大夫広元、齋院司官能御口入ニ付而御中候様子者、同者天下に成せさらん遠國を忠久に知セ給度之由被仰候、依而奥三ヶ國御入部也、先薩州山門に御下、夫より嶋津之御莊と申者、日州庄内三ヶ國を懷たる在所とて庄内嶋津之莊、南郷之内御住所堀之内に御所作有り御座候哉、御養父八文字民部太輔殿も始ハ嶋津に住居、其跡に御座候故、嶋津殿と申也、頼朝之繼書御判ニ茂三ヶ國地頭御家人ハ忠久か下人たるへし、但此内阿多平四郎忠景ハ為朝之せうとなるによて其式台ニ除ラレシと承及フ、鯨嶋方事也、忠久御誕生之時之産神稻荷を庄内嶋津に祝御申候、忠久御元服之所ハ当家之秘事候、御先祖名將之御事を申さん為に書記置所也、努々白口にアラス、

嶋津判官得仙齋

忠久 法名道阿

大隅守道仙齋

忠義 法名仲阿

下野守道忍齋

久經 法名仁阿

下野前司道義齋

忠宗 法名義阿

式部孫五郎忠宗に奉公ス、薩摩國六ヶ惜事ニ而京都ニ私
宗久 之文書を持上洛シ沙汰道阿忠義惣領おき文アリ、依尊氏將軍御時京都ニおひて合戦訴陳中
(宋) 「季安按宗久母堂氏云々、見正 状より御判數通有り、伊作之内イリキ十二
安二七二三知状、又諸三郎丸忠 町モ本領也、

能ハ覺信甥カ、又□ナラン、不謂内外対叔父云々、又覺信ハ為外戚縁者云々」

上總道鑑齋

貞久 法名道阿

式部孫三郎 貞久氏久ニ忠能ハ二代奉公ス、是も京都九州筑前箱崎合戦ニ分取高名ス、則將軍家より御判下ル、

越後守法名玄久齡岳

氏久

式部左京亮 氏久御一期之間御奉公仕候、取分弓馬の道一向御意ナサレ、郡城後口合戦ヲ始トシテ元久の御代迄隨分御用ニ立候、

陸奥守法名玄忠

元久 道号總翁

式部三郎四郎入道名聖榮 元久ニハ懸御目ニ計ニ覺候、御奉公マテノ年迄無之、十二シテ久豊の御代ニハ十四ノ比より御一期之間、御在陣ニ度はつれ不申御奉公致候シ、御城の堀涯におゐてハ立並傍輩ニハサ程ウテシカト存之計候

元久・久豊・忠國・立久・忠昌迄五代奉公仕候、聖榮歳八十五と云々、忠國・節山・忠昌三代ハ忠広御奉公仕之、於合戦も俣肥州ツナキ合戦仕候キ

陸奥守 二郎三郎 法名存忠義天

久豊

加賀守三郎四郎 忠広

陸奥守 又三郎 法名玄誓 道号大岳

忠國

式部四郎 忠豊

陸奥守修理亮又三郎 法名節山

立久

陸奥守 修通亮又三郎

忠昌 法名内室

一是よりハ聖業作法ニて候、陸奥守元久之御時ハ十三之比程にていた御
率公及當もナシ、久豊之御代にハ十四之比より御一期之間、人数ニ御
官仕申候、其時分は国乱レ、更公方私弓箭に際ナケレハ御遊覧之代もな
し、日夜御合戦之次第、所々城境日替之格護御手に属し、一家之御内国
方も無隙候間、召仕ハレ候、若き旁には弓法ニ取ては征矢竹尻を射する
其矢所物具ニ者ウラヲカ、セ、推面を射ハリ筆を定カツツヨク放し、
或は矢束にタラン事を思ひ、馬に乗ては向口をサ、セ、一足も前に倍マ
ン手綱をハケム心を習、其比人々は如此用心有り、射油断有事なし、是
偏ニ御大將之御心に有事也、朝夕御意候シ程に老若御心ニ背申さしとて
我々式迄も細工仕習、当家馬鷹弓箭之一道者、他人に無間事、馬上真行
早歩立真行早、戦場無事之時、何モ以祝言被取合、殊ニ向敵、陣取幕
を張、敵初時之篇者、以上矢射ムスル式台御註立納らする事、堀ホリ垣
を結、城戸立矢藏をかき、板を敵之片習事、題目に祝言武方噺第一候之
处、殊国方より守護方に城を渡候時、御礼分有ケニ候、左様之式者無誼
候へ共、以後蜂起有へき事候、或者忍落、俄に切落候共、其城ヲ可被持
者、何茂祝儀有事、専ら老名數御方可有心得候歟、子ニ而候忠広候ひし時
ハ、上代之事をも申聞セ候、依而當御代之始、国御祝之時も加賀守談合
仕候、其後御矢口開之時も我々法鉢之事候、依而忠広官仕御奉公仕候、
弥弓箭御繁昌成就仕候事、是又無紛次第ニ候、盛なる忠広が頼に聖業居
候而心安美之道を願計候之處、不慮に中連、於向嶋ニ一日タニモナク候
而過候迄、其時節及モ入道不運之由云伝申候事思出シ候、鹿兒嶋より近
所之面々共に御暇給罷候處ニ、忠広老人嶋に留、如此罷成候事、其昔
成経、泰頼は都へ帰洛有ル處に、俊寛老人嶋に捨ラレタル事を思合候、
中ニも云伝に付テモ

泰頼歌

薩摩かた沖の小嶋に我ありと親には告よ八重の垣風
か様成言に就而も神慮にも叶、二度母に對面有をや、古郷に聖業が後レ
居る、此兩年より忘念ニ犯心を煩、既に難念ニなると我身ヲ疑程にな
るに、耳不聞、目見得ざるに依而令更非受恩ヲ、只ひとりかすかなる閑

居の住居、柴の戸ニ差向、光陰ヲ送るなれば、日も呉竹のカタフケハ、
月に向ひし窓の前間もアラハニ床なれて老の枕も敷壇の落る涙ニ露の身
の隠間も幾程かと忘念を翻サルレハ、古き言にモ

末の露もとの雫や世の中のおくれ先たつためしなるらん

其昔ハ如形弓箭に携り、武方之道、無二所を忘ス、於于今は無云甲斐心
中に成事口惜存、同ハ当家代々名將乃戰功、御子孫並ニ一家繁昌願なる
を、去年歳暮比より思出シ聞ニ、哀千秋万歳、聖業が孫共の中ニも筋ヲ
失サル仁モ出来候者、偏執心幸に是か有なから慥は新士拙人に交、柴折
山路に迷風情なるへし、此夏に愚拙賀州に後レ、忘執趣ク時は不存の至
とおもひ、如此愚癡なる心を改時ハ、則禪心に趣ク、爰以孝也と成親を
助畢、

一嘉吉年中之比、大学寺御門跡様御下向、人不知之處、御跡より尋下人之
候而、夫より無隠、依て普光院御所様より上使として御僧下着候て、櫛
問に御座有に、大学寺御所御腹めせと申候、其時御カイシヤク鹿屋、牧、
恒吉、山田四人候ツレトモ、御親類とて某か役となり、上意頻仰に依而
忝も手に懸中訖、夫より牛害を仕ラント存候處、朝敵之御事候とて、新
納殿、同北郷殿御兩人之御使仰ニ任せ、無甲斐命生ル、是又前世之約束
酬ナルヘクハ是か敵たる道理もなし、又可悦事も不可有歟と観する外無
他事候、聖業八十五歳忘念忘忘悉私尽所如件、大学寺殿ハ普光院御所様
之御舍弟様と申伝候、御兄弟御中心よからず、如此御座承伝處なり、

文明拾四年卯月十八日

沙弥聖榮

年八拾五

一追而越前嶋津一族名字

越前国者忠久奥攻之御大將御向之時、頼朝より始御給候、其外之国之取
分三ヶ国は自力ヲ以御隨有に依而御讓与被申、国役者當御代及モナシ、
忠久之次男忠綱ハ越前ニ而繁昌候、其末々、
久津殿 甲郎殿 栗屋殿 河北殿 細江殿 細呂木殿 大野殿 忌万殿

此中之旗頭を不知ニ依而承出シ候而一丹先是を記置なり、
一信州中沼殿事は忠義之三男大炊助是久之子孫也、

聖 榮

国々所々御安堵建武元年綸旨、同三年三月十七日、觀応二年八月拾五日
御下文御領掌、先代相模守尊時、武藏守貞次、

將軍家所々嶋津下總前司入道之儀領知之事、

尊氏將軍ヨリ島津下總介貞久法名道鑑、下讃岐国櫛無保上村同先公文名
(前司入道)

一 下總国 相馬郡内府河村、押木村、下り崎村、発戸村、

一 甲斐国 御房村、同郡内古志木村、

一 信濃国 大田庄内南郷、

一 河内 西崎村、

一 豊前国 副田三郎次郎礼部跡、

一 豊後国 井田郷、

承久三年七月拾二日忠久、同三年八月十五日

主部久安

重留地頭

御本領六拾七ヶ所にて

文明六年甲午八月拾九日

一 御屋形御祝之仕立次第御髪御はやし候、

一 嶋津又三郎武久、但後ハ忠昌^{御藏}、^{豊州}御向人御直垂メサセラレ候、

一 御座敷ニ者御着長、御太刀、弓征矢、御臺ニ帖重ニ而御座候、

一 スエヘイシ此十二合ニテウ、

一 一番之合餅之カ、ミ三、二番之合大々、三番エ、四番ノ付山ノイモ、五

番トコロ、六番串ノ柿、

一 此次^{ヲキ鳥}御座^上東^南八面北座下、御座上、主居ハ左馬、客居ハ右馬、

一 高盛^扇ニテフキ候高モリノ事、下台八寸法五尺式寸、上ノ広サハ高サマ

ツカウ、高盛ノ次大瓶に白酒入候、是ヲ御メシ候、三献ノ御酌河上左京

亮殿子息善弟將監殿子ソク、

一 三献之御着は式ノサカナ御手カケ五種ノ割物、鯛ノサシミ同スアリ、

一次ノ年文明七年乙未六月十五日御矢口開之御祝之仕立、

一 二重居瓶子一番、式ノ御着同手懸沓形ノ餅、御テカケニスエ申候、三

ノ餅色黒ハ上ノスミ、白ハ中、赤ハ下スミ、御手モト御手掛、ケツリ物

は先ノカタニスエ申候、三ノ餅ハ御前ニスエ申候、ケツリ物者五種二献

メ鯛ノサシミ、同ウシヲニノ御汁クミ申候、三献メノ事、上スミ勝栗モリ

候、下ノスミニハ打アフヒモリ候、完ノ御汁タミ申候、イツレモアシツ

ケカナカケ足ノ高サ五寸、カナカケノ枚、次枚何モカワラケ御祝之時、

御宮仕候所老名、

シヤク^{平田右馬助殿}村田肥前守殿

御手長^{飲肥伊豆守殿}鳥取孫左衛門殿

初献同二献

矢前ヒラキトモ矢口祭トモ

一 御矢口前祭ハ弓法之秘事祝言ノ題目也、能々信心可然可供事也、非其人

シテ努々浅間ニ不可心得、

一 御兵具ニハ御太刀御ソハニ可有候、

右此兩年之御祝仰下ニ依^{山田聖栄、同父子}加賀守忠広^{平田右馬助兼宗}村田肥前守経安申候、給

執成中所也、

文明七年乙未八月吉日 沙弥聖栄 歳七十八

彼御祝猶鹿兒島にて御一家御内国方不殘召連、御馳走仰被申候、千秋万

歳為後ニハ不可有他見候、

十二合ノ寸法事

一 ヲリノアシノタカサ二寸五分、

一 フチノ高サ一寸七分、

一 ヨコノヒロサ六寸七分、

一 タテノヒロサ七寸コフテアリ、

一 ヲキ魚ノタイ一尺一寸、横ノ広サ八寸八分、高サ前ヲナシヲキトリヲキ

魚寸同、

(山田出羽守忠尚入道聖榮之自記)

文明六年五月十九日歳七十七

沙弥聖榮(花押)

忠久 忠義

忠継
号山田式部少輔

忠真
式部少輔

宗久
式部少輔

久経

忠能
式部少輔

久興
式部少輔玄威

高久

大炊助信濃中沼

忠尚
式部少輔出羽守聖榮

忠康

式部太輔

忠佐

左衛門尉

忠広
式部少輔加賀守

忠忠
式部少輔河内守

久時

阿蘇谷

久親
式部少輔

忠経

五郎常陸介

久氏

七郎

女子

三浦家村室

(山田出羽守忠尚入道聖榮之自記)
道鑑氏久元久義天大岳迄記上巻

夫島津殿御先祖上代ハ御系図有リ、(。於近代)日本ノ將軍頼朝の御。嫡子頼家二男
実朝当腹之御事ニ候、三男忠久と申ハ比企判官義員(能員殿)の御娘丹後局の御腹
ノ御子也、爰に二位殿と申ハ頼朝ノ御台所ニ而御座。御妬深きに依
而。(。養父)八文字民部太輔に丹後之局を給ニ依て養父民部太輔之所ニ養育
申ス、御年十三にて御元服之事ハ伯父九郎太夫判官義経を陸奥ノ国ノ住
人西城戸太郎泰衡(。收)が奉矢、其後西城戸為追罰、奥役之討手之大將ニ頼朝
ノ御名代として忠久東夷ニ趣、則靜謐与云々、其故御当代迄十一代御繁
昌之所如件、頼朝之仰ニハ九郎奥になければ。思ひ寄事なし、西城戸か
親之人道多年源家先祖より養育之所を背、緩怠を成ス条彼是誅伐延引ニ
不可及と而近国遠国迄廻文を以被相催、頼朝奥江御立有処、(。せんきありて)諸大名衆儀
有被申ハ御先祖頼義・義家ノ時十二ヶ年六月八日ニとを貞任・宗任をハ
追討しけると伝承、幾度も乍居御成敗可目出。由各被申、(。度候)。中ニ畠山進
出、御大將は何れニ而も候へ、先例を以重忠先陣仕罷向へしと被申上、
嫡子頼家・二男実朝御座有といへとも当腹と云、遠国なれば二位殿もお
もひわつらひて御座候。(。延二)有人申候者比企判官之娘丹後局腹ニ頼朝御子御
座す、二位殿御妬みふかきに依て養父八文字民部。所江養育せられて御
年も十三ニ御成候歟、押立事ながら他に勝たる御事世ニ隔なしと。時政
殿御心ニ此謂を。(。事から骨柄カ)ニ聞せける、則畠山に語、是尤可然と而頼朝に披露有、(。猶も)二位殿に傳。
けるや、夫は重忠計と依被仰下、(。仍)御烏帽子を如何と被申けるに、畠山
親として男になすへし、此時は斟酌も入ましとて十三にて御元服有、然
者左折之烏帽子源氏之恒例に同御直垂を召せ名乗を忠久と申、此忠之字
は重忠之忠を進上被申、頼朝卿御免之上ニ而重忠尊に取申、同陸奥國之

条川原致合戦候条、畠山小松孫太郎見知畢、然ハ早預御注進、且為賜御承判、恐々言上如件、

建武三年三月日

御判

一 去程に尊氏將軍九州江御下向、其後撰津国天王寺ノ合戦ニ伊作久氏ハ尊氏御髪之役。なれば御傍を離れ不申候、されハ親類共と一所ニ今日之事ハ御暇給度由被申候、則將軍より御扇を給。給ハ白菊成けれハ菊を題にて、

九の国より御代は治りて日出度事ハ白菊の花

と被遊被給候、此扇をハ薩摩へ被居候舎見下野守へ下シ、其身ハ終に打死、系圖に記所于今見得候。

一 尊氏鎮西御閑之事ニより國之親類内者上落す、中に山田式部諸三郎忠能、長門國赤間か関にて將軍同良久ニ参合、則供奉仕、筑前箱崎多々ら浜の合戦の時分捕す、仍訴陳申上付而尊氏將軍ノ御判並執事袖判、其時ノ合戦被申、式部孫五郎ハ曾祖父、其子諸三郎ハ祖父聖榮かため筋目家之守

是也、依之夫雜兵共芋からなんとを煎て食とス、雜言詭人不知、おもひきやことしの秋も芋の葉に露の命をかくるへしとは

旅の御勞尊氏少御まところミけるを御近習衆不申ハ若後御意も可惡とおもひて將軍をおとろかし申、九月十三夜ニて候と申上、取あへす、

今宵とハ思ひわすれて十日あまり三夜とゆふにそ月の名もしる

と遊ハされし折から上下感を催し候。と承伝し、毎物御情深ニ依て洛中

洛外近国遠国の武士共忍び申に依而、此時ハ九州に御逗留も不可然とて

四國・九國之勢、其外心を寄中旁有ニ依て、新田方令追放畢、夫よりして

ハ何事も静謐有処。余リニ政道法徒に驕、刺。尊氏御舎弟錦小路三条

殿を失申さんとす、急速ニ及依て女之姿に衣打かつき御所中ニ御走入候

ニ依而、執事師直申上けるハ則出。御中候ハすは可致緩急ノ由被申上、於其時いかて可有其儀哉、既ニ御所を卷ニ成、一日も過けれハ、御所中さこそと諸人思ふ計なり、其時鳴津四郎左衛門尉・同和泉左衛門兵衛尉、

伯父甥兩人談合ス、行器を新敷わけさせ、御飯を十分ニおさめ、鎧の上よりせをひ、打物打かつき築地の覆を便りに御所申に入、其勢ひ攀喰か

忿怒、張良之賢き謀も是ニハ過し、夫は漢朝のいにしへ、是ハ本朝の唯今の忠臣成をや、將軍も御近習ノ衆ノ士共、武キ心を先として鎧の袖を

を濡しける、されは兼中迄も聞召、難有弓取のやさしき心さまなとておとなしき女房さまハ衣之袂をしほりあわしける也、門前之諸大名、

取分鳴津上總介貞久合戦思ふ色あらはに見得ければ、執事方より何となく申なして、門外之勢ハ引退、やかて出仕之御方隙もなし、是偏にこの

兩人ノ高名たり、されは錦小路三条左兵衛督直義ハ貞久年来之知音ニましませハ、一入悦喜無限、直義我故ニ將軍不忠に御難儀を受給ふ、諸人

のわつらひ直義か所にありとて御通世有之、大和國へ趣給ふ、則吉野殿へ合驛有、夫より官方、將軍方とて二ツに成合戦有て、將軍方難儀ニ極

に依而、尊氏可有御自害ニ定る、御兄弟と云、本より御等閑の儀なけれハ、御和睦に成て、三条殿御憤、諸大名の恨と云、上杉一類十四人討而直義

との御中依無他事。関東をも將軍の御計ひなれハ、次男基氏を鎌倉へ被申成、京都関東無為ニ成れハ世の乱もなし、万民おたやかに成迄、賢

者に一失之処有、愚者ニ一之徳之処見得候なと時之人口に有、きのミ政道法度も可有思案と左鉢之物語ニ候、然者鳴津上總介。數年忠功も如

此國家御静謐是迄候、御暇を願、在國之由御申。ニ依而被仰下候旨、此

聞之好見と云、忠節之至ニ候へハ何事ニても承れ、御志可被達通被仰出

御申候

成、舍弟下野守忠氏手組衆たり、一矢數ニハ上杉師冬九十六、嶋津忠氏九十六、其外ハ九十にをとるハなし、日數ハ七日ニ被定也、込ハ所々替と承伝候、其時的日本一と御褒美候て嶋津殿家之的たるへしと上意下る、(されは秘事としてそれよりくる事なし、一々名答に非ずや、)一、犬追物之事、於京都者不及中、在鎌倉之時ニ前馬場山井浜犬追物ニハ上手中に殊勝。けるや、武田・小笠原其外馬之道為被知立方沙汰。一々に聞得候、酒匂、鳥丸方日記当代迄弥々被用候、酒匂ハ嶋津家之普代之士なり、

一貞久嫡子宗久十八ニて判官渡家之囑弓矢兵具に至迄此時に取合候、秘事共ハ非令申候、其比長々在京と云、分國も逢。事なれハ、万ニ付。不足之処、去ル子細候て赤松方御用ニ依被立、判官渡被逐候、京中之大小名何も志合力有、其後ハ舍弟師久其子伊久迄ハ判官殿と申、末は滅亡候、左様之いわれニ候や、元久。惣論より以來。判官。司ハうハさなし、

(一) 惣別当家之源は嶋津判官忠久と申伝以後嫡々ハ何。も判官司可被用候得共、近代佳例謂に依てなりと云々、

一貞久在国之時ハ信濃国ニ御下木社懷御申、山門ニ崇祝御申、神馬鷹御すへ、御下向有、去に依て諏方を道鑑より以來御崇仰、鷹之事も御奔走有、次にハ鷹を仕鳥を取る度ことに風切の羽ニて諏方に手向申事、鷹師へ可被教也、他家乃様ハ不知。、是も其時之事ニ候、武田に弓うつは御所望候、古老之者江能尋見可遣出被仰、暫有て弓ハ茂藤ニ仕うつはハ鷹之皮也、同小笠原方江も弓は村茂藤卷ハ鷹之皮にて候、是は隨ニ取栄見申て候、武田よりの弓ハほこ長ひらく、小笠原ノ弓ハ。短丸く、上下こきて藤の巻様なども少し替り。是は兩流の様を為御覽計ニて候、何方ニ而も候得、晋本とする事なく候、当家之一通ハ謂有、

一道鑑代申上

(朱)「酒匂左エ門久景入道得貴カ」

鳥津上総介入道道鑑代得貴謹云、欲早被直用捨御沙汰、就鎮西管領御下向、寺社本所平成可有御管領旨被成御教書之由承及間ノ事、

副進

一通右大將家御下文案 文治三年九月九日散通雖給 依繁略也、

二通鎮西警固御教書案 弘安九年三月廿一日 正応六年三月廿一日

右道鑑曩祖豊後守忠久 去文治三年九月十九日 号奥二ヶ国押領之条

以嶋津庄ノ次子日向大隅薩摩 其後大宰筑後守 右大將家御下文以下炳焉也、

先祖武藤小二郎資頼 建久年中筑前・豊前・肥前 大友刑部少輔先祖齋院司親能 建久年中二豊後・肥後・筑後三ヶ国押領之

如此無勝劣被宛行、九州於三人以來国押領云々、

西ノ守護職官領無相違之処、中比遷代一族、為鎮西管領下向ノ刻、各二ヶ国ツ、。関東被召借之時、三人無用捨之儀、就中日向・大隅・薩摩三ヶ国ハ為嶋津庄之内条、御下文明鏡なり、非謂道守護職候哉、将又天下

一統之御時大宰筑後入道・大友之近江入道並嶋津道鑑面々一ヶ国ツ、被返付候時以前、何於当御代、及用捨御沙汰限而道鑑可失面目哉、爰大

宰筑後守雖罷成御敵、参向御方時候、云本領、云新恩令押領候、隨而被任西国施面目候哉、次山山礼部自去觀應二年以來迄文和四年、依為御敵、

可誅伐之由被御教書、去延文元年以來御方之由、就中數ヶ所被押領恩賞并日向守護職、剩任訖、至て道鑑者、自最初迄今、於御方致無二忠節上

は殊可預抽賞之処、如承及。筑後守・大友刑部少輔・山山礼部三人分国之外、大隅・薩摩・筑後三ヶ国寺社本所領主成可有管領之由被成御教書

云々、此条如載先領、道鑑何依罪科可及用捨御沙汰、曩祖忠久右大將家

御代自令拜領彼國々以來數代之奉公之勞々軍忠。段、異于他之処、結句及道鑑此等次第幸テをつる、同被直用捨、御沙汰面目をほとこし、弥為抽戦功之勇、仍粗言上如件、

康安元年四月 日

相模守 (在判)
武蔵守 (在判)

任此状可領掌之由依御下知、

文保二年三月廿三日

一久經法名道忍ノ御代薩摩ノ守護代に六番目御舍弟久時、阿蘇谷殿被置候
処、國をも雅意ニ計ひ、地頭御家人にも無礼に候、中ニ市来政家ノ儀、
嶋津殿と申も、我等か家よりこそ御出候と被申候、左様之儀ニ付て、文
注所。系図被出候、忠久之時より氏は藤原姓ニ成、惟宗氏被改候と被仰、
依久時國をも雅意計被成如押領被企候、依て久經御下有之守護代被取返
候畢、

一道忍之掟ニも縦雖為子、不儀之人ニハ不可恭と置文有と云々、
(可有恭) (之)

一道儀忠宗ノ御代薩摩國付而六ヶ敷儀出来ス、奉行文注所役所ニ文書對願
之可有沙汰と而証文を山田式部少輔忠繼、其子忠直、其子宗久迄三代相
続之文書惣領忠宗御借候、則借進上申候、此時に至て雖使者撰、奉行所
ニ而詳文書を説開詞も請申沙汰する人如何と候、同ハ。為國為身可然と
(釋上候而)

惣領被仰ニ隨、上洛せんとす、其時式部孫五郎申ス、我重書奉陳無差事
候ハ、生涯を直可失と申ニ仍、其謂候とて御白筆之置文を被遊、為子
孫とて預候、頂戴仕候畢、上洛仕文書以沙汰道行候へハ、如此名管候事
末代家之守とて其儘惣領ニ被召置候、

一京四条ニ沙汰之守護神とて御座候、此時分預下向之時懷申、伊作之宗社
八幡之社内ニ小社作祝申、あし王神是也、其後八國へ六ヶ敷事無子細
候、其比は伊作右京亮殿と一所ニ入木十二町を持彼在所ニ宗久居住ス、
(進) (惠)

為子孫申置候也、

一忠久御元服候て頼朝ニ御對面、聽而陸奥國御征伐御大將ニ御越候、去ニ
依而越前之國を始て御給候、其後伊勢・信濃・若狹拜領候、奥三ヶ國之
事は其昔より天下政道法度理之重き子細をも依不知、地頭御家人強候、
去は伯父鎮西八郎為朝ハ脱ニ九州を隨候へとも住國大隅國宮内にて鬼を
合手にして堀をほり、土を退け候し堀不増不減たるニ依而深も。不成。
(不取)

浅も不成申、社家存知之段、為朝御主公神と祝仰まします、其後ハ守護
不定候処、頼朝之御代依議、忠久自力を以當御代及而御繁昌。有。
(有) (今二)

。越前ニは忠久之御子二男忠綱被差置、於于今。越前号嶋津里、信濃ニ
者忠義三男大炊助高久住國として中沼殿是也、若狹ニハ忠久一腹之御舍
弟忠季被差置、三万殿と云々、伊勢ニ者御親類御座候事ハ不明存不申候
間、聞所也、御内之人ニ者長野方ハ此時より之事に候。伊地知福崎方。
(ナシ) (ナシ)

仲万方も越前之事由承候、御内之人ニも繁昌共候間、明鏡ニ可有存知哉、
中古迄ハ老名數御旁寄合之時ハ物語候しを承伝候計を申所也、
(也)

一忠久ハ念仏宗時宗ニて御座候、法名道阿弥仏と奉中、御禪門名ハ得仏と
承伝候、朝夕之御看經被遊候、鐘之題ニハ面ニ弥陀三尊御座候し、下ハ
貝すり緒ハたくはくニて候、琵琶も候ける也、御笛ニハこまも副而錦の
袋ニ入、必々弓馬の道計御暗にあらす候、さのミに当家之事雖難中候
世問せはき様ニ篇執之謗も可有、一代たしなみ油断候ハ、可恥事勿論
也。
(事二候) (也)

一八幡太郎義家之貞任征伐之時も、去奇端ニ依て數之沙汰も候や、是又題
目之秘事。之程に是迄御申出候所也、
(二候) (也)

一忠久以來ハ忠義・久經・忠宗・貞久迄ハ是に書置申候、氏久・元久・久
豐迄ハ此末ニ書候也、穴賢々々、
文明十四年八月吉日

沙弥聖榮
歳八十五

越後守修理亮又三郎氏久法名玄久道号龍岳即心院殿

一氏久之御代ニ畠山礼部下向ニ依て三ヶ国地頭御家人嶋津方守護を背者ハ礼部方ニ成、先谷山、帖佐、加治木、山北迄取つゝ、鹿兒嶋野元原良ニ陣を取、氏久も日々に野臥を出し合戦す、有時礼部手より詞をかく、嶋津方の手に取分承及候山田弥九郎殿と申人ニ見参仕度候、礼部方の手

ニ多田と申者にて候と名乗、此時ハ左右ニ不及とて寄合ス、弥九郎は四尺計之太刀ニ手柄を持んとす、是は何事かと傍輩共云、去ハ我を恋る程之人たり、如何様ニ先上太刀を打むとすらん、手柄を指出し而、櫓のは

を切せて下をなくへし、ふみより組て勝負をせんと思ふ成とて手柄を持、敵は袖笠注など取付而殊外はまりて見ゆ、相互ニ田圃之中ニ出合、敵は

不知、御方ハ氣をせめてさへたり、多田ハ長刀之大なるを以如案、上太刀ニ成て切而かかる、櫓のはを切せてふみより、敵は長刀なれハ弥九郎

か甲のてつへん真向吹返しにそかかりける、両方切しかり、早組んする

など見へける、後ハ兵者共走寄退る、礼部方よりも談合したることくに

同寄退る、余所よりハ合戦に及かと見ゆ、相退ニなる所ニ弥九郎返すと

云何之用と傍輩共云、まさしく敵之袖笠しるし切落しつると覚、扱ハ

とそ太刀打し所へ返して注を太刀之先ニつらぬきて差上、是御覚せよ、

今日之勝負之しるしと云てときをつくれは、味方もつくる、静り而後

礼部方より花やかなる御振舞哉と褒美有、味方之事は不及申、嶋津殿礼部野元合戦、中古迄ハ申伝ル也、此弥九郎と申は昔源平之合戦ノ時、北

国ニ而長井夷盛と。討死候武藏三郎左衛門有国か末也、忠久御在国の時

人其子孫也、伊集院・日置之内山田与申所を御恩ニ給ニ依て名字ノ地与

成由承伝処なり、御年比也、

(一) 其比ハ薩摩・高江・宮里・山門ニ取つゝ、渋谷に對合戦有、動ずれば守

護方を背くたり、大将ニ付、嶋津殿へ弓矢を取、爰に信濃源氏に楡井頼

長・畠山礼部・肝付八郎兼重、此三人ハ三ヶ国を争ことくニ地頭御家人

思付ニ成而弓箭を取、坂より上にてハ頼長、兼重と合戦有ハ、礼部ハ嶋津方ニかゝり合戦有り、

(一) 肝付兼重ハ三侯高城ニも住所之様ニ有而、ひと比ハ三侯殿と云れ、

山東穆佐・高城ニも住所之様ニ有、舍弟五郎九郎とて。おとらぬ器用人

有、浜田・横山・獅子目・大始良四人、氏久に心を寄と而横山之域に押

寄、せめ落ス、浜田討死ス、獅子目ハ城を落てほそ小路之竹之茂に隠居、

敵退を待処、日暮に大将五郎九郎甲を抜て通を、馬より下に切落、我身

ハ林に交而逃のふ、夫より四ヶ村之旁は当家御年比と成忠節をいたすな

り、

(一) 頼長大始良積落、肝付をも如押領成而志布志ニ居住にて、肝付之大

しやく寺を引、今之大慈寺是也、串良も頼長計い候けるや、串良ノ内北

原と云在所、比丘尼所有、坂より上にハ頼長之上にす物なし、志布志松

尾に有所を畠山種々了簡めくらし、松尾をせめ落、大慈寺ニ取籠、頼長

に腹を切らず、礼部大隅・薩摩在々所々に馳廻、櫓つく物ハ合戦に及、

随所ハ其儘差置、更面を合する物なし、

(一) 嶋津方ハすきくを守、打出て合戦ス、於帖佐萩ノ峰之城ニ礼部老

名野元之藤司とて有、此人を取巻候処、氏久御内木田重親、溝辺之城ニ

籠る、礼部方より取巻、社家は守護方にて有ニ依而両方依為難儀、腹を

切セ無功とて、両方相合して引退畢、

一 加治木土器屋と云所ニ要害ことくに礼部持候処、氏久夜つめニ攻落、敵

味方手負討る、夫より住所不定、坂より上下馳廻合戦す、

(一) 氏久嶋兒嶋より大始良四ヶ村御用ニ立ニ依而被成渡海、彼城責落、

末次に差寄御退治有而始良五十町、西俣七拾五町取籠き、大隅鹿兒嶋へ

続く、末次ノ城ニ者山田加賀守を被差置、

(一) 氏久大始良を御任城ニ成に依て、本田重親ニ西俣を給、御傍有、其

後坂より上を御踏静め有、既ニ御前鹿兒島より移り御申。彼在所にて元

久御誕生、御成人ニ依而大始良をハ当家か御執事有所也、

(一) 其後末次城も不可然程ニ、加賀守をハ召寄、御側に被置候、坂より

上御打開始とて、市成六町少分ニ而候得共、忝も道鑑ノ御年を御添候と

て、山田ニ下給候、末次ニもまき名一所を給候ける由承伝候、市成ハ当

御代迄ハ七代頂戴仕候、子孫繁昌仕候云々、

一志布志松尾ニハ先新納越後守其久末十五六之比、氏久御養子として越後

守、修理亮御受領御官迄も御参らせ、御名代として求仁郷院、其外之所

領共相添、松尾ニ居住候ける也、畠山薩州山北より馳越取巻、今之志布

志内城は礼部之陣也、(礼部ハ治部之唐名也)有時出合、石見堂ニ松尾よ

り出合戦候而、新納殿手ニも名字ノ人討死ス、。堅持こたへ候処、氏久

鹿兒嶋より渡海有。小勢ニ而岩川伝ニ後巻有礼部不叶、櫓間之こく陣

を開退、彼在所ニもとり不得、(候とて) 既肥へ退、暫さへ。共、響ニ如申、

一陣破ぬれハ残党まつたからず成、(候とて) 山東ニ越といへとも、其時にな

れハい東も同意なく、(候とて) 豊後伝ニ上落ス、礼部手之者共ハ櫓間・既肥へ

残と承。夫より氏久志布志ニ御移、御住所ニ成、今之内城を被召替、元

久迄御座所なり、宗との御内之人々、新納との松尾ニ御入、坂より上堅

成、鹿兒嶋・大始良・志布志三ヶ所御住城なり、

(一) 氏久之御代ニ庄内ニ御心懸候得共、求麻・真幸・北郷・野々ミ谷迄持

つつけ候大敵也、有時南郷之こく勢を御遣シ、国合ニおひて合戦候而

切負、一家に依多殿兄弟討死候程之事ニ候間、難儀共云かたし、其時岩

川方何方共不見候ニ依而、氏久御頼之由被仰候而岩川へ御出候得共、無

承引、其より求仁郷方蓬原ニ御出、御頼之由被仰候へ共、無其儀候、其比ハ

申良も敵ニて候山伝ニ百引之こく御越、市成・飯之むれ山を御越、二

(河) 川ニ御下候、其時山之案内。(者) 仕候者ニ御判形給、今に有り、。鹿兒嶋へ御

渡海候畢、暫有、求仁郷蓬原ニ御陣召御退治有ハ、饒而岩川手取り城に

差寄攻落、其時御内百引向江打死ス、夫より求仁郷・岩川。安御料所ニ

成也、

一氏久御代ニ税所方求麻ノ相良取合、曾於郡ニ馳越、不斷守護ニ敵たるニ依

而大隅之わつらひ是也、社家嶋津殿へ依無他事、正宮之上咲隈ニ陣を構、

三年御座有而、姫城之城賣め落、守護代として本田親治・氏親父子被差

置、其後清水を攻落、御持候處、湯峰ニ而合戦有而税所子息討死ス、味

嶋津峰起之間、彼城爲合力、大將真幸院御出之時、御供仕致忠節候と土持左近將

方ニも御内ノ瀬戸口打死ス、此合戦ニ手負疵未調処に、姫城原口に一族

臨衆勝軍忠状ニ有之也、(朱) 一按ニ大將者今川了俊より差遣候今川兵部太輔補

衆寄来、御方僅かふと四十二不足、氏頼ハ前之。深手負、此合戦ニハ本

田重親父子、御一家ニハ碓山金吾、伊集院長門守、我もノと思御内ノ

人々、小田・北村・上井・篠原・小嶋一類、彼是以上甲四十計也、求麻

・和泉・山北之衆、税所寄合候得ハ敵大勢也、既太刀打ニ成、前勢面を

切崩ニ依而、和泉に上村、求麻の手に友田と云者を始として討る、其時

碓山金吾太刀打して手之程御振舞、大石を中ニして太刀打して岩之かと

を切りわりけるに依而、姫城原口ニ金吾石とて今之世迄其石不朽也、

(一) 其後御會第上總介殿御名代として碓山金吾、元久より新納將監、此

兩人ハ肥後白川合戦に將軍方ニて討死有、

(一) 一家北郷・稚山兄弟本領格護として庄内南郷之内都之城を取、正安

二年之比候哉、其世之時ハ真幸・北郷・野之ミ谷ノ城迄、求麻より相良

持候、又三ヶ所御家人一族するに依而、相良方なり同意ニ成而、肥後ハ

代・葦北勢迄馳下、一族之衆都合六十三人也、守護方ニは加治木・肝付、同次男財部方三人より外ハなし、去ニ依都之城本原を惣陣に取、大將に(中)新野殿として京都より下向と云々、

(一) 都城内ニハ北郷讃岐守・梶山美濃守其外宗徒之人々籠ル、一族衆年(朱)「永和二年ノ冬ナラン」内より陣を取候間、氏久志布志より後巻として先南郷之内西城寺之上、

天下降ニ上而陣取、一族之中より財部方守護方ニ内儀有ニ依て、明る正(朱)「永和三年也」月(合)の比より一家ノ内談。調。けれハ、御神水有而一篇ニ御合戦を定畢、

御方ニは伊集院・伊作・鹿兒嶋・大隅・下大隅・大始良計なり、

(二) 総州よりハ和泉・四ヶ所(朱)「分注ナラン」四ヶ所とは高城・東郷・入来・那答院之

事なり、山北ニ被隔候間、不及力、総州とハ師久方御兄方、其比両守護一比ニ有、依而無合力、一揆には谷山より南方市来・渋谷・菱刈・牛山・求麻・真幸・伊東・土持、坂より上ニは禰寝・肝付・飯肥・櫛間なり、

二月中旬の比より本陣天下峰ニ打寄、財部取合、日限三月一日ニ被定、

其時氏久、又三郎殿へ被仰出候。ハ、急如志布志帰候得と被仰、御返事

ニ縦余所ニ居候共、ケ様之時ハ可參候、此間御傍ニ而既。合戦ニ定ぬる

ニ帰候へハ、於以後も口惜。名を取候する事如何ニ候、一家御内而々ノ

心中も難計子細候と御申候得ハ、氏久夫ハ常ノ侍之禮。大將ハ一人ニ

成共、身を全して本意を遂こそ肝要とハ聞、其御方より外男子不持候、

縦右と云共、元久ニこそ國を知セ度候得、夫ハともはからひと被仰候而

氏久か惡而候けるとて其後ハ御詞なく、暫有而此御意之時ハ可罷帰と御

申ニ依、御親子ノ御心中上下奉察、鎧之袖をそ濡しける、取分本田重親

ハ氏久御守の事ニ而一入今を限りとや被思けん、甥之氏親を近付、必

重親ハ可打死、御分ハ生而又三郎殿之御用に可立、如何様名將ニ而

可有御座、重親は此言葉に依而、終ニ打死す、氏親ハ七ヶ所手負と云共、

生ると云々、

(朱)「永和三年」一同二月下旬廿八日天下峯をおろし未吉のことくに平波瀬に篠立有而三月

一日ニ財部ニ取合御一家御同勢千ニ不足、以上八百計也、月一揆之大將

者新納殿一家同心也、杉一揆之大將ニ者本田重親御内一統ニ此手ニ属、

爰ニ一小一揆と而二百計、氏久御馬廻なり、是ハ両手自然おくれん所之横

入と儀する所也、去程ニ御旗之役北原進出、今日之御証ハ如何と申けれ

ハ、重親答て敵之後ニぬけ候へと下知す、北原馬引寄、打乗て御旗差上、今

日ノ御合戦ハ御しるしを守り給へとて先前ニ平波瀬ノ渡駈渡さんとす、

北郷讃岐守殿ハ兼而相図之日也、既ニ我故ニ氏久一家御内不殘今日之合

戦ニ極給処也、万一勝れん事難有、於以後きかむよりハ先城衆之役たり

と而甲七十計ニ而切て出ル、大勢と云、待勢之中と云、多勢なれハ切負

而讃岐守數ヶ所手負、舍弟弥二郎殿・七郎殿兄弟甲をならへて討死ス、平

田新右衛門尉宗親並工藤藏人ハ三月一口ノ事なれハ庭なる様の枝を折、

腰ニ指太刀打す、切合さんして後、梶原源太か花戦をまねたる事のお

かしいなと、狂言ニ笑、藏人源太か心におとる侍。有へき。と而友ハ鏡

そと語、打つれたり、中古迄ハ如此こそなし深ければ合戦もそろひ、

高名も有候なり、まなふへしく、御大將氏久は黒糸おとしの御鎧ニ袖

ニつまとりたるに同毛ノ甲ニ鍔形打たるに三尺余之御はかせはき、黒栗

毛の御馬の尺にはつれたるに、御乗主も達者御馬も逸物成に手綱かひた

くり御馬廻二百計、月一揆杉両手を左右ニならへ御しるし先前ニ差掛さ

せ、さはかり広。ミの原ニ扣へたる大勢の中ニ切入、太刀打ニなる、氏

久是に有り、敵ニ隔たるな、只せき候へとて面を崩せは太勢を二ツニわ

りて切通る、本の原のめんに敵も味方も共にせきかゝり、夫雜馬引など

ハ池にせき入、城よりも朝軍に薄手負などハ出合、後巻衆ニ取合、驍而

手負共城江入もあり、前ニ太刀始之所ニての手負ハ財部のことにかく

も有、馬に乗も有、腰の立。は手を引つて退く、敵も足をみたし、死骸を尋る者も有、更に敵味方出家ほと迄入乱、次到大將氏久ノ御前に敵ノ類共御実見有り、宗との類ニハ他國之相良氏頼・伊東六郎左衛門尉・同池尻五郎、薩洲一揆ノ大將ニハ渋谷典厩頼共、さのミ郎等侍共之事ハ付るに不及候、三月二日敵方引色ニ見得而手負共ハ前三侯其外寄々ニのけ、荻原ニ打出るを見て、御方人々勝ニ乗て合戦する、喜かけて切負、肥後兄弟其外御方も討る、敵ハ下財部のことくニ散々ニ退。其時氏久の御馬を山田右京亮ニ御預。候処、此合戦ニ乗二月一日ノ合戦ニ手負候と云共、三日も人数に太刀打仕二三ヶ所手負候而馬を尋候ハ行方不知成候、負軍なれば敵ニ被取候与心得候処、明ル朝此御馬を引来て申様ハ、夕ノ合戦ニ御負候、更ニ夜中ニ及、主を失候物とも逃候程ニ、我等も共に財部江退候、軍場ニ馬を捨候、遙ニ夜ふけ候而我等か馬候処を不違跡を不違来候、是を面ニ引而參候と、嫌而御近習ニ付申上、氏久聞召、名馬とハ心をこそほめ候得とて今度之高名と云、佳例目出度候と御意候而御馬を被給候、すきたらい黒と申ハ是也、奥州へい馬也、御合戦御方には北郷弥二郎殿、七郎殿兄弟、宗徒之御内之人ニ者杉一揆之大將本田重親、肥後兄弟井石井、御旗役人北原、大始良、獅子目藤藏其外加治木殿ハ物具なども剝ル、類恋しニなりけるや、取懸捨置て候を見付、様々いたわり候而生而一期之程ハ氏久ニ奉公被申、此時人々何も忠節此事ニ候、爰に手々ノ若覺侍共。打死などの事ハ聞。書ニも不及候、一渋谷典厩ハ伊集院隅州之聲ニ而未約束計成ニ而使者を以見參申出陣有度由被申、国一揆たるニ任せ坂より上庄内へ越之由音信候、隅洲返事ニ者我も氏久へ御供申、庄内。罷立候、おなしくハ互ニ類ニ而見參と被申、恥入たる返事哉ニ而典厩出陣有、典厩之類実見之時此うわさ有り、敵なからもいたハしき事也と時の人口ニあり、其後約束ノ姫を尼になし、伊

集院に因通庵と申比立尼寺是也、一氏久ノ御代ノ内ニも是程之大合戦ハなし、敵も味方も在々所々引返、暫年月経処、又四ヶ所より軍起而嶋津上總介師久に弓矢を取懸る、其比薩摩郡ニ高江之手城を取懸御持候処を、清色重門大將として押寄攻る、城衆もくつきやうの人々なれハふせき戦けれハ仕損して退候処、重門堀にはまり、岸ニ付而つめ上り、甲のはちを打わられて堀之底ニ而被討畢、是ニ仍山北大勢なれハ入替。攻上る、城内も不殘手負に成て攻被落畢、城衆ニ式部三郎太郎、守護代酒匂・石塚一類・不笠・中条を始として宗徒之人々、上下數十人被討、然間碓山物よわくなり、山北而院、求摩四ヶ所同意して碓山之城を取巻、(一)氏久は其比坂より上に御座有、此事を聞召、急々ニ御渡海有て先伊作・伊集院寄々勢を以薩摩山を馳越一陣を取、跡勢を待候処、市来心替して薩摩山を切ふさくニ依通路切、更ニ方便ニ不及、其時城よりもひそかに御音信有り、此刻二成而ハ一家滅亡ニ可及、城をも聞所領なども望ニ依るへしと仰有、此旨を市来に依被仰出、御返事に何之望もなし、御縁中ニ被召加者道をも明、御用ニも可立と被申、是を氏久聞召、当座命おしきとて家ニ疵を付事、以後迄も口惜と而被仰切、其時一家御内談合有り、女子ハ必他人之家をこそ上中によらすふさけ、即久に城をもあけさせ申。而ハ可為家之疵とて一味同心にそろひ、市来に領掌有り、如被申道をあげ通路輒なれハ跡勢伊集院ニひかへたるか、不移時、山を越、陣ニ付、市来方も御用ニ立に依、翌日敵陣切崩し渋谷の緩急さんすへしと被定処、其夜敵陣引退、則城ニも御取合、御大慶不及申候、市来方御殿人之しるしニ後十三人子孫有、市来太郎房之事也、一氏久御代ニ渋谷四ヶ所守護領其一々押領して刺直ニ九州探題に奉公ス、緩急之至候処、渋谷之鶴田氏久ニ心を寄ニ依、彼界ニ馳越、勢道有、近所辺同意ニ依て御難儀ニ成、既ニ御陣を開御退候処、大野畠を懸退煩、

氏久自身太刀ニ及候処、御傍ニ候式部彦七、本田弥七踏留打死ス、左様
之まされニ山を引越、氏久此方へ御越候、余。ふかく送り申ニ依、帰合
合戦候て渋谷之大村方討取、夫より軍ハ止ニけり、氏久山引合戦とハ此
事なり

(一) 三ヶ国乱。と云共御兄弟両国階へられ候合戦ニ及、左候へハ上代よ
り奥三ヶ国ハ天下政道法度をも被弁ニ依、頼朝之御教書ニも三ヶ国ノ地
頭御家人、忠久可為下人、此内鯨島をハ可被除、如此之謂ハ伯父鎮西之
八郎為朝九州之為將軍を賀ニ取、左様之様式申なり、阿多平四郎忠景此
仁なり、

一師久訴陳申状

豊後合戦并薩州同乱事、度々注進言上仕候処、依略次往還難成、不令参
着候条、恐敷不少候、却為豊州御合力、去年九月廿六日懸合発向候
処、於中途当凶徒和泉諸太郎兵衛尉政保、同一揆牛保近衛高元、同一
揆隅馬越藤四郎行家、同一揆肥州韋北七浦賊徒等依差塞通路候、对被輩
致合戦候処、及親類若党并渋谷一族數十人討死手負云々、其間子細管領
御方言上仕候畢、定御注進候哉、雖然重而可令発向候処、地頭御家人等
更ニ催促凶徒乞余テ過平峰起候間、難閣候上、政保并一揆等ノ城彼合
戦以後自去々年于今在陳防戦間、御合力ノ事不遂其節之条、且ハ可有御
高察候哉、且ハ分国難儀之段、管領之御使長刑部尉見知、次舎弟氏久於
隅州、自去々年。于今、向合敵陣致合戦候、巨細段々定而注進仕候哉、
次豊州合戦之事、大内介弘世就渡海、菊地肥後守武光退散之間、御方大
慶此境候処、無幾程弘世依帰国、鎮西。及難儀、管領周防国分御開之間
則進飛脚候畢、随てハ御上洛之由預御返事候、驚存候、急速九州対治被
御沙汰被差討畢、所仰候、次雖無勢候、兄弟相供賂而困、連日致合戦候
条、被下篇直御使、預御候者可然候、次分国軍勢等可応師久催促旨被成

下御教書、廻凶徒討等策候、此旨可有披露候、恐惶謹言、

貞治二年五月二日

左衛門尉師久

判官殿

一探題より度々ニおひて被仰下候趣ハ九州三人之誓固たるに付、無言不可
然、早々在津候者、諸事談合司被仰旨御注進及數力度、探題職ニ有下向、
延引之条可為仁儀ハ緩急之至と而氏久御上に定畢、遠國なれハ御勢ハさ
ほとなし、宗との御内之人計なり、六ヶ国も御上、探題ニ有御対面、今
川殿之御奔走候、悦喜誠御感望も見得候、其後ハ不断御寄合折々有、探
題氏久之御宿ニ御酒を持せ御入候けるニ大箇之口手ニ余り、更ぬけかね
候、御前之事ニ候得者、今河殿之御内よりも指寄ノぬかむと候へ共、

了簡もなく候ハ不興候処、氏久誰かノ御意候ながら、何も斟酌候、

爰ニ御内に牧野次郎三郎參、一人ニてなをさぬ筒之酒ニ寄、素槍之袖を

筒ノ口ニおしおほひ、脇ニかいこみ、一しめ、暫あれば、ふとのけ、御

酒之いきおひなれは空ニあかり、御座敷に散々こほれ、上下氣をせめこ

らへ候事ニ而一度ニわつと声を立、中ノ当座之曲と成而遁世者なと時

之褒美不及申、嶋津殿御内旁之御前ニ而盃を給候、ケ様之事迄も御家之

非規模哉、牧二郎三郎・同又次郎何も当家御年比之仁也、

(一) 其比小二方將軍方共官方共なく探題よりも氏久江催促候へかしと依

御氣候半と御音信候処、小二方探題。有冬資討れんたくミ更大儀之子細

なれば人口に不及候、陣屋を結構ニ作、高屏を塗、城戸を立、奔走と見へけ

るに、小式方を御しゆうよういつもの御会尺有、三献過其後數盃ニなれ

ハ酌ニ立、山内押懸組、本より儀する事なれハ、今河金吾指寄指殺る、是

程之たくミ之事候間、城より外ニも番衆堅候へハ小二方供之者一人とし

て腹を切者なし、無覺悟とも不及言候、探題御座所へ參する人も有、未

聞分運參する人もあり、

一、鶴而嶋津殿へ使者を以今河殿より被仰趣へ鎮西探題職を預下向候得共、
彼方さへ候ニ依而九州之靜謐を遂かたし、動ハ宮方物云となる、毎度に

依及如此候沙汰仕候、御心中如何ニ候、参会面を以可申開之由被仰遣候、
(著二而)

嶋津殿御内之人々差寄思々ノ異見有、探題へ御座候事ハ不可然、二ノ舞寛
悟之前ニ候、御思案可入次第ニ候と各被申、氏久仰ニ者不参ハ当座之趣

度ニ可成、何程之事か可有と則御参候趣、物具などハ驚ニ似と而各取太
刀計なり、爰本田氏親何れもの恒例と而御はかせ持御前ニ立、何れも
(格違申)

前後覺悟、よそよりハ無事ニハ不見得候、時之人々舌をふりける也、
(格違申)

陣ノ城川なれハ竹かうしなり、堅警固す、仍氏親先前ニ立入、次ニ伊地
知民部統而入、門かため狼藉之ことに候と咎、其時折節ニ寄事ニ候、嶋

津殿たれ候而後ハ可為御計、其間ハ此方仕第と而氏久を入被申、奏者
(さし)

と同。氏親前ニ立、跡之傍輩込入ヲ御制止あれは城川涯に祇候す、陣屋
(すたれのきわ)

之口ニハ唐筵を掛られたり、簾之涯ニ不憚氏親居たり、座敷を見れハ今
(なり)

川殿御兄弟宗徒之人々しかと祇候す、嶋津殿御座敷へ御直御式躰御会尺
(なをり)

有、御酒三献過而今河殿前よりの御意之趣一々被仰聞、氏久承候とて躰
(美)

而座敷を御立候へ共無事とは不見得候、何とやらん外目ニは立ける也、
(美)

御宿ニ御帰候而俄ニ小式万親類之所ニ有御音信、可及對面旨御内之人々
(美)

ニ御談合有、異見被申ハ是ニ而事を御破有ハ不可然、只急ニ国江御下可
(式)

然之由各依被申、尤而小ニ菊池ニ同意之有内儀、下向ニ定候趣、無篇
(式)

ニ而ハ如何、於已後も不可然と而探題江訴狀を以今度在陣之段、度々依
(式)

蒙仰、早々馳上可致忠節存候趣、小ニ方如此之御沙汰ニ罷成候時ハ九州
(式)

三人失面目次第候、其上氏久任御意、彼方ニ催促申通候事無其隱、此時
(ナシ)

は当座之恥辱難遁候間、薩州江罷下と而今河殿へ仰捨御下而候、(領)而
宵方峰起可有物言共有、又人々之上ならずと云人口も有、九州破れんと

す、探題兎角方便を被廻、暫年月を送と云共終ニ御叶候ハて上洛候得

共、御前之御意惡敷候て分国遠江江御下之由承伝候、氏久其後管領御方
(所)

迄御意趣悉依被申上候、還而上聞に御叶、当御代ニ及迄も大慶御座候、
(候)

氏久御幼少之時は親之御名代として肥後國迄御上り、名譽之御合戦、數
(ナシ)

ヶ所之御手負御難儀之處、伊地知御身ニ替、嶋津氏久与名乗打死するに
(ナシ)

仍御助り候、御年長ク今度之在陣ニハ儀を重、家之嗜ニ依而命輕する
(たじ)

所、当座之難儀をも御通候哉、御内之旁々之志、振舞、小二方ニハ不似
(式)

と六ヶ国ノ物語ニ成ける由承伝候、於于今も嗜油断有聞敷候、
(式)

一、氏久(御法名玄久)、御遷化御年六十三
至徳二年五月二日於伊集院御死去、其時迄山田右京亮御傍へ有弓馬之道
其外ノ事ヲ御教と云々、

文明十二年六月 日

沙弥聖采

歳八十五

忠宗 下野守

貞久 上総介

氏久 越後守

此御三代式部諸三郎忠能京都鎮西御分國之御奉公之道を聞置趣を注候、
(美)

一段御先祖代々戦功以御子孫殊ニ当代勝而御繁昌之所無紛条申も愚か
(美)

也、式部諸三郎ハ聖采が祖父也、筋目を孫共ニ為知、又ハ公方を仰敬、
(美)

可致御奉公事、穴賢々々、不可有油断候也、
(美)

一、嶋津陸奥守元久御代始之事
(せはき)

氏久之時ハ東福寺御城屋地狭義ニ依而先脇ニ御座有つき山ニ築地を築、
(つぎ)

主殿作可有之趣ニ、至徳二年五月二日氏久於伊集院御遷化候。盛被差置
(里、其)

候、

一 齡岳之始ニ山門より鹿兒嶋江御入部之御祈念ニ山門之諏訪ヲ移し御申候
重々も御信心ニより正八幡之御輿を移御中、若宮八幡是也、如此之御神
力を以郷司屋紙を御退治有而末代之御住所ニ成、御子孫御繁昌之所也、
一元久鹿兒嶋ニ志布志より御移、御座所ニ御談合あり、東福寺之城佳例目
出度候得共、分内もせはし、つき山も不可然、脇之御座所も片はつれと
て清水御座所へ定、先実方ノ橋之口城を召分、内も広し川之流も古、何
事よりも更ニ相心之御城と而、急々ニ取誘、御親類宗との御内之人々御
移、清水屋形作ハ麓ニ有、御一家國方之出仕も可敷と而、主殿十二間、
同御殿、雜實所迄作摘、取分御前作御結構有而、鑒而志布志之御台、移
御中、上下万民ニ至迄御奔走奉仰也、
一天下ニ無隱名和尚石屋御下候、元久ニ禪事を進御申候ニ依而御寺を召立
御一家御内國方をも催し、則御取立善事なれば道行山門法堂計こそ不足
候、其外ハ悉調候、福昌寺当御代毎々御繁昌と云々、
一 谷山方之事ハ道鑑・氏久二代被差置候処者、山北坂より上御馳廻之時、
谷山郷司仏心入道御敵なれ共、氏久御頼有ニ依而御留主之御番東福寺ノ
城ニ堅御番仕候、氏久御帰國有れハ御暇申迄もなし、如谷山帰る、左様
之忠節思召として被差置候与云共、子孫におひてハ鹿兒嶋ならひニ而候
と而元久御代に御退治有、百八十町、給黎四十町、並指宿四十町御料所
と成、彌娃御退治有而御舍弟南殿御遣候、彼所も四十町也、
一元久御代上總介伊久・嫡子播磨守守久、父子不快ニ成、師久方末也、既
ニ河野辺城ニ対、平山と云所ニ差寄一陣を取、奥州より御合力なけれハ
何方よりも其分なし、数日ニなれハ折々不可然之通を元久仰有ハ陣を開、
薩摩の郡へ退、総州より奥州江被仰出ハ題目鳴津之家ハ必々元久之所ニ
可有可然候、忠久より以来代々伝候小十文字太刀、同鑑可進之由被仰遣、

御返事ニハ妻子御座候上ハ不可有事と御返事有、重而如此於承ハ他人之
手ニ渡し候する時ハ可為口惜次第、家之嗜も候ハ、御受取可然之由被
仰、此時兎角之儀なしと而畏入候と御返事ニ付、難して請取候するや、是
よりも其旨心得同意と仰有、又其時俄之縁ニ談合有而親類ニ者山田右京
亮、内之者ニ者伊地知民部少輔可進由被仰、総州よりも親類ニ者阿蘇谷、
内之者ニ石塚大和守、中途田中ニ而請取、御親ハ阿蘇谷方持而山田方
江被渡、からふとの内迄伊地知方能々見せて為受取被中、爰ニ田ノ中の
仕付ハ座敷ハ清けれ共其家辺ハ祝言也、在家ハ御家を御執事有に依也、
奥州よりも其後種々御祝言御礼有也、総州之御意難有子細を存る事ハ嶋
津家ハ陸奥守殿所ニ可有と如仰、元久より以来當御代誠以御繁昌候事を
無心得方、総州方ハ不吉に御座候、御うわさも如何と申人も有、弓馬其
外武方之一道ハ総州御方より出たる事也、努々落着有間敷事共也、
一 南方別府之事ハ汕所ニ而伊作久義折々望を被懸、時分こそ候得、正月朔
日別府鶴ノ塚と云所ニ手勢計ニ而とうめきの大川を渡し一陣を取、かう
敵なれば少も無痛、大野臥を陣に懸る、俄之事成ニ仍陣構なともなし、
余所之無余力も、其時元久使者を立、時分柄と云、是非ニ不可然候、先
陣を被退候得、無承引候者、以後も緩有間敷由、依仰引退、田布施ニ階堂
貞（朱）「大隅守久義」ハ伊作殿姉嫁ニて候、別府ハ二階堂方之彈ニ而候程ニ伊作ニ無合力、左様
之事を内々久義遣恨ニ思、元久ニ催促被仰、総州方並市来つゝき也、總
州ニ男山城守殿ハ二階堂聲ニ而候、奥州も以後の事を思召合、田布施ニ
一陣召取善、阿多・別府ニ離合力す、年内より被取善、明ル二月之始落居
有、二階堂如市来落候畢、夫より元久御料所として五代木、方娘彼在所
江志布志より移樹、其外宗との人々城衆ニ成置、折々ニ付而元久も自鹿
兒嶋御入候、此御台之腹ノ御料人ニ久義之子息を取合、以後ニハ伊作勝
久ニ田布施をも御遣之由承候、勝久之御料人之腹之御子、今相模守殿・

(宋)「桂家ノ祖勝久」
遠江守殿、忠國之御子二人御座候、左有ニ依而川野辺も弥物よハくな
る事ハ鹿兎をハ伊集院方より被持候、坊津・泊津而津ハ川野辺内たるニ
依総州より覚悟ニて候、御内之人々被差置候處を伊集院押寄、警固人々
を討、如此候玉ハ無情次第也、方々取合総州より河野辺之城共ニ奥州
へ渡御申、我ハ薩摩郡へ御移候、左候へハ播摩守殿ハ如山門移候ける由
承伝候、久哲終ニ川内平佐之城ニ而死去候畢、左様ニ成行ニ依而別府之
蛟嶋ハ御内之者之如申て致奉公、去程ニ南方悉御静謐候畢、如此之所ニ
四ヶ所竊出方奥州に心を寄候而清色・柏原・車内・高城寄合於度々勢を
仕、既ニ難儀を請ル、如番衆ニ勢を難被追、総州未存生之事なれば御越
陣をとらる、於此時元久被馳越、一陣を取給得者、差合之敵も陣取、総
州方ノ惣陣ハ萩の平と云所也、奥州より之惣陣ハかん崎と云所也、兩方
大勢なれハ日々ニ野臥出合、矢を射違事無隙、此時新納八郎三郎殿惣陣
ニ御参、被掃處ニ、野臥を懸候ニ依而、早太刀打ニ及んす、其時ニ成而
談合する事もなく、兩陣共ニ下合太刀打シ、太刀始之所ニて新納・手に
(先)中野四郎九郎打死ス、一家ニハ伊集院太輔殿打死有、総州方ニハ渋谷下
村方前として數十人討る、敵ハかん崎之惣陣外垣之涯ニ切入、味方ハ総
州陣之垣より内迄切入、敵味方勝負見分ぬ程之合戦也、され共元久方ハ
切勝、而ハ負ニなれ共、四ヶ所地下と云大野臥多し、既ニ求摩・和泉・
牛屎・菱刈ニつゝけハ大勢なり、鶴田御方なれ共一人也、爰ニ味方ノ中
ニ物言有ニ依、奥州御難儀ニ可成様たり、所詮所領沙汰せは如何候と而
御料所之内、谷山之内、山田殿名字之地なれ共、御借候程ニ、於及大事
ハ任上意進上申す、無心に思召と而中村之内六町にさへ之わき之内今綱
と申浦を御添、是も右有在所と而下預与申、去程に山田三十町ハ鶴田方
ニ被遣、和田三十町ハ蒲生方ニ被給、依是儀ニなり鶴田方之事ハ総州へ

付被申、元久ノ御代ニハ大合戦是也、無為ニ成、山より此方へ御引退候
處也、其後総州久哲死去有、山城守殿代ニ成而、元久川内平佐之城ニ差
寄一陣を取、退治有、元久之御代ニ在國司領少々道行候、祁答院大村
之城などハ去ル謂ニ依、平田方被持、是も元久之御代之清色之城四ヶ所
面々同意たるニ依而何も城に被籠候得共、二年ニ被落、其内に二度之
太刀打合戦候、無差事候、求摩を被頼候得共、終に後善ニ不及候、清色
事ハ先番衆計ニて御持候けると承伝候也、
一高城之たう花山と云所ニ御陣を召、城ニ差寄勢遣有、城戸口馬場之太刀
打合戦ニも切勝候、牛屎花北之合戦、求摩衆ニ古田と申人を始として数
十人討取る、
一其後庄内堀山ニ陣を召候思外ニ和田邊篇に依而御方難儀御合戦ニ及、北
郷又ニ郎殿・藤次郎殿兄弟討死ス、并伊地知又七方打死す、彼御両人之
証拠を和田方見而孫之依為事、則高城江引退、高木方も引退、其陣之内
より夜話ニ野々三谷之城攻落し、求摩之手ニ千町牟田被討、其儘桃山殿
当代迄居住繁昌有、
一北郷殿三男喝食を男ニ成被申、元久之為御養子、鶴田丸と申ス、太刀被
遣上落之供有而中務少輔ニ成、中書と申候畢、
一真幸も其此ハ求摩より被持候由承候、右願と而相良舍弟すちと北原方と
徳満之城ニて差遣死ス、北原方之子息ハ守護之御力ニ而真幸を一円ニ被
給候哉、是粉骨之子和也、筒羽野之事ハ愛甲殿と而元久之比迄ハ御内之人
ニ而被差置、御年比之人也、是も元久御代山東加江田倉をこノ城責落之
時合戦、新納殿内隈江方討死、敵ニ者宮崎之手ニ數十人被討畢、加江田
本城ハ取誘、阿多加賀守被差置、

一河南之旁一味ニ元久方を依被申、先守護領なれハ穆佐三百町并池尻・白糸・細江御知行有、

一伊集院長門守殿御母方伯父之御事ニて候に依、御頼彼地江被差置、二三年も有りけるや、彼御在所之事を上表依被申、所領ハ雖有、伊東・土持ニ対、山東くるむか程之器用之仁ハ俄難有、爰元久之御舎第ニ南殿こそ

御座候得者、内々沙汰申ス人も有、老名様も可然と被存候得共、楚忽ニ不被申出、有時うハきの候けるニ、若名被申出、其時元久も可然思召而匠

作ニ法名儀天と被仰出、御返事ニ尤大事之在所ニハ望申とも移可申候得共、長門守殿上表之事ニ候、其脇ニ甲斐ノ敷事候ハハ、於身も口惜

次第斟酌候、重而御承候ハ一段神妙之至ニ候、雖然伊東ニ対候得ハ、關所仕第可進候、先彼表請取候と可有御悦喜由被仰候、其時御領掌候、匠

作御袋ハ佐多之山城御娘之事候、仍佐多部類ニハ若狭守舎弟弥二郎讃岐守・稚山伊賀守末弘舎弟、御内ニ者本田部類伊地知一類、其外家之侍共

被召列、以後ハ不知、於当座ハ誠ニ可然を見得けり、
一修理亮殿穆佐を御請取有而池尻・白糸・細江城可然人々御移し静謐候得

ハ川南之面々も出仕御礼被甲、山東ニ御越有而も可然、旁々地下よりも頼被申候、元久御頼。しく思召候処、暫有而何とか御思案候ける、伊東

和州之重縁に御成候、仍御兄弟之御中不快ニ可成様ニ候しか共、事延候万々難説のミにて終御中を被違候、年久伊藤方修理亮殿ニ組れ候得ハ、山

東表ノ事兎角之談合もなく候、折節匠作御内者後藤部類加江田阿多方へ引合、元久方を仕候、依。細江之城ニ番衆被入れ共、難御持候処、穆佐

高城ヲ忍落、後藤ノ一家三十人余り無残所被討、元久より番衆福永紀伊介打死ス、匠作之御内ニも本田小太郎・阿屋縫殿討る、依夫河南ハ夫より細江ニ差向堺目ニ成訖、

(一) 是も元久之御代義満將軍御代朝山出雲守師綱・同小次郎重綱為上使

下向、豊後伝なれば大友親類吉弘殿と而同下ニ而元久志布志ニおひて御対面奔走有り、其時御教書に為一名字不改及合戦云々、何様之事候哉、不可然、所詮確執之儀和陸、殊可致忠節之由被仰下処也、依執達如件、

応永十一年七月廿九日

御判有

嶋津陸奥守殿

(一) 此御教書ハ嶋津と有シ時之事也、総州之代也、師綱ハ天下ニ隠れぬ名仁也、殊歌道連歌達者と云、遠國と而其会尺不足ニ依ハ如何と而志布志大慈寺ニ和漢有ける由承伝候也、

一看誘ル様々

初こん こふ かち栗 けつり物(さうにの汁) 可寄時

二こん 鳥の焼物 さしひ すいりのしる (か)

三こん つほいりあふひ ひしほいりこの汁

四こん 白しほのしあふひ

五こん かきあへくらけ さかいり 焼魚

一御めしあつき しるさい大こん なます 焼魚

精進の物 干魚 鳥 くらけ

二ノ膳 さしひ すじ つほいり 汁ハうしほに

三の膳 麦の飯 たかな冷汁 にあわひほかし

精進のさい一

是は奥州より之御したてまで也、
一夫より薩摩上総介。へ被參候路次之間も加治木黒川に棧敷打、加治木高山方連歌、其外之興。被求ける由承候、薩摩より上落有、此朝山小二郎重綱ハ探題ニ逗留し而たんしゃく一揆ニましハリ、筑後之みそ口合戦ニ

打死有、去奇瑞有ていちのつかと云所に小杜作、夫神之末社と祝ハる由中古ノ物語に承候也、

一其後今川了俊探題も九州之旁^(方々)うとく被成、終上洛有ても上意惡候而、
分國駿河へ在國^(。に而)、其次渋川探題下向有、

(一) 肥後一見と云所ニ渋川殿下候、去仍嶋津殿御上り之由頻りに被仰候
間、新納越後守殿元久之御名代として二見^(。ナシ)。江上有、三ヶ國よりも薩州
四ヶ所而院和泉などハ探題に出仕す、偏ニ守護方ニ無礼也、有時御寄合
さのミ島津名代として新納方高座有り、明口之出仕ニ者彼方之上、必々
可居と渋谷一家寄合而談合するを、其比白拍子其座^(。鋪)。ニ有是を聞、此間
迄御寄合之毎度新納殿被掛御日候、若もさる事有、不興も出来候而ハ如
何可有と思而、此様々を越州に物語申、誠志之程神妙ニ候とて日比より
^(。も)。早朝に探題へ出仕有、何よりも御会尺候、爰ニ相良方ハ前ニ出仕有而
御座敷ニ有、御酒^(。も)。一献過方に渋谷一家被參候、如落居ニ柏原方中座に
する^(。も)。と差寄、新納殿前ニ指をつき式躰ス、驛而越州上へ居上^(。あかり)、ひさ
を取直下へ向、下手をあけらる、暫すくみて不興ニ見得ける處、相良方
座敷を立而渋谷殿座敷ハこれ江^(。も)。と探題ノ末座ニ置、我ハ新納殿下ニ
寄、其時越州も居さかりて懸懸ニ式躰有、是三ヶ國之任人也、ケ様之事
迄も御名譽、今之世迄之物語ニ成候、次ニ者相良之仕付取合、^(。せ)。新納殿
之御振舞六ヶ國之沙汰ニも被合候也、夫のミならず大追物ニ越州臺目ハ
目より上一尺八寸、下共ニ式尺ニ及ければすミ唐笠をすほめたるに似た
りと而他之矢取共狂言ニ者嶋津方之墨唐笠など云ける由承及候、此方
へ下向之時ハ臺目所望候而六ヶ國之物語と成候畢、^(。ナシ)
一元久之御代山東・河北・宮崎・田嶋・木脇・河南悉土持方三人、阿県・
岡富・財部此面々一味ニ成而奥州元久ニ被申入、去程ニ御本意なれハ御
勢催し、元久山東へ馳御越、地下より被申ニ任セ、宮崎・田嶋を打通、穗
北境ニ大河^(。を)。渡有り峰と云所へ陣取被向、伊東方修理亮殿ニ取合中、阿
屋・本城・深利・飯田・くつら・池尻・白糸・細工ニ取つき、然ハ匠

作・伊東両所を一ツに被取着候、不慮之儀ハ不知年月、經數日送共退治
難有こそ可有之、地下と云宛意之仕手なれハ不驚、待勢ニ成而更透もな
く候へ者、奥州御方大勢とは乍申、地下より任被申、河渡と云ぬかりた
る在所と云、山東之味方を頼み、自然合戦越度も心者直ニ可有、御大事
と思召けるや、誰か媒共不知^(。ねたむと)。俄ニ候ニ成て修理亮殿御子息虎壽君ニ元久
御対面有而御陣を被開御退候、然元久御上洛之旨於度々從將軍家御教
書被成下候間、先屋形作之ために伊集院權右衛門永十四年に御先に上洛有、
既ニ御所之被懸御目、赤松方之取被成事なれば急々ニ道行、同十七年元
久御上洛候、堺津ニ御着候得者、京都ニ其左右聞得、伊集院殿境へ下、
赤松方よりも可然使者被下、京都之仁儀礼法先大方談合有而、後日間候
而御上洛有、管領赤松殿被任御取成、吉日を以御前に出仕御申候、赤松
殿より案内者として御供ニ而騎馬、長野・大寺面人也、何事も赤松殿之
取成る^(。も)。ニ依、更此方之不及了簡、始而御所に被成懸御目時一献分、
料足千貫、其外種々進上物ハ不及申候、
其後御屋形ニ御成之時、
麝香百積、金紫花盆御前ニ置候、
御所ニ千貫、きんのたくひ、^(。にて)
金紫花ノ盆ニ麝香のはそ百包。御進上候、御所之御盃御酌ニ而元久御
給之時御腰之物、金丸拔之御鞘巻直ニ御給候、^(。候)
御親類ニ北郷中務少輔ニ成、阿多加賀守ニ成、^(。助)。肝付河内守ニ成、
^(。飯肥)。飯野伊豆守ニ成、^(。助)。桃山安雲守ニ成、
野辺薩摩守ニ成、^(。助)。北原左馬介ニ成、
蒲生美濃守ニ成、^(。助)。加治木能登守ニ成、
一御所之被懸御日候旁何も太刀一腰、料足百貫、都合千貫、管領之御酌ニ而
御酒御給候、進上物赤松殿子息中、一々取上被申、夫より種々與共御座
候けるニ、畠山將監殿仰けるハ、御近習若き御旁ニ嶋津殿之荷をさかさ

れ候而、此麝香を被取候へてハと被仰ける程、御前之御旁も時之興なれ
ハ同前ニ候処、御所も御笑候ける程に、余之荷なとも見苦敷候、如何ニ
元久思召而麝香之残、又御家景に御尋候へハ「ッニツツ、置けれハ盆ニツ
ミテ御座敷被出、其時御近習之畠山將監殿を始、思々に奪取、御前を
忘候程ニ興も出来候けると下向之御供旁物語承伝候畢、其後御用意た
くハへ之弓矢を取出し、同征矢箭横よりいたき出し、末座落し行ニ被
出、是ハ何々と上意被下、元久於國合戦仕用意候、船中之用心。と畠山將
監殿ニ对被仰候得ハ、弓之中撰候而被取候、二三張、五六張被取候方も有
御所之御前を不憚様ニ候ける事ハ、嶋津殿屋形之位ニ御成候故、忝も上
聞ニ御叶候、赤松。方之取成候上ハ、題目此謂候歟、猿栗親世太夫参り能
仕候、嶋津殿より七尺余而九貫大太刀給、其外料足風情ハ不及書付処也、
一赤松殿ニ内儀を以御談合有、就諸事御越度候而ハ如何ニ思召て御暇御
申、自京都伊勢へ御参詣有、依而関々を被明、是一之非名譽哉、伊勢之
守護土岐与安方へ被仰付ニ依、嶋津殿伊勢詣ハ往覆之物迄被付けハ、
人数夥を有ける、夫より境へ御着候得者、京都より諸大名之使者、引手
物更無隙候ける也、
(一) 国侍候程之在京人者、大裏ニ国役かゝる事有と而女子役人来る、時
之老名阿多も無存候得ハ、遅々有処、平田重宗若輩とは乍申、承候へハ
去謂有之由候、乍去嶋津方ニ者国役惣別。なき様ニ承伝候と被申、此由
赤松方ニ被仰入、前々より有付らぬ事今更不可有と而其儘被差置、重宗
若輩之噂、やさしくこそ承候へハ、公方之ため可然候、更ニ他家よりま
ねかたき子細、当家ニ多く可有之云々、元久最先御上洛之時、山東ニ御
座候修理亮に御心ヲ被置候、御留守ニ国を守用心談合之衆中新納近江守
殿上洛之御供被殘処也、北郷入道殿・桃山入道殿・佐多殿・山田玄威、

老名ニハ平田玄親・上井入道連判、神水、船津日向油ニ御下候と云々、其
時修理亮殿定而我等に元久心を可被置、遙上洛心中之しやうけ共可成、
所詮船津ニ越、縦無見参とも意趣を延迄候、子ニて候者見参ニ入て候、
久豊ハ久敷不懸御日候と而、久豊法名義天、油之津ニ与風御参候、依而
上下驚処也、元久聞召而是迄神妙ニ被越候上ハと被仰、御対面有、少分
ニ而候へ共と而御料足其外之物共御進上候而御暇御中候、此時ハ御頼敷
候由候、元久御下向候得者、驍而御召進久豊ニ御兄参候、如此之儀ニ成
候へハ、御中も無他事御座候処、同十八年ニ御下向有而御心地頻に御大
綱ニ及、御歳四十九ニ而八月六日に御遷化候畢、
(一) 福昌寺御立置候得者何事も御満足ニ御座候、惣給常々ノ御意ニも御
寺之御祈禱に依、島津御家ハ弥々可為繁昌と名将之仰置候儀無疑、御
留守之間四ヶ所緩急之儀ニ依及、清色・鉾之尾と云所ニ陣被取処、惣翁
之御心地既ニ御大事ニ御成候而御引退候畢、左様之紛ニ伊集院殿被持候
清色之城、渋谷同心候間、不及覚悟候て開候迄、
一惣翁御隠候得ハ伊集院初大殿列中、彼方之内老若鹿兒嶋に差越、覚悟有、
其時四ヶ所之陣衆も不殘如鹿兒嶋引歸し候、
一山東穆佐へ此左右間得候へハ、匠作夜白を以鹿兒嶋へ御着候、此方御内
ニ者本田父子、山東よりハ伊地知一類、御一家ニ者北郷・桃山、寄々思
々ニ見得候間、御寺ニ其支度出来候へハ、惣翁之御位牌を久豊差寄而、
長老様ニも無御礼御持候程ニ、半ハ不興之至こそ見得候けれ、去ニ依
て伊集院方よりも事を破ニ不及、外目ニも何とやらん見得而、隙も過候
得者、其所より皆々歸候、夫より思々之儀ニ成而国悉破り、久豊御代之
間之事ハ此次之巻ニ有、
文明十二年八月吉日

沙弥聖栄

歳八十五

一追而和泉下野守忠氏之事、天下ニ無隱名仁、其比右衛門兵衛尉とて御所
卷之時、伯父四郎左衛門尉時久一所ニ筑地を越、御所中に入名譽候、左
縁之忠節を失、并舎兄貞久同舎弟親類ニも離れ、下野守忠氏官之御所ニ
付申、鎮西豊後迄落、終ニ豊州ニ而朽畢、右衛門兵衛尉殿子ニ能登殿
とて有、豊後ニ居住ニ依而、氏久常ニ御物語ニも野州一代之事ハ官方被
申、豊後ニ落下候而彼在所ニ而被朽終候、子孫迄他國之任人となさむ事
口惜次第ニ候、此旨を存候、元久嘆下一家之中ニも被置候へかしと玄久
江依被仰置候、能登殿江首信候、則下向有り、やかて馬飼所求仁郷之
内、深川之内取合、百町計先被遣、志布志ニ居住候、能登殿子息又四郎
殿と而弓馬之道達者器用、他ニ為勝人有、其子に松房・黒房。とて廿之
内ニ而兄弟義天ノ御代、薩州川野辺ニおひて打死有、此末計今世ニ終候
、いたわしく存候、聞置書記所也、

一氏久一期此三代山田右京亮久興（法）名法威、聖栄か親也、元久一期玄威入道
ハ三代御奉公仕候、前へ聞書ニ見得候、久豊一期惣論志布志より鹿兒嶋
ニ御移、城を召、御座所清水ニ御定、主殿大方有而鑑而福昌寺御建立思
召立、善事ノ御願なれハ急々御成就候、依其元久常々御意ニも一家御内
國方何も奔走心落に被申、如何様ニ嶋津之家可有繁昌、其謂ハ御寺ノ御
祈禱ニ依る也、名將之被仰置候事無疑也、然ハ若輩無道之孫共ニ古跡
をも知せ、当世之時義ハ存知事ニ候、聞分せんかためニ申計候、文書
を不学ハ其詞を以是を非註ニ、返々も聖栄か人口誇有へし、相構て浅間
に不可存、

一久豊之御代之御合戦之事ハ此次ニ有、同御奉公次第可有末候、是も元久之
御代櫛間・市来城攻落之時之合戦ニ肥後肥州並平田新左衛門尉打死ス、
元久時代薩州霧田ニ御下、取向之時、御内本田忠親元久を恨申、上總介
殿三男北殿を取立申すとして御敵仕、櫛間より志布志ニ寄、向江河原ニ陣

取、宝満寺迄勢遣候也、越後守殿犬之馬場ニ向合、河越ニ先矢合有而川を
渡、太刀打ニ及而野辺之千ニ熊給兄弟其外討死す、

一本田方ハ大隅ニ有而近所辺寄々ニ勢遣、知首之方々雖有、有時横川ニ勢
遣候也、打負、親類内者數十人討死ス、同意之衆ニハ廻伊豆守討死す、

天命なれば不叶。上落す、元久之御意ニ不儀之子細ニは自滅す、前忠不
成忠と云共、是ハ元久か守也、既ニ都之城後卷合戦之時、杉一揆之旗頭
リ先キ探進今川了俊謀テ節居公ト少式冬資ヲ肥後ノ水島ニ会シテ冬資ヲ酒席ニ殺
として打死ス、忠親不儀なりと而親之志を非可忘と而子孫幼少なるを召
セシコトヲ公モ心得玉ハス、遠ニ同ラセ玉ハス、了俊惡シテ今川満範ヲ得トシテ相
出し、親類之者相討、清水之城を被領、年月経候也、元久御上落之時、
良・伊東・渋谷等ノ兵ヲ徵発シ、北郷義久カ都城ヲ伐ラ、公推ハセ玉ヒ義原ニテ相
御親類様、時之老名阿多・平田方皆同意被申ニ任せ、京都ニ而本田忠親
良氏頼等ヲ討取玉フ、本田信濃守重親モ杉一揆大將ニテ此月三日討死ナリ、此軍
入道安了、元久之懸御日、子孫于今繁昌有、是無益之申事候得共、名將
ヲ必安六年或康暦元年トモ説アリ

之御心深事を承伝候所計ニ候、本田元親ニハ守護職預候畢、同御代山東
に大將今河播磨守、曾井に一陣を依取、奥州より新納越後守殿向合陣を
張被合、合戦無末候之也、朝山殿京都より下向、豊後伝之事なれハ先播
州之陣より嶋津方之陣ニ移、志布志之こと通、元久ニ有対面、上意之
趣則被仰渡ける也、其後儀に成而西陣被開也、

一元久御上落之時、い勢より境へ御下向候得ハ、京都より諸大名使者其外
遊者迄参集、更に日夜之遊戯有り、有時晩ニ及、若人之行列遊覽之所ニ地
下も旅も打交也、新納遠江守殿素裕之袖地下之者刀之柄ニ打もつれ候へ
ハ、某か刀を嶋津方之人被取候ハんと申言程こそ候得、地下之事なれ
ハ走寄口々ニ口論ス、努々無其儀与被仰共、弥々不用不興ニ及取すかり
申也、つか刀以被打に被切ハ傍之助言候者共はらりと逃る、依而則被切
臥者、嶋津方より殺害有と動用す、人多所なれハ不及申、此方も時之儀

なれば覚悟之前ニ候、元久聞召、是不可驚、当津之成敗法從緩セなる処、
諸廻船之者共、又ハ往来之人之非道を云かけ、未練之事をいたす、夫ニ
習如此候哉、逗留之間、無憚所可有、因茲下可致狼藉と被仰事を京都
より之旁々承り褒美恥申、依て地下も各誠もやすらんと而東西諸候雖而
御船出御下向候、ケ様之事迄名將之御詞御頼敷承伝候所計を書記候畢、
此次ハ久豊御代之事共を注置所也、

文明十四年壬寅八月 日

沙弥聖榮

歳八十五

(以下下里本ハ原片本トシテ朱書)

于時延宝四年丙辰九月 日

六拾五歳

松崎采女

貞悦(花押)

児玉利器(花押)

文政九年戌九月朔日終筆

一久豊修理亮殿御代始之事、法名存忠、道号義天、

御舍兄元久。法名怨翁御隠候得ハ、伊集院。初大殿ニ御約束有りとして彼

親類内之者老若鹿兒嶋へ打入在番ス、元久御上洛之御留主ニ四ヶ所野心

を存、緩急ニ及候間、清色錦之尾与申所ニ一陣を被召候、其内ニ御心地

急々御一大事成、応永十八年八月六日被成。他界候迄、

(二)修理亮殿ハ山東穆佐ニ居住、此左右間得候へハ、修理亮殿夜白を以

鹿兒嶋ニ御着候、御方ニハ本田父子、鹿兒嶋地下、御一家ニハ佐多伯耆

守殿一類、其外山東より御供ニ者伊地知兄弟。不殘、親類ニハ佐多讃岐

守・同若狭守・同美濃・桃山伊賀・同末弘方など始として久豊ニ副被中

(異々敷こそ) 惣別美々敷事、余所目にハ立けれ、御寺之御支度用意出来ければ、怨翁

之御位牌を久豊差寄而長老ニも御礼なんともなく御持候程ニ兎角篇ニ不
及、左有ニ依而伊集院方ハ余所之とくニ成て、不興之至也、さすが直
ニ破事もなく当座無別儀相調、其場過候得ハ其所より皆々在所ニ被帰候

(一) 薩而薩州は元より四ヶ所破ける紛ニ総州方山籠し御方之判官殿・

山城守殿・北殿・野類殿、親類宗との人々薩摩郡ニ取入、判官殿ハ山門

郡・隈之城ニハ山城守殿居住候而碓山・荒川・羽嶋、薩摩郡之内は不殘

総州方之手ニ属す、爰久世ハ南方ニ馳越、河野辺城ハ伊集院殿被持候ニ

談合有而則入部候、而次ニ顯姓・知覽・山田・別府・阿多・田布施・伊作

・伊集院・市米四ヶ所山北方取つゝき畢、

一久豊之御方ニ者谷山之城衆、鹿兒嶋ニハ御座所なれハ不及申、指指之御

内之面々、近所国方ニは古田・蒲生・税所、御内ニハ本田・溝辺・田万

理・敷根・廻、坂より上は和田・高木、一家ニハ北郷・能山、御内ニハ

末吉・恒吉・山田・宮郷・百引。向方・高熊ニ西村。鹿屋・大始良

・下大隅・財部如此国分ニ成而破畢、

一肝付表破事、鹿屋周防介持候鹿屋之城ニ肝付より一陣を取、未荒城なれ

ハ、既及難儀、御屋形様久豊未国も不調時分に候得ハ、帖佐・加治木は

敵たる間、不及力、鹿兒嶋より御渡海あり、御手之古田・蒲生・敷根・

廻召連、如市成馳越候、前よりも後巻として御渡海可有事をも不承、余

ニ鹿屋大事ニ被及候間、此境之面々恒吉方・宮里方・百引・高隈・西村方

申談、上立小野將、串良ニ取繞く、寄々ニ而候程に押寄破畢、親類ニハ

(朱)心永十八年肝付内守兼元兵ヲ起シ、鹿屋周防守忠兼カ鹿屋ノ城ヲ攻ルトア

山田孫四郎討る、手負共ハ前ニ返し候処、御屋形様市成之城ニ御着候時

分ニて候程、手負殿原被召寄御尋候得者、一々申上候、山田殿ハ鹿屋之

様子為可承。高隈ニ被居候と申上、夜を以其左右中遣候ハ、次之早朝に

被致参上、御対面有而御悦喜不及申上候、近所之面々被懸御目、御感無

申計候、上立小野之火之手、鹿屋之敵陣に見得候、既ニ御屋形様大勢ニ而百引・高隈之とく御打懸候由目より告る依而、俄ニ退候処、大始良之衆二百計、城内之衆出合送候、依而肝付之手に沼ニせき入、薬丸式部其外宗徒之者共討取、中ニも屋など申勇進者世に為知名人、爰ニ而討る、其頸共可被進候得共、跡次不頼候ニ依而注進計ニ而被申、坂より上始而市成ニ而如此候、御大慶被開候と而御所より元久江御給候、桐作之御はかせ直ニ山田入道ニ被下、同名字之地とて谷山郡之内五ヶ別府五町少分候へ共被下候哉、夫より高隈・鹿屋・大始良、如下大隅御打廻、鹿兒島江御渡海有り、暫鹿兒嶋ニ而御談合有、爰伊集院より持候給衆之事、ぬかりたる在所也、指宿御方と云、又ハ伊集院遠路知寛山越之寄々と云、難差置と而吉田・蒲生其外御方中を相催し、給衆之城ニ一陣を取(也)る、伊集院彈正忠よりハ究竟之人数を籠、すきもなく取巻事なれハ難儀成処、伊集院・南方談合有而知寛山越を後巻す、陣を取と云共、城ニ取合事なし、幸ニ伊集院霜台、爰ニ差越候得ハ案否之可有合戦と而、未敵陣構不足処、合戦可然と而御方二手二分、屋形惣陣より霜台之陣ニ懸り給ふ、伊作南方之陣ニハ本田之手向合、合戦有、本田切勝、伊作ニ上原など前として打取る、御方も本田五郎次郎・大隅など討る、惣陣衆ハ切下ノ士皆同シ、一家ニ指宿之城柱細田打死す、因ニは税所助三郎、吉田ノ手ニ中納言兄弟其外討れ訖、

(一) 霜台南々合戦御勝と云其山越す、其上寄合勢なれハ以後ハ可為難儀事難逃と思案有けるや、夜を以城衆を捨、引退候得ハ城も弱り而道之口申さる、当座之合戦に負ぬれば腹を切せ、無念を可散と御遺恨深候得共、未國も不調候、先以城を開せられ、指宿御取つき可然候、以後可被遂

御本意由一家老名任被申則城を受取候畢、

(一) 久豊之御代始ハ敵ヲ巻落、給衆より始る、然ハ和泉殿本領と而下水吉廿町依被給、庶子之給衆方を差置る、上永吉二十町は大寺方、長野左京亮方、其外城衆中ニ被宛行候由承伝所也、

(二) 御屋形弥御果報之程も見得候、折簡内々河野辺久世ニ。談合有衆ハ、伊集院方國之望有、上総介殿と奥州前々如約束、南方薩州郡山門。御計候得、元久如御計中談而伊集院霜台ニ矢一射度。由被仰候、尤と依有領掌、御屋形御手ニ属。旁。相催し、満江川口向より伊集院平楽寺ニ陣取処、前ニ相図違而南方伊作・川野辺より口置南郷寄々勢ヲ。不違、既陣を取迄もなし、伊集院城よりは一方向ニ平等寺之陣ニ懸、既千頭之勢たり、陣も支へ候ハ、直難儀。延ましと而談合有而則陣を御退候処、吉田・肝付ハ多年好なれば、跡勢しつ弘ニ成、敵大勢なれば陣。より矢を射違、少も隔る事もなく未太刀ハなし、急々ニ成ハ吉田方馬を取なをして詞を懸、肝付方も同前ニあいに引抜て候処、余之責懸ニ依而吉田手返合、太刀打す、銘屋大蔵与伊集院之手ニ吉利方于負、南方相退ニ成、夫よりハ伊集院之勢も疲、夜ニなれば不送候処、御方なれハ油断する、郡山之地下之者心違して切所を取切、疲たる雜人馬引共俄之事なれハ持たる具足共捨畢、夫より川田・比志嶋寄々之境目持江番衆人所も有、山西如此、更無隙、在々所々被取乱候、依而山東之覚悟無沙汰ニ成る、伊東はすき〳〵を伺候、曾井方ハ久豊之聲ニ而御用ニ立被居候処、川北より一陣を取、則依及大事、北郷・桃山寄々御内勢三俣両人之衆、惣佐・高城・白糸・細江・加江田衆を以曾井之後巻有り、未陣衆幕を不立計候処、不思懸物隠より切入、太刀打ニ成、北郷・桃山白身手を伴と云共不及力、兩人

(宋)「応永十九年辰九月廿五日山京會井ノ森ニテ戦死トミユ」
之内者討る、高木左馬介打死ス、手之者其數十人討る、和田万ハ親類之
手者共打死ス、中ニも佐多兵部太輔。召進候殿原中間迄も討れ、我も太
刀之庭ニ被切伏、頸を被取んとす、高城衆被入替に依而捨而退、御方見
付取而引去、不思議ニ存命助候得共、其身ハ片輪ニ成ぬ、曾井てんとう
の合戦是也、此由座見鳴へ聞得候へハ屋形不移時、三俣ニ御越有而余之
御計会ニ高木左馬介方之次男を御養子候而次郎三郎と名を付、御紋を給
候上者座見鳴之内永吉十二町預今ニ永吉方紋として繁昌候様ニ成行候、
依而伊東弥彌、穆佐・高城に御前之御座所を不憚忍をる、既西城ニ切乘
候処、末弘甲斐守・佐多若狭守・同讃岐守・美濃、御内之者ニハ佐藤・
松元・瀬口・椎原此旁々手之程尽、太刀打ニ成而前を払落す、雖然西城
も焼払候得共、様々持こたへられ候、更御覚悟ニ難及、以後ハ御本意可
轍候、先御前御曹子二人、如末吉移御中候する事肝要之由北郷殿・松山
殿之任。(御)異見、末吉へ御移、久敷御座候、夫より川北・河南一向伊東和
州之計と成、余ニ例すくなき事共ニ依けるや、物詣之時播磨海道ニ而水
におほれ死ス、。(是)今之祐亮之代と成而、山東一向ニ随申、爰十持冠者好
封と而土より生したりし仁や、日向国開荒之人と承伝候也、土持三人県
・岡留・財部是也、
一頼朝之御代ニ會我十郎・同五郎御所中に乱入、工藤祐経討畢、私之宿所
可成ニ屋形をかへ御座所ニ而如此狼藉を致、祐経へ緩急之条非也、既頼
朝腹巻を召、白柄之長刀を脇ニ御押、御出立処ニ、御傍ニ一法師丸と而
有、御長刀之柄にすかり、日本之將軍之御位ニ而ハ幾度も居ながら之御
成敗可目出。(度候)と申上、夜中と頻にすかり申に依而支候処、御所中之五郎
を召取候、明而御沙汰ニも若輩之者神妙ニ意得候と而豊後之國を給也、夫
よりして大友之一法師とて豊後在国斎院司官親能之子也、此仁之事。(去)

謂有而御心中候ける也、明ければ五郎御前に引居、七ヶ条間狀一言もに
こる所なく速ニ直中上候、爰工藤大房親之敵なれば御前ニ而五郎か面を
打、尤成事なれ共直上意之下所也、其上打擲之輩也、祐経屋形替咎大房
か打擲、二ヶ条之所ニ依而日向国諸県庄三百町をかんしきとして預流候
畢、是聖栄か自口ニ非ス、物語ニ見得候所を爰に寄たり、言上失之、
一忠国法名大岳・用久御前人ハ既伊東腹之御子孫也、穆佐・高城ニ而御誕
生所也、
一氏神栗野大明神と云々
一元久御誕生、。(所ハ)大瀬院大始良村内城、
一氏神岩殿八幡 御袋伊集院大隅守息女ニて候也、
一久豊座見鳴賜ニ而御生候、依而取分方大明神ニ御信心有、御袋佐多山
城守殿息女也、
一氏久は京腹と計承候、御袋ハ不存候、依而書記不中候、
一氏神は正八幡宮御信心有ニ依而取分大隅・日向御打開之事ハ氏久より殊
都城後巻之合戦は一家御内無ニ神水之御祈願ニより深川院岩川東方十五
町年貢正。宮御供に被備、当御代弥御奔走有事候、
一屋形延々と堺目ニ差向無油断御辛勞候とて御慰ニ鹿島鳴より吉田・蒲生
ニ而人之衆被申受候、左様之透を伺けるや、北原か内者城戸を持せ候者
(宋)頼久「(宋)応永二十二年巳十一月
七日御フツアリ、或ハ廿四年トモ作ル」(宋)彦次郎也「(宋)頼久(宋)政親」
伊集院勢を東福寺之城に引入、依而北原舍弟弥二郎・同太郎三郎御重書
小十文字之御太刀之御番ニ居而兩人共打死ス、御親類ニ者佐多三郎九郎、
内之者ニハ天辰打死ス、并式部次郎、伊地知新左衛門尉死ス、此中に御
年比仁遠矢無覺仕候而兵具依不持、竹箒持而寄来、敵ヲ払ハハ夜中なれ
ハ殊之外太刀なんとを轍仕様ニ見得て楚忽ニちかすかす候処、城内之

火之手あかりニ竹箒と見知り而切て懸れハ手本迄さゝらののことく打ひしきて被討、是無禮之至、一子をも不持ハ跡に残る無名、一入いたわしき事と時之人々。被申候、
(。上下)

(一) 此左右吉田に聞得候へハ久豊運之程も見得候、是にてこそ身上も相計へく候得共、鹿兒嶋薩に居候親類内者行末見度候、
(。由) 通路ニも敵ニ而こそ候覽、同ハ敵之中ニおゐて打死をも腹をも可切と、而御出候處、吉田若狭守・蒲生美濃守兩人御馬之手綱ニすかる、幸ケ様之時分当分ニ入御候、
(。所) 於于今ハ兩所之衆取合無勢候共召連、鹿兒嶋之境日之様をも聞召、御出可然存候と兩人同意ニ被申けれ共、
(。御) 志は千万難有存、是ニ而待事も不可然と而馳出シ、御出候間兩人も同御供被申、
(。御) 屋形様ニも御物之具召せ、我々も具足して跡ハ兎角成敗ニも不及、或馬ニ乗も有、歩走人も有、鹿兒嶋近くなれ共通路に敵も不見得候、松尾坂之ことく打のそけとも無差事馳下候而御覽候得ハ、薩衆東福寺之古城野中やふに取上、俄之事なれば垣なんとも結障もなし、御一家ニハ佐多伯州・川上殿之一類、大寺美作・長野・北原、其外侍殿原地下町之者迄一所ニ取上げハ頼敷こそ見得候、然処公方御出を見付申、各我前と参合、懸御日、悦之いきはひ不及申候、
(。拜)

(一) 諏方御参詣御申候而直如清水御打廻、あへの木前川隔、惣城戸ノ口に野臥を遣共、城衆大勢なれ共城内あなた此方ニ行渡、麓に下り、可有合戦跡もなし、寺之辺迄も無出入、城ニ者先手付も無し而、伊集院相合支たる小野・波浪羅表ニ勢を可被仕由屋形有御下知、此時向之嶋・下大隅よりの船共渡海、鹿兒嶋之前岩下浜ニ漕着る勢更迄もなし、谷山之城衆、野臥か直ニ如小野馳続、折節前之東福寺入衆を拔替、伊集院霜台ハ波良羅のことく押退候處、地下野臥ひたと付、伊敷四郎か坂より矢射違、小野之在家ニ入人も有、其時ニなれハ誰か下知共なく乱合、太刀打ニ成

中ニも伊集院殿親類日置肥前守舎弟孫太郎・町田土佐守・大田三郎四郎
(。ナシ) 是奈良ニ寄合、打物拾組者、奈良方下ニ成而討。んとする処、兄之四郎左衛門差寄、大田三郎四郎方を討、弟之八郎次郎方ハ刀計ニ而大勢之中ニ飛入ハ、中を開而通す、おくれ馳ニ益山入道馳来る所を走寄、馬より引落処を、御方之中なれハそこにて八郎次郎。ハ討る、彼方之手之人。殿
(。方) 原中問ニ至る迄数十人討取る、不及書記、

(一) 其時霜台之陣を二重三重ニ取巻候間、自害より又了簡もなし、其勢急々ニ及処、吉田・蒲生方見る所も数十人討死させ、残所城籠、さはかり勢も被打散、霜台手廻今者手負其外出家なと計なり、彼兩人屋形ニ被申上は、弓箭之習有事故候、不儀之所者難申候、我々迄も緩急之至ニ候得共、命計を御免家度と被申上、屋形より御返事ニハ兩人より被申事子細
(。承候する) 有問敷候得共、於此条々ハ多年之本望、此時節可遂候間、住城仕取れ
(。也) 親類之内之者ニ矢上ハと被仰切候、其内ニ兩人より霜台へ自害暫と被通けるや、取巻勢も自害を待居候、又兩人他言依被申上、御返事ニ。縦伊集院ニ一陣を取セ難合戦スト、彼方親類内之者ニ至迄、是程ハ被打事難有、運尽たる所忽みへ候と有、兩家又被申候ハ、今度我々随分致御奉公
(。運) と存候候處、当座之。迷惑に成候敷、自今以後伊集院方江申談儀、努々
(。其儀) 有。而人(ナシ)。(。形より) 不可有と。被申上。御返事ニ如此、上ハ承知候や、今度之耻辱兩人
(。給) より濯預候上ハ向後頼候而可遂本意、彼城所領去セ度候得共、此刻ニお
(。志) ひてハ各兩人。ニ任セ候と依御領掌、城ニ籠候人を。吉田・蒲生之手よ
(。馬) り受取被送候、爰に野田道為と而。久敷執けん老名役者有、今ハ老軀と
(。ナシ) 成居候、既此企之刻、道為申けるハ、縦鹿兒嶋の城を難被取候、以後は
(。ナシ) 御一大事可有、願ハ此事思召留候得。と申候、子供親類を始。御首途ニ

不思議ニ老耄とて口々ニ折檻有たり、然如斯此跡を道爲見候而存生之間
野田入道見止(此) 此事申さず候ける由承伝候、如此分別有者無之候歟、伊集院殿子孫大事
を被受候、古跡之可然事ハ今世ニも用候、悪事ハ今も殊ニ嫌候、如何に
も思慮を可意得候歟、(右)

(一) 其後伊集院方隔候計ニ而無指事候間、何事もかやうに候而上下ニ至
迄辛勞のゝあるへしと云儀出来、先伊作・川野辺寄々談合候而、使者
を以見参候、伊作勝久ハ御屋形御対面候、総州久世は歳末ニ成、鹿見嶋
へ参上候処ニ種々奔走候て被帰候時、年来之憤なれハ其旨を被仰出候趣
ハ、川野辺之城を給候而御命を助可申候、夫無承引候ハ、腹を切セ可申
候と而聽而御宿手手堂坊を被取巻、久世より之御返事ニは城を開。腹を
可切比、時ニ至而ハ速ニ身上を可計と涼敷被仰切、其時分福昌寺住持者
大伝御長老御座候依而久世ニ御教訓ニハ武士之城を開儀ハ世に有事候、
可然ハ左も候而御助肝要之由頻ニ依被仰、左候ハ、とて川野辺ニ此左右
を本田伊賀守ニ被仰、御意難有候得共、於我等一時も御傍を離申間敷候
と依被申切、小田原彈正と柳田大膳とを川野辺江越而犬太郎殿へ披露ニ
三之御歳なれは不及申二候、時之老名天辰けん庵其子安房介、久世御内
ニ有程之人御押寄、異見有、知覽より長門守馳寄候も同意有、若子御座
候得ハ取立可申候、夫之事ハ御恩案次第候、御住所を開かん事ハ家之疵
ニあらずやと被申切不及申、小田原彈正は鹿見嶋に帰る、柳田は其儘今
之世迄ハ物語に成ける。(哉)

(二) 此左右聞得ければ久世さてこそ前より如申一篇ニ腹を可切由御申つ
候つれ、(朱)「応永廿三年丙午」(方々) 御供之旁親類ニ者侍中太郎、御内ニ
者本田伊賀守・小田原彈正・天辰助二郎・黒田・伊駒・金田其外殿原以
上十一人、此時御年比之。中間、御益給打死仕候畢、如此御沙汰ハ不慮

之儀非ず、前より契約御悔篇有し故とこそ聞伝候也、
(一) 久慈惣領をケ様ニ計申上ハとて御落髪有、法名存忠と申、夫より南
方本よりも通路切候畢、如此之大篇之御計共ニ依りけるや、暫兎角之御
評定もなし、

一薩摩郡山田永利之城、総州山城守殿御座候処、渋谷峰起して一陣を取、
既合戦有而無手渋谷家切負、清色之手數十人被討、此に当て屋形之御力
を奉頼之由注進有、時老名ニ御談合候、前よりも守護方江案内を被得候
而一陣をも被召候ハ、御合力有へくか、年来守護と云如此法背、緩急此
事候哉、当座之合戦負被申候事、都御承引難有と而事延候依而清色彈正
重而於以後も無二心可御用立と堅被申候、此時者山城方之一類退治之事
も此面々の用に立候而こそ可敷候、総州におひてハ末々迄も古敵當敵と
可被存事、尤其理も有哉とて御出陣ニ定候、猶も老名敷旁ハ氏久・元久
御二代ハ彼面々就被申、山越候而御難儀ニ被極候しか如何と被中けれ共
是ハ内々之佗事ニ候、聽而御出陣有而差寄御取巻候得共、究竟之衆被籠
候ハハ日敷送候処、相良・真幸両手馳越、更無透陣を取、夜もなく小陣を
責戦処、此時御内之松本被討、南方よりも川野辺犬太郎殿渡来而後巻候、
一勢城ニ差向、屋形後巻之敵ニ向合、城ニ取合と見得候へ共、更不被叶、
日々ニ野臥合戦計なり、敵も大勢には不懸得、終に後より儀ニ成而城之
事被開、此方より受取、後日屋形に御座候而清色霜台ニ御遣預被申、涯
分之御況不及申候、適勢も急奇次、限之城ニ勢をも遣、南方之衆略見度
候得とも、長々諸軍勢之疲と云、重而旁申談、退治と被仰、陣を開鹿見
嶋へ御帰候、左右ニ依而清色霜台ハ一期之間、忠国迄誓不被申候や、其
後弥国も思召候ことくニ成行候得者、山東之事兎角御方便廻有、時之飯
肥方へ御評定候而、先又三郎殿油之津のことく御発向候間、諸軍勢之寄
様も見得、山東之仕事ハ其内ニ御恩案も可入候哉と老名も被申、貴久油

ニ御越候、其時ハ加江田ハ土持方江被遣候ニ依而清水と申親類被差置候
七のへた。(め)候得ハ御勢も暫可越、未軍勢も不寄、延々と。有事
も如何可有と而又三郎殿鹿兒島江御帰候、川野辺事も隠密なれハ更人不
知、谷山・かこしま・下大隅之衆計ニ而酒匂紀伊介持候河辺松尾之城引
入、左候得ハ内城・野頭堅持こたへ候依、長門守上之木場より不移時馳
越、城之構近所之左右を被通候へハ、別府・山田・阿多・田布施・伊作
之勢も馳寄、殊伊集院方奔走有れハ不及申、松尾之城入番衆敵之痛少も
なし、鹿兒嶋より合戦可有匠こそ伺を放、堀越ニ留めあり、去程屋形絃
尾山の口平川ニ御座候得共、御勢未寄、俄之忍之事なれハ前より無御願、
忽々兎角了簡ニも不及、谷山・鹿兒嶋残る人々地下野臥先山に入、通路
を持夫難共兵糧を持城ニ可入を見て敵ニ跡立切散され候へハ、川辺之左
右も不聞得、先吉田・蒲生寄々之勢馳続、山を可越も敵大勢なれハ無力
跡勢を待候処ニ、本田・栗野・菱刈・牛之山之衆馳來、其力にて山中ニ
切寄て跡を待候処、坂より上北郷・姥山・新納・飯肥・櫛間・肝付・彌
寝、御内平田、鹿屋方此旁渡海被申、河辺之城見渡候処、山より打出御
陣を取巻、依御方之城之便ニなる事なし、篠之城を開、敵ニ寄合所ニ而
可有合戦と而打立而城之野類之敵陣之間ニ押寄候へ共、野臥を出、勢ハ
垣より内引籠居たり、切入ニ不及、城よりしても様々方便ニ而入を出、
注進有、兵糧も尽き暫之堪忍も難成、水之手も被取候、兎角之了簡ニ而
水計のて。(候)以之外御一大事とこそ可成と城内よりも被申、此左右を親
ハ聞、子ハ父、兄弟ゆかり迄是を聞、一篇ニ中々生而聞んよりハなと、
佗言する人多し、城衆も弱り候得者、後巻として是迄来りてハ案否合戦候
ハ而ハとて僉儀有、城之使ニ何方よりニ者可取合、其左右聞てこそ合
戦之方便も可有とて彼使様々忍ひて城ニ入、伊地知対馬・寄瀬田帯刀方
ニ此旨語、城戸は敵小陣を取持候間、更了簡ニ不及、なきの野原は広ミ
なり、彼方より敵陣ニかかり、野臥をかけ、(敵の)銘やうを御覽候而、垣を

(被)も取破候て其時片をうかし、堀城戸より取合可申候、敵知てハ使事候、
此使に城戸の辺をハ御尋候得、今二三日は可被待候と注進有、去程に陣
中談合有而勢を二手に分、なき野原江桃山川渡して、陣取衆ハ一家ニは
和泉殿・佐多伯耆守殿、山田方、御内ニは伊集院方、其外御内之人々、
国方ニは吉田・蒲生・栗野・菱刈・牛屎、此衆ニ而陣を取、敵方伊集院
之手ハ野頭陣より馳下而内城之岸を後に当陣を取、川俣下りニ堀二堀
水をたたへ、其ハひ垣を結構候処、御方先野臥川を隔、敵も垣を後ニ
当向合矢を射進候へハ、城に心を懸衆、川を渡前之野臥を追籠、其儘堀
ニ付、敵之野臥ハ陣之内ニ引入ハ垣を越る者もあり、取破らんとする
者も有り、前ニ越る者は堀底ニ落入は跡之衆垣押たをし候へハ、前之者
垣之下ニ成而不延立、大よりして乗越踏越切入、其時迄も敵妨る事も城
に籠たる人之内之者、左様成方より怪々しき者を少々通、可然旁武者ハ
跡立而垣之内ニ切入候処を伊集院彈正之陣城戸開、豁ニ出合、太刀打ニ
なれハ天命とハ云ながら無手切負、宗との御方被計畢、
(一)上手ニハ新納近江守殿手ニ隈江右京亮・上井筑前・八ヶ代四郎左衛
門尉・平郎打死ス、江州ハ甲のはちを切ひしかれ大長刀を以手之釋尽合
戦有、傍安樂豊前。(守)川野土佐兩人前之敵之中を切通、江州を取退る、
此時平田重宗ハ親類に勘解由左衛門尉・田鍋・津曲なんと被討て、我は
城ニ切通、大寺・美濃守・長野左京亮は深手負様々助る、田代肥前守は
打死ス、国方ニ省禰殿兄弟・同山本孫五郎、其外宗徒之者共數十人被討
同出羽守深手負助る、蒲生美濃入道打死す、親類ニ中原討る、是聞候な
れはさの不及注候、
(朱)又四郎久・又五郎忠次
(朱)重春
一手一家ニ和泉殿兄弟・給黎・猿渡其外一所ニ而十人計打死ス、是も御
内ニ伊地知將監討る、国方ニ者吉田・和田・下田・西村此手内者數十人

栗野・夢刈打死ス、武士之覚悟之前とハ乍云、両手共ニケ様ニ切負事、天命也、左候へ者陣もそゝろき主人討るゝ江者其儘帰る、城之内ニ者平田重宗ニ付入衆、百計も有らん、本之衆ニ取合中々不及中式也然者弥。

大太郎殿。敵又ハ於私も本意此上可有かとて、是偏ニ奥州ニ向而之意趣

たりと被仰、又吉田方より霜台江申遣候様ハ先年於鹿兒島被召候処

ニ、霜生入道と談合仕御命を奉助候事、御わすれ候哉、弓箭之習ひとハ

乍中、我々か舍弟親類討せ申も未練之至候歟と注進有り、霜台も尤有事ニ候、但是より申処承引候ハ、談合を可申候、左も候ハ、急々可承由吉田。被申候得者、

(一) 鹿兒嶋之城本望ニて候可給候、谷山・給黎渡給候ハ、一家國ニ確執

を存ニても無之と被申遣、此由鹿兒嶋へ注進有、屋形より是又可然候、今度心地煩ニ依て無出陣候、一家國方打死候、存忠か所更無面目次第ニ候、急々相計、

進進候処、雖而先谷山城・給黎可被受取候、其間何方も城内之出入有

間敷候と而外野臥をふせ被取卷、平田重宗城之内ニ被居候、伊作ニも平田民部・同伊勢方候得は堀越ニ物詔なんとして狂言ニなせらへ、餅をつ

ふてニ打て飢たる下々之者は是を取る、重宗見苦敷候と而制有り、伊集院よりも兎角と候得、于今ハ其儀有間敷子細候とて親類よりハ目饒なと

遣酒を添候、ゆかりの所より酒菓子迄も取入、是重宗一人之志ニ依人。を助らる、

(一) 伊集院南方之手を以谷山・給黎城請取候、同平田重宗城之内衆列候而先陣ニ移候畢、

(二) 谷山・給黎兩所を被受取候へハ、鹿兒嶋之事ハ此陣衆帰候而渡可中候、余ニ此間苦勞ニ候と吉田方被申、陣を開引退、

々懸御目祝言不及申候、又は愁も候か、其時一家御内儀有事ハ既和泉

川邊然屋城ニテ一殿兄弟、因方御内之衆、上代にも近代にも宗徒之人々打死候事ハ是始也

当座之謀たりと云共、屋形御住所を渡事、以後迄之人口語難忍、幸伊集

院・南方之勢も谷山之陣ニ有れば一合戦仕、打死する迄ニ候、是又御

屋形ニ不及御談合か、詮儀相定、吉田方ニ衆中より被申ハ此儀尤候、御

一家ニ御内、因傍輩、私兄弟親類、取分漏生方打死候得ハ、一人奔走可

仕候と被中、事延候而ハ如何とて屋形へ則披露候、尤面々御志、去事ニ

候得ハ電而ハ可惡。存忠か所ハ無面目候得共、寄々ニ此旨を吉田方江

方より此旨を、主を討せ、兄弟親などを打せたる人々ハ我々も馳参、一味

同前之儀なれハ、今度ハ存忠か役。と而殊之外之御機嫌ニ而。余儀定候

へハ、御諷方ニ而御神水、御旗手を神前ニ而被解候処、本田安了入道進

出被申ハ屋形之御出馬ハ於九州、小二・大友・菊池なんとニ被對ても如

何候哉、伊集院方ハ一家と云御事候得ハ家を御執事候得ハ(輕々敷成へ

しと被申、尤ニ候得共、)於于今ハ人ニ可寄か、存忠か本意(此上難有

とて御打立、御旗之)手解、先例之祝儀ニ任、小旗一撥ニ而若きハはせを

矢はた、年長たる人は小旗を差列、鹿兒嶋より青屋・牛かけの浜路、波

之平・篠之木ニ前勢支たり、跡ハ未鹿兒嶋之内たるも有、浦人共ハ舟ニ

乗列、さへ之脇のことく漕来る、

(一) 谷山之本城衆本意なれば、伊地知對馬・酒匂・北原一類一手に先勢

と成而直差寄、詞を懸る、川野辺ニ而籠者之者共こそ參而候得、川野辺

ニ而ハ外より城戸口垣を結ふききに陸取候所無之寄不中候、城を開被出

候ハ、一太刀打中度和若衆詞をかくと云へ共兎角之返事。靜り返而居

たりける、御勢ハ浪ノ平ニたまり候得共、敵方勢ハ山田・中村辺へも不

見得、五ヶ別府川口拵ニ打寄而見ゆる時、屋形之御意ニ者、田間辺に一勢

もおるさんハ何さま運もよければ、紫原辺之めんに陣を可被取了簡有、

左候者鹿兒島通路も可然、御旗之手為解事ニ候得者、幾度も霜台之為被居所之合戦こそ本意ニ候得と而、紫原精山と申所へ篠立候而陣を構、御持候敵城落居之間ハ番衆之ことく勢を差置、城を取巻、惣陣野頭其外、より矢之付所は陣也、其間ニ小陣無透取続、上下遺恨なれは何も一身、大事、二心得候間、岸ニ付堀ニ上んとするニ依而城内もより、後巻之勢も谷山之そこ内ニ不入候、城内より伊集院殿注進候けるや、儀ニも可成由を吉田被申、川野辺ニ而ハ当座に依而兎角儀なし、我等迄も無情御計共ニ候程ニ、直ニ可被仰方へ可然山被申候、仍老名も如此様々大方聞れ候而屋形様へ披露候、於毎度儀ニ成ても先ハ能候へ共、以後ハ其奮執ニ成する事なし、於是非城衆へ腹を可切セ深御意ニ而も此条々吉田方いろひて申聞敷山ハ被申候得共、此旨内々被通けるや、何共夫より之御意ニ可任由伊集院方被申出、此返事之趣披露候、左様候ハ、亡城。可被去哉と有御意、老名。此方今度之了簡ニノマイタルヘシ、ヌカリタル在所不可然候、唯寄々之所領をさらせ申儀ニ成候ハ、以後迄も可目山。通一味同前ニ御申候程ニ兎も角も皆々。の。計ニ御意有。依而伊集院之内石谷三十町をさり被申、余之少分之由雖有沙汰、先城を受取、籠衆を被出諸軍勢之中を伊集院・南郷殿・伊作・川野辺・南方隨分口を聞、難言共吐而人之前を通り面を被守、下々之者共ハ悪口を吐、廿日之内に上下耻を雪。事、於前後思慮を可意得事也、其後伊集院・吉利方なんとこの儀ハケ様ニ奮執とて左のミ振成候得ハ、則合戦ニ及、両方共ニ可然旁打被討事不可然、哀和睡ありて遊覧も候得かし、田民迄も心可安と被申出、尤可然儀なれハ、誰是を可嫌とて其後何方も和合ニ成、
一伊作ニ不慮之儀候而阿多と立別、合戦ニ及、偏に屋形様を奉頼之由依被申、有御合力、其時迄は。調妹・指宿・知覽・川野辺・別府・岐嶋者敵

也、一屋形よりハ如此近所破くさり六ヶ敷事を可然思召候、依御心中市采方迄も伊作ニ合力候へと屋形より被仰。阿多飛駄方・南方之衆合力ニ依て田布施ハ差寄一隊を取、下二者貝から崎之通路ニ陣を取ハ伊作よりも。指合指を取合、只から崎之陣より下ニ而合戦有、伊作衆切負、究竟之人々被討畢、一御内奈良兄弟、指宿之城衆ニ被差置候得者、傍輩共をせき出し、一向ニ城を持、則指宿殿ニ成而緩急不及申候、打続世上依無御隙被差置候、可然時分ニ而指宿ニ御寄御陣召候、夫ニ依伊作之敵陣も引退候説、南方よりも指宿へ討手なんとバ被入と云共、何程之事か可有、伊集院陣正も自身出陣被仕、指宿之城之構様混分略器用之程見得候へ共、後巻なんと頼事ハなけれハ不叶候而、儀ニ成彼奈良ハ山東に被取回候ハ、御用ニ可入なんと、御心中ニ候へけるや、道行候へハ兄ハ御意趣而如頼娃落居、奈良ハ懸御目、御膝下鹿兒嶋ニ被置候、其時指宿ノ於陣、酒匂主計打死ス彼人ノ類之中ニ者名人也、
一山東こそ難而可有御登向候処、先南方一向迄治有、伊東ニ取回候ハ、年月を経、彼方退散候する、其旨を思召、薩州に心を無置事而又三郎殿を差置御申、存忠ハ山東に可有御座由を御思案有通、内々御物語候依有左、御故実を以別府方は若輩ノ事候程ニ彼方老名敷者共、田中周防・宮原兵庫など折々御約束有、此時薩州之弓矢柱伊集院陣正一篇ニ屋形之御用ニ立候上ハ、南方ニ可頼方もなし、懸而頼娃御陣を被石防戦といへとも、終落居有、此時も彈正出陣有而南方之様子共御談合有、如此成行ニ別府之事、佐多伯州之女子を御養子有而屋形様彈正ニ召在、鹿兒嶋ニ定候、此上ハ川野辺・知覽大事なし、長門方ハ伊集院殿、依為親類、内々老名ニ他言候間、其旨を屋形様ニ披露候、御説ニハ。長門事ハ多年南

方之弓矢柱と成、度々対存忠緩急相成、如此成行こそ存忠か幸此事候、
彼方ノ於遺恨者可散々被仰出、時之儀ニ者上意尤去ル御事候得共、彈正
御用ニ被立候ニ依り而南方思召ことニ成行候かと存候、ケ様ニ。佗言
可被存候、先々可退治目出度由者依被申ニ伊集院方^(朱)「久林也」
ニ任、長門守方阿多之事も道行候、川野辺計ニ成、大太郎殿よりも城之
事ハ屋形法第とて薩摩之郡山門のことく御越候、左様ニ成行候得ハ川野
辺を受取、屋形御入部有而聽而知覽上之木場之城ニ入御候而、山田鯨嶋
方江城明させ、上方御出之、上木場城ニハ佐多方山田被差置、
(州之)
(一) 長門事ハ馬飼所少給、長里と云所へ落下、鯨嶋ハ鹿兒嶋へ被召移、
阿多飛騨方之事ハ其儘御内者ニ被成、
(候とて) (十二町)
(一) 上之木場は依多殿去謂有而甘町御給候、知覽方は山田・小野十八町
大寺方へ計、夫より坊津・泊津ニ御下、更草木もなひき候得者、大慶此
時ニ候、ケ様ニ薩摩一向ニ御静謐候、又三郎殿未御台之御事も此間之御
取紛ニ依而何方江も不被仰出候処、如此。御打開方大慶ニ成候、依新納
殿御料人御座候得者、代々之佳例と云可然由、北郷中書ニ御談合有、則
北郷を以被仰出、江州も御斟酌不及候得者、未鹿兒島主殿還々候、先其
方へ可進出候と屋形より被仰候、急々志布志ニ御越候する由聞得候へハ
中城を御所として御祝。暫鹿兒嶋ニ御移事延候事、
一 総州山城守殿限之城に居住候、縦御座候共差事有間敷候得共、雜説も候
時ハ六ヶ敷候と而退申候わんとて寄々軍勢を以取巻候、其時迄も譜代之
人々依被残居、城門口ニ而太刀打候得共、無人数なれば無指事、良有而
(ナシ)。(待備もなし、支候共後)。(急々二腹を切
せらるへきか)。(余所ニ候へハ身二成)
山城守殿被仰候。ハ腹を可切、城を進候而他国往還之事は家之可為難
。又一身ニ成余所ニ居候而も雜説も可有候、可然ハ御近所之傍へも屋敷
一所預り年として一日も心安有度候と依被仰、其旨を伊集院ニ屋形御座

候所ニ又三郎殿より御注進候、平田重宗御傍へ被居、一々之披露。家を
御嘴、醉て被仰事道ニ当、御痛敷。通被申に依、山城守殿馬飼所と而鹿
兒嶋和泉崎ニ依多殿近所へ御入、遁世候而法名道聖与申候、子息彦三郎
殿同居住、夫よりして屋形。も就折節御志候し也、伊集院彈正も当家之
一道を山城守殿細々御存知之事候程、嚙之事ハ常々被參候、
(一) 聖業者若く候時は鹿兒島へ参上仕、御奉公之隙ニは和泉崎ニ参り、
山城守殿へ御意を受、御恩を蒙り候如此雜談ニ付候而も御物語之所を申
候也、
(霜台)
一 伊集院彈正を御近付、薩摩郡南方ニ及迄輒御落居候、其比ハ吉利方伊集
院之老名分ニ被居候、屋形之御物語に如此於申承候ハ、末々迄も頼敷候
てハ自然和譜凶害なんと候てハ如跡合戦におよび、白滅之所共々するひ
此事候、余ニ不似合子細候得共、犬千代殿姉末主も無御入候ハハ、如何
可有之哉と被仰出、尤之御意候、先御前ニ其謂中候而、御返事可申候と
(申せば)
(二) 細前物語候ハハ。(御)。(次)
正。兎も角も可為。計、吉利法第ニ而候と被申、此通屋形ニ直披露有、
人に依而こそ用意支度。可有とて御祝候、鹿兒嶋ニ而有り、其。腹御子
出羽守殿之御事也、依而石谷三十町御前ニ而御參々候、夫よりハ何事も
伊集院ニ御談合有、随而雜説なども無之、
一 其後山門へ判官殿御座候、動すれハ和泉・渋谷より雜説有、其上大太郎
殿も六ヶ国境被居候、六ヶ敷事ニて候不可然候、山西ニ心置事候ハて、
伊東ニ於取向ハ存忠御事は日州と可有御座と御儀定有之、山門ニ者又三
郎殿貴久後改忠国、為御大將諸軍勢を制陣を被取、庭討御方とてハ高小
野方計なれば御志迄候哉、近所にて候ハハ天草辺ハ多年之好と而御首信
被申候得ける由承候、屋形ハ山門落居之間、申途伊集院ニ御座候而四ヶ

所之高城方兄弟立分れ、二ツ成、依舎第三郎方ハ屋形へ申入候得ハ伊集院・市来・高江・宮里・羽嶋方御内よりハ長門守。高城。ニ被打入候、兄之大川方ハ東郷・国府・執印などを頼、水引ニ被居候、其時ハ祁答院・入来院ハ屋形方を被中也、其比伊作・遠江同親類内之者とも相語、惣領勝久をせき可出由を屋形ニ注進被申上、前より御遺恨深事有ニ依、左様之時ハ可有御合力由被仰候へハ、伊作之事ニツ成、此談合同意せぬ衆内城ニ隅州勝久之若子と立籠、雖為假事、相殘一家内之者内城構持こたへ、更ニ外より之無了簡事ニ候、如此之篇山門之陣ニ開得候、伊作殿・勝久陣中ニ而腹を切るか、帰らん路次ニ而打死せんと被打立、前之敵を差置、当座之勝勝久之御事御痛敷事無限。一家ニ者新納江州之甥之事なり、北郷殿・稚山殿も出陣有、又三郎殿は新納殿重縁なれハ陣よりも伊作之事者可然様ニ御計可山。山。屋形之老名ニ被仰ける哉、急々に城を開候ハ、子息之事ハ御談合も可有由被仰、左様ニ候得者一家同心勝久教訓候、先物詣可然候、一段ハ被掃候ハ、路次ニ而無篇ニ可被成候、又於陣中白害候ハん事も貴久懇被仰言も無ニ可成、市来方よりも。足弱之事ハ先受取可申候、可然ハ物詣候へかしと催促依有、陣中より物詣候、城之事ハ屋形様御受取、勝久之若。如市来、親類内之者つきまとも、中ニも山田三河子孫五郎者隅州勝久之供奉仕終。不下候也、如此成行候得ハ山門之事も判官殿肥州江御退散候而無程御逝去候、夫より相良方江山門之事被遣候、其比老名式面々沙汰しかハ忠久之御下始ニ者先山門ニ御座候、其後坂之上に中郷堀之内ニ御座所を定候けると承候、貞久も御在国ニ者。御下向候、信濃之本社御諒方を懷御申、彼在所ニ御請御申氏等ニ鑑心寺于今有、何之御兄弟様も是よりこそ誰々も本領ニ入部有事候、当家之佳例目出度在所ニて候、山門程之所を國中ニも被遣、又ハ判官殿之御座所落居之事共候、物音時之老名敷方ハ陰ニ而佗言候也

今程ハ彼在所薩摩守殿御拝領候、順事と申目出度候、於三ヶ国ハ御執事也、在所国々ニ有と云々、
一其後伊作遠江何と望被申けるや、伊作之持ハ相違し而知覽上之本場開テ候ニ移暫候而行末もなく被成候、勝久之妹婿と云、留主居と云、彼是法を背のミならず、口惜かりし事共也、勝久之若子成人之間ハ名代ニ者伊作信濃守方、伊作城ニ被居、同西殿ハ別而御内之者也、鹿兒嶋江被居候其時尋常ニ分別候、旁。何もく御内之人ニ被成候、
一伊作孝久之代ニ成候而本之伊作ニ置被申候、其時之若子は又貴久御約束難有之山、諸人褒美此事ニ候、貴久改忠国、法名人岳屋形之御心中之とく世上成行候事も伊作殿江御結候、其謂候哉、然者元久御隠候時、依錯乱在々所々取分清色・薩摩郡限之城ニ者舎弟大田方被差置。高江・宮里及陣正計たり、川野辺ハ久世之計ニ成、総州一家年比宗との人々峰起ニ依而伊集院計こそ漸知行候、其内たにも石谷をハ去被申候なんと、連々老名古利方も其旨被申候けるや、川野辺事道心ニ被給候、伊集院をハ大干代。に讓候而一期之程道心初彈正川野辺江居住候畢、
一伊東就退治、鉄肥・汕之津之ことく可有発向事、國中奉行所より。廻文、御屋形彼境江御立候勢も打寄候間、日夜之御談合候、依鉄肥佐渡守野辺方向人之手奔走被申候ハんハと鉄肥・櫛間而所老名敷旁被召、御評定有、御一家御内有足無足寺家様々ニ及出陣有、諸軍勢油ニ着揃候へハ、御神水候而手分僉儀候、
(一)真幸・三俣両人之手は須木・肥田木ニ取合、柿木崎・紙屋御用ニ可立由前より被申候、敵ニ者緩・深利・飯田・くつら及ハよも如思ニはあらし、下ハ田野境ニ和田・高木之寄々地下野臥山かゝりなれハ見へ隠れニ火をもふすへなとせは心安ハ候わし、都於郡あなたニ者土持兼綱境目ニ差合候ハ、伊東も左程絡有共何程之事可有か、セツノへたはめは何と切ふさき

陣取持候共、舟勢漕通候ハ、先ふと射ひしき退候ハ、小内海并大内海
両所もよまたまり候わし、
(ハ)

(一) 其時勢道御方平田重宗・鹿屋玄兼・伊地知久安・大寺美作守射手成
敗、奈良・牧方野臥も宗徒之人々之手よりも弓を射ると被知程之人をす
くり候、此衆前勢ニ可成と宛畢、

一吉日を以油之津御打立候而鵜戸江御参、其日ハ宮浦江篠立有之、次日ハ
小内海のこく勢仕候得者、峠城は堅持候と見得候、伊東方勢加江田之
本城へ支候と堀口より聞得候、今は何程之事歟可有、内海に御入候、彼
在所可然城なれば如家城可取誘と而、峠を日不懸、先城を御座所江
構へ、明日峠。ニ働定候得者、夜を以退ける不存候而勢被遣候得共、城
は能く包て敵討り候哉と此方よりハ意得候処引退候迄、
(畢)

(二) 加江田ニ差寄衆衆儀有。二日三日は事延候、此儀定候得ハ舟路之勢
(候する) (。るに依て)

ハ加江田湊口之こく清歩之勢は折尾通の浜路を打通、湊涯ニそね山と
云高ミに打上、敵之銘を見候得ハ川を隔扣候、夫より寄々の在家ニは川
より此方、其日不残差向候、敵仕落共被在所まさるへし、先陣を取候而
以後之可為。了簡とて家城之こく召、夫より加江田之城麓迄野臥を仕
放火候得共、出合矢軍迄もなし、前ニ為打寄勢ハ曾井・清武ニこたへる
共、境目既に聞得候、去程ニ油ニ長々勢を御待逗留候而夫より七浦ニ合
戦ハなけれども、諸軍勢之勢ニ及、山西ニ而存ニ替り敵之銘なきは川北
・河南ニも物言なども有か、多分儀ニも成か、何方ニ付ても陣誘を堅、
(備)

垣矢合迄も結構ニ可有、陣屋ハ式之家作ニ被召、御屋形之御座所ニ可成
御物語候ニ依、御年をはそね山ニ而被召候、左有ニより国ハハリニ定、
(所之) (。替)

又三郎殿ハ御婦、先遠。方は被婦、明正月中旬比打寄加江田城ニ差寄。
(取寄) (。ナシ)

候、城ニは伊東安芸守宗徒之者共被籠候、堀之涯ニ差寄、少も透候ハ、

岸もひきく城なれば切上らんと御下知有ニ依、射つ打つ手負をも不顧、
せいろうに上れハ堀之内見得而あらは也、更ニ一時も可支様共不覚候、
飯肥方ニ内々申通儀ニ成、道之口可給之通城内より佐言申ニ依、屋形に
被露候、數年之本意と云、殊先日穆佐ニ而耻をか、せられ候事共生々世
々無念之至候、是非に腹を切せ候得、此外期する儀なく候由被仰、堀之
内よりも都於郡ニ注進候けるや、後巻として曾井・清武より二手ニ作、
(代を)

彼是二三千程之銘ニ而、隈野川を下ニ野臥を遣、勢後ニ揃城取而見ゆる
其時御屋・伊地知早けるハ敵方の様子存たるよりも銘も見得候、川を渡
陣に懸り候すると見得候、御方之御計可入か、城内も可然衆有と見得候
と被中、屋形之御意ニ者、誠ニ後巻をく陣をも取寄城ニも取合一合戦可
有支度とハ不覚、唯此方之計ニ任口こと存候迄、敵之方ハ何程之事か可
有と存忠か見及所也、是も川を渡し一合戦可有と而城之衆之手当ニ者佐
多伯州に一勢をへ、陣之小陣ニ至迄堅御計候而陣中之勢不残屋形召列御
(立)

打出候、先野臥を前に前立、川俣下り、殊後口勢も厚差寄候、敵ハ此方
をつり候と見得候ながら合戦指事あらしと多分之儀ニも有、左様候得者
日も早晩ニ及候程、敵之勢も引退候間、御方も陣へ御備候、依而。城も
力を落けんと思計なり、其後野臥一人も後より不得見、於于今ハ伊東に
(らん) (。敵)

被捨候ハ後之頼もなし、飯肥方ニ付而佐言被申、仍而敵城加江田を受
取、屋形も此間之御遺恨なれハ伊東退治之始とて御座所として白是川南
・河北及加江田之佳例成へしと万人のいきみ此事ニ候、城誘出来仕次第
(共)

ニ陣衆ハ返し可申と上意ニて候間、夜もなく誘候得者道行事程もなし、御
暇給被留候、自身一家御内園方國替ニ定候迄、御屋形暫加江田ニ御座候
而貴久ニ御替候、爰御内奈良方ハ彼在所下知被申定衆ニ被成、加江田ニ
被居候、加江田依退治、近所ハ清武城より下北郷三百町、赤江川より此

方ハ在家無ク候、加江田隈野・木原辺寄々ハ田民とも方便を以被置候、
何も先屋形之御断所也、

一其後候肥つゝ、川地と云所ニ奈良方拵を取被居、田代ニ取合自然之時は
七浦伝へ道一計ニ而諸軍遅々候する間、其為ニ候哉、ケ様之方使用心今
之世にも有度候歟、

一其比菊池玄朝より立田殿と而使者下着候、去程ニ珍敷客ニて候、仍志布
志へ江州頼思召候、御家顔候て可給と御意候間、涯分御奔走候、其時分
ハ加江田ニ又三郎殿御座候、客之宿者志布志町之聖祐が所ニ候、御見参
ハ宝満寺光明院ニて候、其後奔走に安樂之川下内々之匠ニ候程ニ、屋形
・客・江州其外老名敷方ハ舟に乗、(其外)若き旁々ハ歩、(より難)出立、川俣下引れ
候、又水練達者之方ハ繼に懸・鰯・鰯を取、御座舟に投入、舟之下をす
ミ通川立之興なんと候程ニ、時之客人ハ舟はたニ立、川江飛入らんする
様ニ見得候、氣之若き方ハ水をくゞり、互ニ・され事共候、更何もく
面白候し、老名敷方は湊口ニ舟磯近く機敷有而御酒其外之肴なんとハ不
及申、舟より、御機敷に鰯・鰯品々の魚なと我もくゞと被持候、随分之
通、包丁之方ハまな板ならへ御肴共種々御奔走候、御酒ニ成候而興も可
有機嫌に野田津介・市采刑部少輔、若衆には新納又次郎殿・同四郎三郎
殿・若元四郎・平田福寿・同四郎・屋ケ代・都之見方始として思々の御
遊、老若の狂言共更心も空に成迄候、夫日も御暮有へきならねは御帰之
時分迄興有中にも江州御計候けるや、(寄々中に見物候し興之)機之松原ニ犬を隠引させ、屋形
客様老名敷旁ハ浪打灘を志布志へ御帰候處、新納又次郎殿兄弟若き面々
馬達者計を手組、此犬共広浜江追出候得ハ俄之取合ニなし、思々物合志
日なと射な、し候得ハ客なともこらへす、馬を懸出さん様ニ見得候、兩
方ニは肝付兼光其中ニ若人被居し、(極言候し)夫より立田方之宿ニ而実花かけ而

物語共候、御祝に客我と太刀を持御屋形ニ進上被申、次ニ江州ニ、(同)被進
其後ハ長からうと一合末座に取出し御供之衆、(中)ニ思々ニ被召候へと而手
ニ懸次第、引被申候、時之興中々不及申候、御酒宴之事ハ不珍候、寺家
方ニハ即心院、町ニは西之玄祐所之家、(信)犬追物候歟、

一其時分大友殿一寺之長老分下候、伊東大和守何方之媒とは不知、御見参
之由ニ而如加、(中)田被参候、存忠が御出候ハて又三郎殿彼兩人ニ対面候し、
志布志ニ被居候御内若衆参宮被申候、左様ニ成候得ハ山東ハ以後は不知、
先ハ無事ニ候、就是も此方御了簡ハ猶々御座有けると承候、其後ハ屋形
御上洛之御旨、連々老名ニ御談合候處、御年も千秋万歳御座候而御年五
十一、正月廿一日御遷化候畢、

于時文明十二年三月日
沙弥聖栄 歳
八十六 (五)

伊達州本ニ引合済と喜入振州老御本ニ有之号于時延宝五年丁巳十二月
下旬
松崎采女
歳六十三

文政九年戊九月七日終筆
児玉利器 (花押)
源氏貞悦 (花押)

一是モ氏久之内谷山郡之内山田本領タルニヨテ入部之段山田右京亮親類ニ
(朱)「四代忠経第一」(朱)「友久」
式部常陸守舍弟左馬助ニ談合ス、可然時分トテ則其用意スル處、常陸何
トカ思案有ケン、今ハ不可然トシキリニ異見アリテ山田右京亮・左馬助
モ大始良ノコトクニ移ル、如此計親類事ナレハ山田ヨモ仕乗打落共可成
ル以後コソ此コトワリヨモ推量申候、爰ニ母出ノ弟子伊地知新左衛門尉
(朱)「殿中礼ヲシテ」
井、ノムレ衛門西郎兩人物語無勢ニテ山田マキタノ村上吉捨ニ乗、夜ヲ
以谷山方分限ノ物ノ事也、不移時押寄、鹿兒嶋ノ道路ヲ切、シキリニ入
カヘノ攻ノホル、未垣ノ一重モナシ、防戦ト云共、終常陸守打死ス、舍
(朱)「友久」

弟弥三郎同打死ス、并ニ伊地知新左衛門尉井、ノムレ衛門四郎彼是上下
道慶庵門老母道長禪尼ノ菩提樹下シテ龜兒島給分小牧ノ内中牟田ニ敗テ福昌寺ニ
三四十人討ル、谷山方ニモ可然者共討ル、良有テ隨兒島ニ聞得ケレ共不
寄進セラレシ文書アリ、此ニ觀シハ氏久公ノ時ニ非ズ、即此年ノ頃ニ哉、谷山方
及力、氏久聞召テ儀ニソムクニヨテ也、宇治久コソ本領ナレ、打越テ山
ノ事ハ元久御代ニ御退治有リ、百八十町御料新ト或ヨシ助文ニ見ユ、考合スヘシ、
田ニ競望成ス所、自今以後道ニアタリテ不可然候ト氏久ノ御意候事人之
元久ヲ氏久ト望榮聞達ナラン

上マテ御願敷、上意添今世迄モ承伝候事ヲ書注置所ナリ、
一氏久之御代犬追物馬場始マル、於志布志者犬之馬場氏久御誘候、鹿兒島
前洲、市来大湊・宮内大津・川ハタ六郎殿・飯肥・油浜・狩場・薩州瀨娃
之郡之内・嶽之腰・ケルコ牧ノ内・鹿兒島吉野ノ大セタヲニテ氏久穴ア
ソハシ候、物合平地之所ヨリモ猶面白時代之人々モ不思儀ニコソ中アワ
レ候之由承伝候へ、余ニ御執事候ケル哉、元久・豈久・上野守殿達者ト
ハ乍申、其後ハ何モ彼在所馬ヲ乗ル、方候ハス、市来大湊坂ヨリ上ニテ
ハ大野場馬賦ヒカヘ様ナヲシヒカヘ所、何レモ氏久仰儀候、庄内ニテハ
佐野・高原・山門・瀬崎馬追次ニモ候ケル由承伝へ候、貞久之御代ニハ
求仁郷之内荒佐御狩之時ハ鎬モ大ニカラモウスヘウ以ハキ、羽モヲサス
シテ穴ニ洩立候スル事ヲ興ニ御好候ケル哉、以後ハ御老妹ニ御成、チリ
トリニ召レ鞭ヲハ御持候て、穴走ヲ御覽候てハ御興ノナカヘヲ御打、御
コシヲ走レト御下知候ケル由中古迄被申候、

文明十四年三月日

右島津彦太夫久富古本ニアル由洩タルヲ補入ス、本ハ伊集院兼誼ヨリ借
テ文政戊子九月季安如此ナリ、朱カキモ愚按也、
聖榮自記正本ハ山田氏志布志居住之時、郡城家臣馬乗ノ弟子借用候而于
今不返、当分ニハ領主所藏ニ成候ヨシ、

鹿児島大学図書館所蔵

山田聖栄自記

(卷一)

忠久ヨリ以来之事ヲ聞伝得タル所、上代者系図ニ有

・忠久承久年中ニ京都關東天下之時、關東方宇治川先陳渡合戦之時、一腹之合弟忠季、關東方ニテ打死ス、其子忠経京方ニテ打死アリ、其時之御旗、小十文字御旗、同御旗、綱切打刀、御鞍子今アリ、

・忠義久経一忠宗マテハ先代ノ世タル時ニ随習ナリ、源家一味之儀ヲ待候処ニ天下物惣ヨリ其比ハ国ニ徳者ニハ兵糧役とて、米銭かけ不足者ニはふき、爰下野国新田足利とて兩人居住候けるニ、惣別京都洛中辺土荒説候ニ付而

(キレ)

・高氏ハ高時算たるニよて下知ニしたかい、京都ニ馳上ル、去程新田さ中將義助并領ニ徳者有ル、よて兵銭かけられ候之処、偏ニ土民百姓等ニ相同、当座の恥辱と云、源家乃名をくたすところなりとて、鎌倉の使商人被打畢、如此之緩怠、なしかハよかるべき、雖而討手おさしたる、新田さ中將義貞是了簡之前たるによて、おとろかす、舍弟脇屋さ京大夫義助ニ談合ス、討手を住所にて可待か、又中途之合戦かと云、舍弟さ京大夫館之内ニて打死候者、高時之郎従おん子の者たるへしとて打出ル、僅ニ七十騎にて大勢に馳向、思之外ニ後より二三百騎馬煙を立、馳来ル、其時前ハ未遠シ、後ハちかき、敵ニ合戦すへき一足前なるかたきこそ本意候へ、其詔は謀反人号のみならず、後に向事不可然とていよく前ニすむ、後の跡見るに打輪の旗さし上たり、其中より一騎馳来申様、新田殿御謀反と承、高氏子忠小玉覚中にましハリ申預奉候之間、為同意馳参候と申、則義貞喜悅之まゆを開、見参有、さ候へハ四五百騎のいきをひになり、川を隔相向、討手先陣を見れハ打輪のはたさし上たり、其中より使者を立申様、小玉覚一揆ヲ破、謀反人之手に属せん事不可然、則此方ニ同意たるへしと云、尤さるへきにて候へ共、其むかしハ源家一味たり、代ニしたかい平氏ニアリ、いまにおひてハ一門中にて只

今打死すへし、一揆たかハすハ、此方に同意たるへきか返事ス、彼のつかい馳返て其謂披露ス、尤至極理なり、即ニ使者立ながら一門中にて只今打死させてハ如何候とて、小玉一揆之衆ハ引わかれ、よて鎌倉方大勢とハ云いへとも、そゝろくを見て、新田舍弟義助に敵ハ味なみる所ナリ、時刻不移、川ヲ渡、合戦におよぶ、天運あれハすなハちかまくらニ責入らんする談合ス、執事長崎入道か嫡子かけゆき衛門尉次男長崎次郎勝たる兵者なり、京都心もとなきによて上洛ス、都も源家一味高氏ニ付、力口候ハすして路次より帰ル処に、駿河国浮しまか原にて山臥千人計の中ニ兒を肩乗て来ル、かけゆき衛門山ふし二間、旅人と意得てな心なく、此ちこの御事ハ高氏の御子にて御座候、此間下野日光山に御座候を都へ上申候と語によて、今おひてハ憚も人ましきとてそこにて山ふし共奉失、あハれなる事申もおろかなり、鎌倉も破たる様路次にて聞へれハ、急々馳向て見れば、案ごとく合戦最中なり、かけゆハねりぬき小袖にはりに張たる大口ニよるいをハきす、四尺余太刀以分取、其額太刀の切端につらぬき、高時の御えんニすこき置、終兄弟門外にて打死す、夫より責人ノ戦いへとも、さすかに宗との人々、爰をきりに戦事なれハ敵も御方も数百人討ル、執事長崎入道下知するところ、自害者末座よりあるへし、其謂ハ御大将の御命ハすこしもおしかるへしとふれめくり候処、長崎入道ハ弟子ニ長崎五郎とて十六ニ成けるか其時之しゆくニ立たりけるかす、ミ出申様、末人の自害するをも見候、若輩之者ハ以後如何候とて手しやくにて酒を候、蓋おあね聲宇津宮遠江守ニさす、此仁ハ長崎か駕ニてある、よてかまくら破様を為聞か風渡を合て自害始さ候へハ此兩人振舞お見て、さしきの宗との人々何もおとらす腹切畢、京都も同日鎮西探題英時も先代滅亡也、去程ニ京都關東悉皆誼、天下王城ヨリ東、新田殿御計、西國をハ足利殿御計ニて何事も無恐相定、年月経毎天慶之しるにて有リケル哉、日本広と云共、王城之地たりとて内之望をくハたつ心中、よて新田、足利中不快ニナリ、既ニ二成合戦におよハぬとす、此儀ニ成ハ關東京方、其外国々思々異儀様ニして破おはん、新田さ中將義貞關東より責上ル、高氏京都警固上之時より嶋津上総介貞久同意たるよて諸事を談合アリ、先大和国においてはらか峠、こんなかう

せん、阿弥陀か峯、兩陣さへ合戦す、夜入敵陣のかゝり火多く見へけ
れハ、雜兵共おひたしく申様を將軍きこしめして御門すき、

多く共四十八にはよもすきし、阿弥陀か峯の夜ル乃ともし火

御手之軍兵感申所也

一 鴨津上総介貞久兄弟并親類合戦事、いづれも無勝劣候、京中合戦に式
部孫五郎宗久、鴨川原において伯耆守之若党和賀屋の弥太郎、同兵衛二
郎召捕、多々須川原相具馳参候、直ニ可誅之山被仰下候て切畢、同卅
日、五条河原合戦、畠山ノ小松孫太郎見知了、夫より鎮西おもむき候へ
ハ、摂津国天王寺合戦ニ伊作久氏、將軍より御扇御給候、絵に白菊、廻
ニシテ

九ノ州より御代ハおさまりて、日出ことハ白菊の花ト

歌ニよミ、此廟舎弟下野方へ國下、其身ハ終打死ス、系図ノル所、子今
見得候歟、

一式部孫五郎宗久訴陳中上
嶋津式部孫五郎宗久謹言上

欲早依度々軍忠、預御注進、浴恩賞事、

右、宗久最前馳参、御方去正月廿七日、鴨河原合戦之時、軍忠之条即御
見知畢、同廿八日召捕直伯耆守長年若党和賀屋弥太郎并兵衛二郎、令具
参多々須河原、属于当御手、申入之処、可誅之由、直被仰下、被切畢、同
卅日於五条河原、致合戦之条、畠山小松孫太郎見知畢、然早預御注進、
且為賜御承判、恐々言上如件、

建武三年三月口 承了

御判

一 高氏將軍九州下向、薩州聞傳、殘親類内若上洛中ニ、式部諸三郎忠能長
門國赤間關にて將軍ト貞久ニ参合、則供奉仕、筑前之國箱崎多羅湯之合

戰之時分取ス、仍訴陳申狀付而、高氏將軍ノ御判并ニ執事之袖判マテ
宥、聖策カ筋目、家ノ守是也、

一 其時之合戦つかれにて、夫雜共いものからなとをいりてくハんとす、
將軍之御所ニもふれける哉、

思きや、今年の秋乃いもの葉ニ露の命をかくるへしとハ

一 旅乃御つかれにすこし御まところ候けるを、御近習申きてハ若後御意も
あしく哉あるへきとおもひて將軍をおとろかし申され十三夜にて候、

今夜とハおもひわすれて十日あまり、三夜といふにそ月の名もしる

あそハされたりしそ、折節かんをもよをし候けると承伝へ候所なり、物
ことに御なさけふかきよて洛中洛外近國の武士共しのひ中にて、此時
は九州ニ御逗留も不必然とて四國九く之兵船をそろへ、中國よりハ陸
路上、大將ニハ三条さ兵衛督直義五十万騎ニて船路をのほる、大將ニハ
高氏、船數七千余そうとするす、

一 爰新田左中將義貞舍弟脇屋さ京大夫義助并ニ大たちの馬助、楠木判官
摂津國兵庫之津に五万騎にて馳むかふ、かすかに見えたる舟あり、いさ
りこかへる海士かあわちの瀬戸のわたし舟かと海邊の眺望をはるかにわ
たせハとりかちおもちにかいたてかひこくともへに旗ヲ立たり、數万
兵舟順風ニほおをあげたりける、えんばへうえんばへう／＼たる海の面
十四五里かほとにこきつ／＼けて、ふなハたをきしり、ともへをならへたれ
ハ海上俄に陸地になりて、はかけにみゆる山もなし、あなおひたし、天
下おあらそひしきへき乃た、かい、たいけんそうてうをほろほし、く
わうかのいくさもこれにハよもすきしと見ゆるところニ、又すまの上野
とひへ鳥こへとの方より二ひきりやう、かたすちかへともへよせかけ、
わちかへのはた五六百なれさしつれて雲霞のことくニよせかけたり、
海上の兵舟、陸地の火勢おもひしよりもおほく、きしよりもなを過た
れハ、くワンくむハ御方をかへり見てたいくつしておほしける、され
共義貞の朝臣も正茂も大敵をみてハあさむき、小敵をみてハあなとらさ
るせいをくわうふの心ねをうつしたるやう者なれハ、少もきをうしなハ
す、先わたの御崎乃小松原に打出て、しつかに手分をそした給いける、
一方ニハわき屋のさ京大夫儀助を大將として、一そく廿三人、其勢五千

騎、京嶋にひかへらる、一方二八大たちの左馬助を大将として相順一そく十六人、其勢三千騎にて処たうの南のはまにひかへらる、一方には楠判官正茂わさと他の勢をましへすして七百騎、みなと川の西の宿にひかへて、かちのかたきに相むかふ、左中將義貞ハ惣大将にておハすれハ、其勢二万五千よき、和田の御崎にひかへらる、さるほとに海上の船共、ほをろして磯ちかくときよすれハ、かち地のかたきもはたをすすめてあひちがつきをそなりける、先おきの舟よりたいこをならし、時のこへをあくれハ、かち地のからめ手五十万き、うけとりて時をそあわせける、其こへ三度になれハくわんくん又五万よきたてのはをならし、籠をたひて時を作、御方のときの声、みなみハあわちのへしまか崎、西ハはりまたうすまのうら、東ハ津の国生田のもり、四方三百よりにひらきわたりて、天いもたわれておちこんくもおれてかたふくはかり也、新田足利あひくして未だハかハさる所に、本馬のまこ四郎重氏、川原毛なる馬のたくましきにくれなるすそのよろひきて、只一騎わたの御崎の浪うちきわに馬うちよせて、奥なる舟にむかつて大首をあけて申けるハ、將軍つくしより御上洛候へハめつらしき御さかなひとつさいさん仕候はんしハらく御待候へといふまゝに上さしのかふらをぬきて、羽のひろかりけるを鞍の前わにあてゝかきなをし、二所藤の弓のにきり大なるに取そへて小松原の陰に馬をうちよせて、浪の上なるみさこかおのれか影にて魚をおとろかし、飛さかるほとをそ待たりける、かたきハこれを見て、いはつしたらんハきたいの物わらい、目をはなたす、御方ハ是をみていあてたらんハ時にとでのめいよかなときをせめてそまほりける、はるかしたかく飛あかりたるみさこか浪の上におちさかりて、一天ハかりのうほのあまたのひれをつかんで奥ノ方へ飛行ける所を、ほんま小松原のかはより馬を懸出し追様にかけ鳥にそいたりける、體生ながら射ておとさんとかたゝの羽かいをいきりて只中をはいさりけるあひた、かふらハなりひらめいて、大内介舟のほ柱にたつ、みさこハうをつかみなから大友かふねの屋かたの上にそ落たりける、射手を誰とハしらねともかたきの舟七千よそうには舟はたをふんで立ならひ、御方のくわんくん五万騎ハ江二馬をひかへてあいたりゝとかんする声、天地をひかし、し

つまらず、將軍是を見給て、敵ニ我弓のほとを見せんと此鳥を射つるが、此方のふねの内へ鳥の落たるハ御方吉事とおほふ也、何様はいかなる物にてあるやらむ、名字をきかハやと被仰けれハ、小早川七郎舟のへに立出て、るいすくなく見る所ありてもあそハされつる物かな、さても御名字をハ何と申候やらん承候ハやとひたりけれハ、本馬弓杖にすかり、其身人数ならぬ物にて候へハ名乗申とも誰か御存知候へき、但弓矢を取てハ坂東八ヶ國に名をしられたる物にて候、此矢にて名字をハ御覽候へと云て、三人張に十五そく三つふせ、ゆらゝと引わたし、二ひきりやうのはたの立たるふねをさして遠矢にそ射たりける、其箭六ちやうあまりをこへて、將軍の船にならひたる佐々木のちくせんのかみか舟はたを寛ながら過射とをして屋形に乗たるつわ物のよりの草すり二うらかたせんを立たりける、將軍も此矢をとりよせて見給ふに、只今書たりと覚え、さかみの國の作人に本間の孫四郎重氏と小刀のさきにそ書たりける、新田左中將義貞、五万騎を六千騎に打なされて都に入といへとも、かなハす候て越前國くろまる城にて終ほろひ了、

一高氏より都に御歴候て、関東をも御計候処ニ政道法徒もたしく候つるに、余に執事兄弟おこり、理非をも不糾、死罪流罪行によて大名待共にハ所領をもつしゆし、法過あまつさへ有時、錦小路三条殿を失申さんす、余ニさうゝなるによて、女子のすかたにやつれ、布うちかつき、御所中ニ走入候よて、やかてをしかけ、出なく候ハハ、緩意いたすへきよし、執事申さる其時においてハ其儀あるへからず、則御所巻ニなる、一日通けれハ御所中さこそとおもふ計也、

一其時嶋津四郎左衛門尉、和泉右衛門兵衛尉伯父おい兩人談合ス、新くはかいをまけさせ、御飯を十分ニおさめ、よろいの上よりせおい、打物うちかつき、櫓のおおいをたとり、御所中に入、其いきおい漢之高祖のはんくわいか怒ルすかた、長郎の賢はかり事も是ニハ過し、夫ハ漢朝のいにしへ、是ハ本朝只今の忠臣なるを哉、將軍モ御近習侍、武き心を前として、よろい袖をそぬらしける、門外之諸大名、取分嶋津上総介貞久合戦覚色あらハに見へけるを、執事方より見およふによて何となく申なそらへて、門かための勢引退、やかて出仕之御方頼りなし、是偏ニ此兩人

の高名たり、されハれん中までもきこしめし、ありがたきゆゑのりのや
さしき心さまなとて、おとなしき御女房さまハきぬのたもとをしほり
をハしける哉、取分三条さ兵衛督直儀ハ年来之御知音なれハ一しは御悦
喜かきりなし、

一 錦小路殿我ゆへに將軍おもハすニ慮之御難儀を請給ふ、諸人頗直義か
所ニありとて、御通世ありて大和国へ趣向給て、則吉野殿ニ合休アリ畢

(キ レ)

ふへき哉

一 錦小路三条殿我ゆへに將軍おもハすニ御難儀を請給ふ、諸人之類、直義
か所に有とて御通世ありて、大和国へ趣向給て、すなハち吉野殿ニ合休
アリ、暫おわす、又鎮西も物念とひろふす、中国惣々しくなり候へハ、
夫をしつめのために越後守師泰馳下、將軍も備前福岡まで御発向アリ、
京都にハ警固として宰相中将義詮朝臣ニ勢之着ぬききに賣落とて、入道
さ兵衛督 同正月七日七千騎にて八幡山ニ陳ヲ取ル、桃井左馬權頭直常
其比越中之守護にてあり、能登、加賀、越前之勢ツレ、敷山ノ東坂本ニ
而陳取ル、大敵ニ叶シトテ義詮朝臣都ヲ落、將軍ト一所成テ又京都ニ上
ル、四条河原において桃井平、扇一揆之中、清和源氏之末、秋山之九郎
ト高氏將軍方阿保備前守忠実ト云者ハ四尺余之太力ヲ持、秋山九郎ハ一
丈あまりのはうニ両方ニ石つき入たる持、手なみの程をあらハし候、秋
山九郎ハ丈ヲ手本五尺ハかりニ切おらる、備前か太刀はつは本より打レ、
則組マン見ゆところに両方後立之兵者共馳寄相引ニナル、夫より大勢之
戦ニナル、將軍方切負、摂津國松岡之城ニテ御腹めされ候するまでニ定
候つる処に不思議ニ高氏御をせめしつかハれ候めい鷹丸と申物、夜にま
き、三条殿御陳ニまいり、此謂申よて、一目執事ニおもひしらするま
てのことなり、御自害もとどまり、將軍には御意趣之通被仰候て御合休
ニおよび、高氏上洛ニナル、其時きハまり執事更ニれうけんなくこそみ
へしか、所せん出家遁世し、かうさん申て候者、日来之御いしゆもさ程

ニハあらしと思ふに由て師直、師泰此儀ニナル、爰ニ業師二郎左衛門尉
公義、如此之御許勢々あるまじき事候、三条殿のいきとをり上杉、畠山
其外之うらみ此時ニきハまり候へハ一へんニ合戦候て御打死可然候之
由しきりにす、ゆ中といへとも、不被用、出家之儀に候間、運之尽タル人
にきようくんニおよハすとて高野方へをおもむきける、其時人申やう
木曾殿をすゝめかねて越後の中太か自害にハ似すとそ中あへり、終執事
兄弟遁世して將軍之勢にましハリ上洛ス、三条殿・はたけ山・上杉手之
物共百騎二百騎おしへたて、打籠くするほとに、はるかにおくれ、
摂津國むく河と云所にて執事ハ三浦八郎左衛門か手ニかゝる、舎弟師泰
同親類十四人不残討レ畢、

一 夫よりして將軍、三条殿御中無他事御座あるに由て、日本も勢ニなり、
万民おたやかにこそなりにけり、執事のありさまを見るに付て、せいた
うもしゆんしはつれ、さのミせいはいもあるへからす、人のむくるニよ
て也、

一 鳴津上総介殿數年忠功も如此、國家御せいひつ是さて候、御暇を給、在
國之由御申候、よて被仰下ル、此間の好見と云、忠節之至候へ、何事に
ても承、御志あるへき通被仰出ル、上意尤承存候、されハ本説にも為君
こ時ハ訴ヘ一ナリ、將軍之御代一におさまり候へハ、いまにおいて何を
か望あるへく候、世たらさる時ニこそ理ニとハ申けに候、公私勞功候と
ころ、たちまちに見得候、今更目出度候事不可有候、此上御上意も承蒙
仰候之聞申上候、爰伊地知御籠客之段、御ゆるされ候する事望千萬候、
其謂ハ同番衆候よて申す候と貞久御申候之処ニ、或ハ國又者恩望なと、
承候へく候処ニ、如此之至如何候へ共、何事も可承之由申候間、不可有
子細候ト被仰ル、伊地知籠客御めんあり、さて貞久御在國右候處、伊地
知此時ハ命ノ至と申事ありとて、ともに三ヶ國くたる、さ様之志以、氏
久御親父之名代ニ六ヶ國、肥後金隈と申所の戦、氏久と名乗打死ス、さ
るよて当代ことと伊地知ことに繁昌あり、

一 先代までハ九州探題とて英時御入候、京都關東鎮西同月同日ニ滅亡、其
後ハ探題しよくなし、貞久下向付て九州ニおいてハ大友・小武・嶋津殿
奉行頭として國之談合あるへき之由、被仰下ル、仍博多松口ト申所に、

屋形作ありて松口殿と申、かやうの時者筑前には今津・本岡・ひかり・かうつま・豊後二井田郷・豊前にハ曾井ノ庄・筑後ニこかの庄など拝領候てこそ、在津も候ける哉、大隅・薩摩計にてハかなふましき事候、道鑒も御年老牀ニおよひ候へハ、薩州に御下候とて彼之御所領共不知行ニ成候了、

一護渡嫡子師久三郎左衛門尉

薩摩國守護職 十二嶋ノ地頭職 薩摩郡之地頭職

山門院 市來院 鹿兒嶋郡

さぬきの國備無保^{上村}下村^{下総}國さうむまの郡之内 小かわノ村

日向國 高知尾庄 豊前國會井田 下黒前

豊後二井田郡 同はんと

一次男氏久之分、護渡大隅之國、雖然大すミに入部ハ鹿兒嶋代なくてハ如何候とて、師久よりの御志ニよて、かこしま郡司屋紙をハ退治アリ

一谷山郡司ニ対シ、道鑒波平ト云所に陳取、郡司ふけんの者にて、陳に懸合戦ス、守護方手に篠原など討ル、其比ハ谷山・知覽・きいれ・河野辺・別府まで持候哉、鹿兒嶋之内牛おろしと云所ニ陳とり通路ヲ切ニよて道鑒ノ御陳難儀ニおよふ、爰ニ和泉衛門兵衛尉殿、いつミより馳越ありて谷山陳へ通覽と儀ス、

一牛落シのちにハ谷山舎弟ゆうけんとして法師武者きこへたる兵者也、如何あるへきと有ル所に、衛門兵衛殿了簡アリ、彼陳之下ニ一騎打よせて谷山ノ陳へ衛門兵衛こそ通候へ、此陳にハゆうけん被居之由承候ほとに案内申候と詞を懸候ハ、定たハよもとをさし、其時一合戦すへしとて召つれ勢ハ青屋の松屋かくしをき、ちんの下はまにひかへらる、ゆうけん是を聞て、尤承候、我々もきこしめしおよハれ候上者、御見参に入候ハてハ、むけにとをし申候する事ハいか候、御待候へとて懸出さんとす、又重而右衛門兵衛殿、今においてハ勢も入まし、両方聞くおよふ所なりと、こと葉おかく、き右およハす、一騎打山ル、太刀打までハことのみへきか、いさくまむと仰らる、尤とて馬の頭をなをしてくむて落ル、天下にかくれぬ大力ニておハすれハ、ゆうけん下なりて頸を取ル、

去程陳之衆松原にかくれ居ル勢出合、太刀打なりて残少なく切勝、余ニ人のかうなるも、敵のしゆりに入けるや、其まハ波之平のちんに馳参、あもんひやうへ殿、道鑒御対面、無申計御いきをい鹿兒嶋の出入もたやすく候へ共、更きつと退治ありかたきよて御ちんを御ひらきかこしまのことく御のき候て、和泉、山門、さつまこほりニいしうらん、伊作に取つゝき、谷山の事をハさしおかれ候了、道鑒ハ此合戦まで候、

(キ レ)

文明十二年三月廿二日 沙弥聖栄

年八十五

鳴津上総介貞久御代之分

(巻二)

越後守 法名玄久

修理亮 道号歸岳

又三郎

(キ
レ)

一氏久之御代に畠山礼部下向ニよて三ヶ国^(ママ)地頭後家人嶋津方守護ヲ背て礼部方にナル、先谷山、南方、帖佐、加治木、山北まで取つゝき、鹿兒嶋野本、はららに陳取、氏久モ日々に野ふしをいたし合戦ス、有時礼部手より詞をかく、嶋津方之手に取分承及候山田弥九郎殿ト申人に見参仕度候、礼部手ニ多田と申者にて候と名乗、此時ハさ右およハすとて寄合ス、弥九郎ハ四尺斗ノ太刀ニ手楯ヲ持タムス、是ハ何事かと傍輩共云つれハ我ヲ恣ほとの仁たり、いかさまニ先上ハ太刀打たんすらん、手楯おさし出て、楯はをきらせて下ヲなくへし、ふみよりて組テ勝負をせんと思ナりとして手たてお持、敵ハ袖かさしるしなとり、取付てことの外はさりて見ゆ、たかひ田ま出合、敵ハ不知御方ハきをせめて後立ことくニひかふ、敵もおなく武者後にさへたり、多田ハ長刀之太なる以、あんのことくニ上太刀になりて切手かゝる、たてのはをきらせ、ふみよりて下をなき、かたきの袖かしら、草すりおきりはらひ、たかいにふみより敵長刀なれハ弥九郎か甲とのてんへんまつかう吹返にそかゝりける両方切しかり、はやくまんするかと見へけるに、後ノつわ物共一度に走よりのくる、礼部方よりも談合したることに、同寄テのくる、よそよりハ合戦ニ及かと思ゆ、相退ニなる所ニ弥九郎返さんと云、なにのようそとはうはひ共云、まさしくかたきの袖かさしるしきりおとしつるとおほゆ、さてハとて太刀打のところにかへしてしるしを太刀のさきにつらぬきてさし上、是御覽候へ、今日の勝負のしるしと云て時を作れハ御方もつくり、しつまりて後々礼部方よりも花やかなる御振舞かなと法美あ

り、御方の事ハ不申及、嶋津殿礼部の野本合戦、中古までハ申伝へ候也、爰に弥九郎と申ハ、源平の合戦之時、北国にて長井実盛と打死候武藏三郎さ衛門か末也、忠久御在国之時仁也、いしう院、へきの内山田と申所を御おんニ蒙ニよて名字之知^地となる之由承候了、御年来く、

一其比ハ薩摩いかり山城とり、取かまへ、師久御住所ニ成テ、隈城、くし木の、荒河、羽嶋、高江、宮郷、山門に取つゝき、渋谷に對合戦アリ、動^{ヤモス}すれハ、守護方を背くたり、大將申付、嶋津殿に弓矢をとる、爰ニしなの源氏ニ楡井頼長、畠山礼部、肝付八郎兼重、此三人三ヶ国を争、ことくニ地頭御家人思付ニなりて弓箭取、坂より上ニてハ頼長、兼重と合戦あれハ、礼部ハ嶋津方ニかゝり合戦アリ、

一肝付兼重ハ三保高城ありて一比三保殿といわれ、同山東、むかき・高城にも住所之様なり、舍弟五郎九郎とて兼重にもおとらぬほとなきよう人なり、大始良之内城を持、地下四ヶ村、はまた、よこ山、しゝ目、大あひら四人、氏久ニ心をよすとして横山の城ニおしよせて仕落、はまた打死ス、志々目ハ城お落て、ほそ小路の竹のしけりニかくれるて敵ノ退を待候処、日暮大將五郎九郎かふとぬきて通所を馬より下に切落、我身ハ林にまじいりにけのふ、夫より四ヶ村之旁々ハ当家之御年来となりて忠節おいたす哉、

一頼長大始良仕落、きもつきもあふりやうことくニなりて、志布志ニ居住、よて肝付之大しやく寺をひきて今の大慈寺是也、

一串羅も頼長計候けるや、くしらの内ニきた原と云さい所にひくに所ニあり、坂より上ニは頼長の上こす物なし、志布志にある所を畠山種々の了簡をめぐらし、しふし松尾之城を仕おとし、大慈寺ニ取籠、腹を切ス、礼部大すミ・薩摩在々所々馳廻、立付物ハ合戦ニおよふ、したかふ所ハ其まゝしをき、更ニ面をあハする物もなし、

一嶋津方ハすきくまほり打出く合戦あり、爰ニ帖佐において萩ノミねの城に、礼部おとな野本乃藤司とてあり、此仁をとり籠巻候之処、氏久御内本田重親、ミそへ之城にこもる、礼部方より取巻、社家守護方ニてあるよてなり、両方難儀たるよて腹を切せて功なしとて両方儀になりて引

退了、

一加治木土器と云所にようかいことくニ陳かまへ、礼部持候処、氏久夜つめ候て仕落、敵御方手負討ル、其よりして更に住所を不定シテ坂ヨリ上、下ニ馳廻合戦ス、

一氏久鹿兒嶋より大始良四ヶ村御用立よて馳候を、かの所之城仕落、代として末次にさしよせ、御退治アリて始良、西俣とりつゝき、下大すまかこしまにつゝく、

一其後もすゑつきの市庭の合戦アリ、城に八山田加賀守さしおかれ、氏久ハ大あいらを御住所となるよて、本田重親に西俣七十五町給御傍にあり、一坂より上御ふみしつめ、既ニ御前かこしまよりうつし御中候て、彼之所ニて元久御たん生御せいしんニよて、大始良をハ当家ニ御執事あるとや、

一末次代モ不可然候程、加賀守をハめしよせ、御そはにおかれ候、坂より上御打開之始とて、一成六町少所にて候へ共と、道鑿之御年を御そへ候とて忝御意にて下給候、末次ニもまき山ミやう一所給候ける由承伝候、

一成ハ当御代まで七代まで長代仕、子孫繁昌ス、

一志布志松尾ニハ先新納越後守実久未十五六之比、氏久御蓋子として越後守、修理亮御しゆりやう御官まで御まいらせ、御名台トシテ、求仁院其外所領共をへ、松尾に居住候ける哉、畠山藤州山北より馳越取巻、いまのしふし内城ハ礼部の陳なり、されハ石ミたうニ松尾より出合、合戦候て新納殿手ニも名字人打死ス、城をハかたく持こたへ候之処、氏久かこしまより渡海アリテ少勢にて岩河伝へニ後卷アリ、礼部叶ましきより櫓間のことくに陳をひらき退、かのさい所ニもたまり不得候、既肥様に退、しはらくさへ候共、縦ニ申ことく一陣破ぬれハさんたうまたからすに成て、山東ニ越といへとも伊東方も同意せざる候間、豊後へ伝へニ礼部のほる、手者共ハおひ、くしまに残ルト承候了、

一其後より、氏久志布志御うつり御住所なり、今の内城を召かまへられ、元久まで御座所に也、宗との御内人々、新納殿、松尾に御入、坂より上かたくなる、鹿兒嶋、大始良、志布志三ヶ所にて候、

一是モ齡岳之御代ニ庄内ニ御心かけ候へ共、求摩、真幸、ほんかう、野々目谷まで持つゝけ候、大敵となり、有時みなまかうことく勢御道に、国

合ニおいて合戦候て切負、一家に佐多殿兄弟打死候ほとこの事候之間、難儀共云かたし、其時岩河となたも見えず候よて、氏久憑之由被仰候て、いわ河方へ御出候へ共、承引なく候、其より求仁郷方、ふつ原ニ御出候て御たのミよし仰候へ共、無其儀候、くしらも敵にて山伝候、百引ニのことく候を、一成、いゝのむれ山をめしの御馬くつわも音せぬやうにとて、紙にて御つゝませられ、二河ニ御下候て、其時山の案内者仕候物ニ御判今あり、夫よりかこ嶋に御渡海候、

一しはらくありて、くに河方、ふつはらに御陳めし、御退治あれハやかて岩河方手取城さしよせ、つめおとし、其時御手ニ百引、向へ方打死ス、夫ヨリシテ求仁郡岩川御心やすく料所成了、

一氏久御代ニ税所方、求摩ニ取合、相良、曾野郡ニ馳越、不斷守護敵たるよて、大隅国之煩是也、杜家嶋津殿依無他事、

一正宮上咲限ニ陣ヨかまへ、三年御座アリテ姫木城仕落、守護代として本田親治、氏親父子さしをかる、其後清水も忍落、両城御持候処、湯之峯之合戦ありて、税所方に子そく打死、御方御内瀬戸口打死ス、

一此合戦ニ手負きす未調らん処に姫木、石原口ニ寄来ル、御方着候てかふと四十二不足、憑氏親前之合戦ニ深手負テ、此いくさにハ本田重親父子、御一家にハいかり山の金吾、伊集院長門守殿其比我もくと思ふ、

御内小田、北村、上井、篠原、小嶋、小嶋一類彼是以上かふと四十計也

一求摩、和泉、山北之衆、さい所寄合へハ敵ハ大勢なり、既に太刀討なる、先勢面テ切くつす、よて和泉、上村、求摩之手、とも田と云者始として討ル、愛いかり山金吾太刀にて手程御振舞、石を中ニして太刀にて岩のかたと切わり候ける、よて姫木、石原口ニ金吾石とて当代までもあり、其御名共ニくちせぬ也、

一其後御舎兄之上總介殿御名代にハ、いかり山金吾、元久よりハ新納將監殿、此御兩人ハ肥後、筑後之間不知候、しら河合戦に將軍方にて打死アリ、

一一家に北郷、桃山兄弟本領學語之して、南郷内都城を取、正和年中之比哉、其世之時者、真幸、北郷、野々目谷之城まで求摩より被持候、又三

ケ国御家人一揆スルヨテ相良方同意ニ成テ、肥後、八代、葦北勢マテ馳下ル、一揆之衆都合六十三人也、守護方ニハ加治木、肝付次男、財部方三人より外はなし、去ルヨリテ都城、本之原惣陣ニ取ル、大将ニハ大将ニハ新野殿ト申テ被下向ト云云、

一城内ニハ北郷讃岐守、桃山美濃守、其外宗との人々籠候、年之内より陳を取候之間、二氏久志布志ヨリ後巻して、先南郷之内ニハ西成寺之上、天ヶ峯ニあけ陳取、一揆之中より財部方、守護方ニ内儀有ヨリ、明ル正月之比より一家御内談合そろへ、御神水一へんに御合戦ニ定畢、御方にハ伊集院、伊作、鹿兒嶋、下大すみ、大始良ハかりなり、

一総州よりハ和泉四ヶ所、山北に隔られ候間、不力及サルニよて無合力モナシ歟、一揆にハ谷山より南方、市来、渋谷、菱刈、牛屎、求摩、真幸、伊東、土持、肝付、ねしめ、飯肥、備間ナリ、

一二月中旬之比より本陳天ヶ峯に打寄、財部に取合、日限三月一日に定、其時二氏久又三郎殿仰出ル、越、急々志布志之ことくに帰候へと被仰ル、御返事、縦余所候共、か様之時分ハそハにて可参候、此間御傍に候て既に御合戦定、於以後も口惜名をとり候する事如何候、一家御内面々心中にも難計子細候と御申候へハ、二氏久又夫ハつねの侍の嗜か、大将ハ一人になれ共、身をまたたくして本意を遂こそかんようとかきけ、其上御方より外に、男子不持候、たとへ有と云共、元久ニこそ国を知度候へ、夫ハとも計と仰られ候て、二氏久か悪みて候けるとて其後者御詞なし、暫ありて此御意候時は帰有へしと仰らル、よて御親子之御心中、上下奉察、よろいの袖をそぬらしける、取分本田重親ハ御もりの事にて、一入今をかきりとや思ハれけん、おいの氏親をちかつけて、必々重親ハ打死すへし、御ふんハ生で、又三郎殿の御用に立へし、いかさまに名将にて御さ有へし、重親この詞ことくニ打死、氏親ハ七ヶ所手負といへ共生る、

一同二月下旬廿八日、天ヶ峯をおろし、末吉のことくニ平はせに儼立ありて、三月一日ニ財部に取合、御方勢千ニたらず、八百計也、月一揆大将、新納殿一家同心なり、杉一揆、大将本田重親、御内一とうニ此手ニ

属、爰ニ小一揆とて二百計、二氏久御馬まはりなり、是ハ両手自然おくれむところのよと入と儀スル所也、

一去程御旗之役人、北原すゝ見出、今日の御しるしハいかにと申、重親とたへて、敵之後ニぬけ候へと下知ス、北原馬引よせて打棄て、御註さし上、今日之御合戦、御はたをまほり給へとて、先前ニ平ハせの渡懸わたさんス、

一讃岐守殿兼ての相図日なる、既に我故ニ二氏久一家御内不残、今日合戦にきハまる所也、万一被勝事ありかたし、於以後きかんよりハ、先城衆の役たりとて、甲七十計にて切出、大敵と云彼勢中にきり入といへ共、多勢なれハ切負て、讃州数ヶ所手負、舎弟弥次郎殿、七郎殿、兄弟かふとをならへ打死ス、平田新右衛門尉宗親並ニ工藤藏人ハ三月一日之事なれハ、庭なる桜の枝をり、腰にさして太刀打ス、切合さんして傍輩共むかし源太か花いくさをまねたる事、おかしきなと狂言わらふ、蔵人源太か心におとる侍あるへきかとて、友ハかみそと語、うちつれ候哉、中古までハ如此こそ、なしみハふかけハ合戦もそらいかう名もありしか、まなふへし、

一大将氏久ハくろ糸おとしの御よろいに、袖ニつまとりたるニ、同毛の甲にくいかた打たるに三尺あまりの御はかせはき、くろ栗毛の馬の尺ニはつむたるに御乗、主も達者、馬も一物なるに手細かいくり、御馬まハリ二百計、月一揆、杉一揆両手をさ右にならへ、御しるし先前さし懸させ、さハかり広きミの太原ひかへたる大勢之中に切入、太刀打ニナル、氏久是ニあり、敵にへたゝる、只せき候へとて面をくつせは、大勢を二にハりて切通、本の原のめんニ敵も御方もとにせきかゝり、夫雑馬引などすてに池にせき入、仍城よりも朝いくさにうす手負なとハ出合、後巻之衆ニとり合、やかて手負共城へ入もあり、前々太刀始之処にての手負ハ財部のことくにかくもあり、馬にのするもあり、腰之立ハ手を引つれてのく、敵も足をまたし、死かいたつぬる者もあり、さらに敵御方出家などまで入たる、次に大将氏久御前に敵之類共御しけんあり、宗との頭にハ他国相良之舎弟氏頼、伊東六郎左衛門尉、同池尻五郎、薩州一揆之大将渋谷ノてんきう類、さのミに郎等待共事ハ付ルニおよハす、

一同三日敵方引色に見えて、手負共は前々三候其外、野々目谷寄々にのけ、ミのおふ原ニ打出ルヲ見て、御方の人々勝に乘て合戦する、暮かけて切負、肥後兄弟其外御方討ル、敵ハ下財部ことくにちり、ニ退畢一石井前之一日ノ合戦深手、存命未不定、有ルかそハそひかいひやうする物ニ、今日の合戦ハ何とあるかとふニ、御きりまけ候て肥後との兄弟打死候と云、肥後石井と云て此時ハ生でいたり共、千年もあるべきかと、きす口とりやふり終死ス、是を今世までの物語也、

一、氏久の御馬を山田右京亮御預け候之處、此合戦に乗、三月一日かつせん手負候いへ共、三日も人数に太刀打仕、二三ヶ所手負候て馬をたつね候へハ、行不知成候、まけいくさにて候程に、かたきニとられて候までと心得候之處、明ル朝此馬を引來、申候様、夜部の合戦に御まけ候、更に夜中におよび、主を失候物共ハにけ候はとに、我等もともにたからへの様にいくさ庭に御馬をハすてにけ候はるかに、夜ふけ候て我らかゝる候ところ跡をちかへす來候、是をおもて立に引てまいり候申候、やかて御きんしゆニ付申候て、此馬御ひさうの事、于今度之合戦ニ乗候馬引にけ候て、はるか道の跡をたつね、夜中ニ財部まで走候、名馬とも是を申候哉とて則上申へき之通何ハれ候、一、氏久きこしめし候て、名馬とハ心をこそほめ候へとて、今度之高名と云、賀例目出候御意候て、御馬給ハられ候、すミたらひくろと申ハ是なり、奥州へい馬也、

一、此合戦ニ御方にハ北郷孫二郎殿、七郎殿御兄弟宗との人ニハ杉一揆、大將本田重親、肥後兄弟并ニ石井、大始良、志々目藤さう其外手々の若党待共打死手負かとの事ハしるにおよひかたし、御旗役人北原打死ス、母呂懸武者也、

一、渋谷典範ハ伊集院隅州之彈たるへき之由ハ未約束計なるに、使者以国一揆たるよて、坂より上庄内出陣仕候、同者御見参入候ハやと音信候、隅州是も氏久難儀ニおよハれ候へハ、我々もかの堺に趣候へハ、同者相互ニ頸にて御見参可申候哉と返事アリ、典範是を聞て耻入たる返事かなとて出陣して打死あれハ、其頸を隅州御覽して約束之御料人をひくに、なし申され候て、えんつう御あんと申是也、いまの世までもか様ニこそ承

伝へ候、

一、氏久之御代之内にも是程の大合戦ハなし、敵も御方も国々在々所に引返、暫年月経處、又四ヶ所より討起テ、嶋津上総介師久ニ取かくる、其比さつまこほり高江ミね城を取かまへ御持候之處お、しふや、清色重門大しやうとしてをしよせつむる、城衆もくきやうの衆なれハ、ふせきたゝかふニよて仕をんして退く處、しけかとほりにはまり岸に付而つめ上、かふとのほちを打ひしかれて堀そこにて討る、是ニよて山北大勢なれハ、入かゑ、せめのほる、城内も不残手負なりてつゐにせめ落畢、城衆ニ式部三郎太郎、守護代酒匂一類、同石塚ふるい、不笠、中条を始として宗との人々かけいなれハ、上下數十人うたる、去ニよていかり山物よハく見へ、山北兩院求摩四ヶ所同意していかり山之城取着、

一、氏久ハ其比坂より上ニ御座アリ、此不審お聞めして、急々御渡海有テ、先伊集院、伊作寄之勢以、薩摩山馳越、一陣をとり、諸勢待候之處、市來心かわりして山をきりふさく、よて通路きるゝ間、更方便ニおよハす候、其時より城よりもひそかに御音信アリ、此刻ニ成てハ一家滅亡及へし、城をも開、所領なども望たるへしと仰アル、この旨を市來ニ仰出ル、仍御返事に何ののそもなし、御殿人にめしくせられハ道をもあけ、御用にも立へしと申さるゝ、是を氏久きこしめし当座命おしきとて家にきすをつけむ事以後口へしとて仰切、爰ニ其時なれハ御一家、御内談合あり、女子ハ他人家をこそ上申によらず、ふさけ難儀なり、師久に誠をもあけさせ申ては家のきすたるへきとて一味同心ニそろい、(市來)

いちくニ領掌あり、申されたることく道を取あげ、通路輒なれハ跡勢いしうゐんに引へたるか、不時移、山馳越、陳ニ付、市來方も御用立ニよて、明日敵陣切くつし、渋谷之緩急参へしと定候之處、其夜引退、則城にも御取合、御大慶不申及候、市來方殿人之しるしニ氏久御孫子三人アリ、いちく、肥州はう少輔なとハ皆玄久御子そんなり、

一、爰先忠と云、さのミニ渋谷ニ同意して、守護背ニよて立久之御代ニ市來失られ畢、

一、氏久御代ニ四ヶ所之守護領共一々あふ領して剩九州探題へ奉公ス、緩

急之至候処、上渋谷、磯田、氏久に心よするよて彼堺ニ馳越勢仕アリ、而院同意よて御難儀ニなり、既ニ御陳をひらき御退候処ニ、大野臥をか、退候候之処、御そは候式部彦七、本田弥七ふもとまり打死ス、さ様之まきれに山を引抜此方へ御越候、あまりニふかくおくり申ニよて、帰合戦候て、渋谷大村方打取、夫いくさ止にけり、氏久山引合戦とハ此事也、

一三ヶ国乱ル、いへとも、御兄弟両国路連々合戦及、さ候へハ上代よりしと奥三ヶ国ハ天下之政道、法徒ヲモ不弁サルニよて

一頼朝ノ御孝書にも三ヶ国之地頭御家人ハ忠久か下人タルヘシ、此内鯨嶋ヲハ除ラルヘシ、如此之謂ハ伯父鎮西八郎為朝、九州之將軍ヲ智ニ取以左様之式台ニヨテ也、阿多平四郎忠景此仁也、

一師久訴陳申状

豊後合戦并薩州同乱事、度々注進言上仕候之処ニ、依路次往難儀、不令参着候之条、恐敷不少候、

一抑為豊州御合力、去々年九月廿六日、懸于肥後路令免向候之処、於中途、当国凶徒和泉下司諸太郎兵衛尉政保、同一族牛屎近將監高元、同族隅州馬越藤四郎行家、同一族肥州華北七浦賊徒等依差塞通路候、対彼輩致合戦候之処、及親類若党并渋谷一族數十人討死手負候云云、其間子細管領御方言上仕候之処、定御注進候哉、雖然重而可令免向候之処、地頭

(人説)

御家等更々催促凶徒已余于過半峰起之間、難關候上、対政保并一族等

之城、彼合戦以後、自去々年、于今在陳、防戦間、御合力之事、不遂其節候之条、且者一定御高察候哉、且者分國難儀之段、管領之御使、長刑部少輔見知候畢、次舍弟氏久於隅州、自去々年迄于今向合敵陳、致合戦候、巨細之設定注進仕候哉、次豊州合戦事、大内介弘世就渡海、菊池肥後守武元退散之間、御方大慶此堺候之処、無幾程弘世依歸國、鎮西弥及

(光)

難儀ニ、管領已周防国府御開之間、則進飛脚候畢、隨而御上洛之由預御

返事候、驚存候、急速九州対治被経御沙汰、被差下討手候者所仰候、次雖無勢候、兄弟相共踏而回、連日致合戦候之条、被下篇直御使、預御檢知候者可然、次分國軍勢等可応師久催促戸被成下御教書、可廻凶徒対黨

策候、以此旨可有披露候、恐惶謹言

貞治二年五月二日 左衛門尉師久

一師久判官殿御申状、是ニ書置候畢、

一探題ヨリ度々おいて被仰下候之趣、九州三人之警固タルニ付、無言不可然、早々在津候者、諸事談合可被仰旨御注進數ケ度及、探題職ニ下向有ルニ延引之条、可為仁儀緩急候とて、氏久御上ニ定畢、遠國ナレハ御勢ハサ程めしつれなく候、宗との御内人計候、

一六ヶ国御上探題ニ御対面有テ、其後今河殿御悦喜殊ニ御威望成候之様とそ見得候、爰に小式方ニモ御催足共有ニよて、探題対面アリ、次冬資討レムタクミ更ニ大儀子細ナレハ、人任ニおよハす候、陣屋ヲケツコウニ作、

高へいぬり、城戸立奔足ト見得ケルニ小式方ヲシヤウシ入、いつもの絵尺

(公頼)

アリ、三こんも過て、其後數盜ニナレハ、シヤク取山内ヲシ懸組、本ヨリ儀シタル事ナレハ、今河金吾サシヨリテ指シコロサル、是程ノタクミナレハ、城戸ヨリ外ニモ番衆堅候ヘハ小式方供者不申ヨハス、一人モ腹切モノナシ、諸陳ヨリ探題之御座所ニ参スル人モアリ、未聞分サル方違参ル、

一聽而鳴津殿使者以今河殿ヨリ仰ラル、御意趣ニハ鎮西探題職ヲ給、下向候ヘ共、彼方サ、エニヨリテ、動モスレハ宮方物云トナル、毎度及此時ハ九州靜謐難違覚候ヨリ、如此之沙汰仕候、御心中モ如何候、参合以面可申聞候ト被仰道ル、

(覺世)

一鳴津殿、御内之人々差ヨリ、思々ノ意見アリ、今河殿御参之事不可然、

(覺世)

ニノマキ學語之前候、御思安可入次第候哉、各々申サル、氏久参スハ当座之ヲツトナルヘシ、何程事アルヘキトテ、則御参候之処ニ、物具ナ

(覺世)

トハ驚ニ似トテ、各々取太刀計ナリ、爰本田氏親ハ何モノ恒例トテ御ハ

カセ持御前立、何レモノ前後立無事トハ見得ス、見ル人ハ舌ヲフリケル哉、陳ノ城戸ナレハ、竹カウシナリ、堅ケ井コス、氏親前立入ル、伊地知民部ツ、イル、門堅御ラウセキノコトクハトカム其時折節ニヨル事候、鳴津殿立、レ候テ後ハ心計タルヘシ、其間ハ此方次題トテ、氏

久入申、ソウ者ト同氏親前ニ立、跡ノ傍輩コミ入御セイアレハ、城戸キハ留シコフス、陳屋ノ口ニハ唐ムシロラ懸ラレテ候、ハツレヨリ見レハ、

(同候)

今河殿御兄弟其外宗トノ人々シカトシコフアリ、嶋津殿御座敷ニ御ナリ、御式タイ、御エシヤク有リ、御酒一二コン過テ、今河殿前ヨリノ御意趣、一々ニ仰開ル、氏久承候トマテニテ懸而サシキヲ御立候ヘ共、無事ニハ見得ス、何トヤ覽、外日ニハ立候けるト承伝ヘ候也、

一宿ニ御帰候テ俄ニ小式方親類所御音信対面有ヘキ旨儀スル処ニ、御内之意見申サル、是ニテ事ヲ御被ハン事不可然、只急ニ国ヘ御下可然之由、各々申ル、尤トテ小式、菊池ニ同意、内儀下向ニ定ル候之処、無篇ニテハ如何候、以後ニ於テモ不可然トテ探題ヘ訴状、以今度在津之段、度々蒙仰、ヨテ早々馳上可致忠節存候之処、小式方如此之御沙汰ニ罷成候之時者、九州三人何以失面目次第候、其上氏久御意ニマカセ、彼方ニ催促申通候事、其隱ナシ、此時ハ当座耻辱無通カタキ所候之間、薩州ヘ罷下候ト、今河殿仰捨、御下向候ヘバ、宮方之峰起アルヘキ物云共懸而アリ、又人ノ上ナラスト云人口モアリ、仍九州破ントス、探題薙角御方便廻サレ、暫年月送ト云共、終御叶候ハテ御上洛候ヘ共、御所之御意モ惡候而分国還江ヘ御下之由承伝ヘ候事、

一氏久其後管領方マテ御意趣悉御申上候、ヨリテ還テ上聞ニ御叶、当代及モ大慶ノ候、氏久御幼少ノ時ハ親ノ御名代トシテ御上名譽御合戦、数所之御手負、御難儀候処、伊地知嶋津氏久ト名乗打死スル、仍御助候、御年タケ、今度之在津ニハ御器用ニテ当座ノ難ヲモ御通候哉、御内旁々御志フルマイ、小式方ニハ似ス、六ヶ国物語ナリ候けるト承伝候、於今モ暗、油断有マシキ事候、

一是ハ前々事也、有時氏久御指に探題御酒ヲ御持せ入御候ケルニ、大筒之口手ニアマリ、更々ヌケカネ候、御前ノ事候、今河殿御内ヨリモ指寄々又カムト候ケレ共、了簡不及、半ハ不興候之処、氏久誰かノカト御意

(旨途)

候ヘ共、斟酌多分候、爰ニ御内、牧ノ次郎三郎参上、一人ニテ置サヌ筒ナレハ、幾ハ寄、スワウノ袖ヲ筒ノ口ニヲ、サテ、ワキニカキコミ一シメシハラクアレハ、ふツトヌケ、酒ノキキヨイ空ニアカリ、御サ敷ニ

チリコホレケレハ、上下幾ヲセメタルニヨリテ、一度ニアト声立、中々キヨク成テ、遁世者ナトハ時ノ法美不申及、嶋津殿ノ御内旁々御前ニテ御盃給候、か様之事マテモ御家之規模アラス哉、牧二郎三郎、同又次郎何モ当家御年比人ナリ、

(比人ナリ)

一是モ氏久之内、谷山之郡之内、山田本領タルニ仍入部之段、山田右京亮親類ニ式部常陸守、舍弟左馬助ニ談合ス、可然時分トテ、則其用意スル処ニ、常陸何トカ思安アリケン、今ハ不可然トシキリニ意見アリテ、山田右京亮、左馬助モ大始良コトクニ帰ル、如此計親類事ナレハ、山田ヲモ仕乗打落共可成ル以後コソ、此コトハリヲモ推量申候、爰母呂ノ弟子伊地知新三衛門尉、キ、ノムレ衛門四郎、兩人相語、無勢ニテ山田マキタノ村上古格ニ乗、夜ヲ以谷山方フケン物之事ナリ、不時移押寄、鹿兒嶋えノ通路ヲ切、シキリニ入カヘノ攻ノホル、米垣ノ一重モナシ、防戦ト云共、終常陸守打死ス、舍弟弥三郎同打死ス、并ニ伊地知新三衛門尉、井、ノムレ衛門四郎彼是上下三四十人討ル、谷山方ニモ可然者共討ル、良アリテ鹿兒嶋ニ聞得ケレ共、不申及、氏久聞合テ、儀ニソムクニヨテ也、字須久コソ本領ナレ、打越テ山田ニ競望成ス所、自今以後道ニアタリテ不可然ト氏久之御意候事、人之上マテ御通敷、上意系、今世マテモ承伝候事ヲ書註置所ナリ、

一氏久法名玄久至徳二年五月二日於伊集院御遷化、御歳六十三、其時マテモ山田右京亮御傍ニアリ、弓馬道御弟子云々、

一氏久之御代

一大追物之馬場始マル、於志布志之大馬場・氏久御誘候、鹿兒嶋、前栖、市来、大湊、宮内、大津、川俣、六郎房、飢肥、油之浜、一狩場、薩州額姓之郡之内、嶺之腰、ケルコ、牧之内、鹿兒嶋、吉野々、大セタヲニテ・氏久完アソハシ候、物合平地之所ヨリモ、猶面白、時代之人タモ不思儀ニコソ中合レ候ケル之由承伝ヘ候、余之御執事候ケルニヤ、元久、久豊上野守殿達者トハ乍申、其後ハ何モ彼之在所馬ヲ乗ル候方候ハす、市来、大峯、坂ヨリ上ニテハ大野々馬賦ヒカヘ様ナリシ、

ヒカへ所何モ氏久仰置候、庄内ニテハ佐野、高原、山門、瀬崎馬追次ニモ候ケル由承伝へ候、

一、貞久之御代ニハ求仁郷之内、荒佐御狩之時者鑄モ大ニカラモウスヘウ以ハキ、羽モヲサスシテ完ニ浅立候スル事ヲ興ニ御好候ケル哉、以後ハ御老躰ニ御成、チリトリニ召レ、鞭ヲハ御持候而、完走ヲ御覧候而ハ御奥之ナカヘヲ御打、コシヲ走レト御下知候ケル由、中古之被申候、

文明十二年三月 日

聖栄 八十五

(卷三)

陸奥守

修理亮

次郎三郎

一、久豊之御代始之事

慈翁御隠候へハ、伊集院初大殿ニ御約束有ルトテ伊集院ヨリ、親類内者老若、初大殿連、鹿兒嶋打入学語アリ、爰元久御上洛之御留守に四ヶ所野心存、緩急及ニ依テ、清色ホコノ尾ト申所ニ一陳召候、其内ニ御心地急々ニ御大綱ニ成、応永十八年八月六日ニ御他界候了、山東ニ此左右間得候へハ、修理亮殿夜以鹿兒嶋ニ御着候、此方にハ本田父子、伊地知一類、地下ニハ佐多伯耆守殿、舍弟讃岐、同若狹、同美濃、桃山伊賀方ナント本ヨリ匠作之御内ニ被居候、寄々思々見得テ既ニ深ク可存候哉、御寺之御支度御用意出キケレハ、慈翁之位牌ヲ久豊サレヨリテ長老様ニモ礼ナトモ無、御持候程ニ藁角之篇ニ不及、去依テ伊集院方モ余所コトクニナリ、惣別不興之至候、サス直ニ破方モナシ、当座事納、憚過候へハ其所ヨリ皆々在所ニ被帰候畢、

一、薩摩ハ本四ヶ所破ケルニ紛ニ、総州方山籠之御方々判官殿、山城殿、北殿、野頸殿、親類宗トノ人々、薩摩郡ニ取入、判官殿ハ山門入部候、隈城ニハ山城殿居住候而、永利、イカリ山、荒河、羽嶋、薩摩郡之内ハ不残所無、総州方之手属ス、爰久世者、南方ニ馳越、川野辺城ハ伊集院殿被持候談合アリテ入部候而、次ニ顯娃、知寛、山田、別府、阿多田布施、伊作、伊集院、市来、薩摩四ヶ所山北及ツ、ク、

一、久豊之御方ニハ谷山、鹿兒嶋之事ハ御座所ナレハ不申及、指宿近所之国方ニハ吉田、蒲生、税所、御内ニハ本田、溝辺、田万理、敷禰、廻、和田、高木、一家ニハ北郷、桃山、末吉、恒吉、一成、山田方、平坊、宮里方、百引、高岳、鹿屋、大始良、下大隅、財部如此、国分ニ成破畢一寄郡破鹿屋周防介、城ニ一陳ヲ取、末荒城ナレハ既ニ難儀ニ及ニ依テ、御屋形未始之御事候へ共、帖佐、加治木ハ敵タル間、不申及、鹿兒嶋ヨ

リ御渡海アリテ、吉田、蒲生、本田、税所、敷福、廻方召連、一成コトクニ馳御越候、前ヨリモ為後卷ト、御屋形御渡海スル事ヲ不承、余ニ鹿屋大綱ニ被及候之間、此境之面々恒古方、宮里殿、百引旁々、高岳、西村殿申談、上立小野掇取、串羅ニツ、ク、寄々事候程、既ニヨシ寄せ破畢、所々手負、親類ニ山田孫四郎討ル、手負共ハ前ニ返し候処ニ、公方一成城ニ御着候時分ニテ候程、此時儀聞合テウス手負候物ハ御前ニ召よせ御尋候、山田殿ハ鹿屋之様ヲモ為承候、高隈ニ為居候ト申上候、夜以此さ右申遣候之処、次早朝被參候、御對面候而御悦喜候、近所之面々何モ被懸御目ニ御感不申及候、上立小野火手、鹿屋殿陳ニ兄ヘ、ステニ境目ヨリ、公方大勢ニテ百引、高隈之コトクニ打御懸ト告ルニ依テ、敵陳俄ニ退候之処ニ、大始良之衆二百計、城内之衆出送候、肝付之手、又聞ニセキ入、藥丸式部、其外宗トノ者共、中にもヤト云男、通世者代ニ知レタル名仁爰ニテ討ル、其類共可被追候ヘ共、路次難儀ニ依テ注進計也、坂ヨリ上ニテ一成始而ノ御古事トテ御所ヨリ元久御給候桐作ノ御ハカセ、直ニ山田入道ニ下ル、同名字之地トテ五ヶ別府五町五反、少分候ヘ共給候畢、

一夫ヨリシテ高隈、鹿屋、大始良、下大隅之コトク御打廻、鹿兒嶋ヘ御渡海アリ、暫鹿兒嶋ニテ御談合有リ、給黎之事ハヌカリタル在所ナリ、指宿御方ト云、又者伊集院遠路、知覽山越ナリ、旁々サシヲキアリカタシトテ吉田、蒲生、税所方御一家仰合、勢催一陳召候、給黎之城、伊集院ヨリハ野田、時吉、中村但馬ナント究竟之人々籠ラレ候、小陳マデモ所々取合ノカキハ二重、三重ユイマハシ攻ラル処ニ、伊集院南方談合アリ、知覽山越シ後卷ス、陳ヲ取ト云共、城ニ取合事ハ無シ、幸ニ霜台爰ヌカリ候ヘハ、案否之合戦有ヘシトテ、未敵陣カマエ不足ナルトコロニ合戦可然トテ、御方ニ手ニ分、屋形惣陳ヨリは霜台ノ陳懸ル、仍作其外、南方ノ陳ニハ本田方之手向合、合戦アリテ、本田切勝、伊作上原ナト先トシテ打取、御方ニモ本田五郎二郎大スミナント討ル、御方惣陳之衆ハ切負、親類ニ指宿之城ハシラ、細田方打死ス、國ニハ税所助三郎、吉田之手ニ中納兄弟カチャナント討ル候了、

一面ノ合戦ハカタレ共、山越ノミナラス寄合勢ナレハ、以後ハ難儀タルヘシトテ城衆ヲ捨、夜以引退候ヘハ城モヨハリ、道之口ヲ申サル、当座之合戦ニマケヌレハ腹ヲ切セ候ハテハ如何アルヘキト御遣コン深ク候ヘ共、未國モ調ス候、先城ヲ開サセラレ、指宿ニ御取ツ、キモ可然候、以後之御本意モ遂ヘク候、一家老名申サル、依テ城請取候畢、

一和泉殿本領トテ下永吉二十町給ラル、上永吉廿八大寺方、長野京亮方、其外城衆中ニ給ラル、

一和泉殿、祖師ニ給黎方サシ直ル、爰就折節、内々ハ川野辺久世ニ御談合有事ハ伊集院方國之望成ル、上總介殿、奥陸守殿前々約束之コトク、

南方薩摩郡山門ヘハ御計、鹿兒嶋ヨリ大隅坂ヨリ上ヲハ元久御計、其コトクニ申談候而、霜台ニ矢一射度之由被仰ル、尤可然領常アルニヨテ、屋形之御手ニ属スル旁々ニ相催シ、瀧江、川田向ヨリ伊集院平等寺ニ陳取、前々相圖違、南方伊作、河野辺ヨリ日置、南郷ヨリ、ニ勢ヲモ不仕、陳ヲ取ルマデモ無、伊集院城ヨリ者一方向ニ平等寺之陳ニ懸、既ニ千騎頭之勢タリ、陳モサヘ候者、直ニ難儀事延マシキ談合アリテ、陳御退候之処、吉田、肝付者多年ノ好見ナレハトテ、シツハラヘナル、退候ヘハ、敵大勢ナレハ陳内ヨリ矢ヲ射違、少モ隔事モ無之、未太刀ハナシ、急々ナレハ吉田方馬ヲナラシ、詞ヲ懸、肝付モ同前ニ相シライテ引抜、候之処ニ、余ニ責懸ル、ヨリテ吉田手、カチヤ、大藏返合太刀ス、伊集院、古利方手負、両方相退ニナル、夫ヨリシテ伊集院之勢モ夜ニナレハ不送候之処、御方ナレハ油斷アリ、郡山之地下人共心違シテ切所ヲ取切、後勢之夫難共持タル者兵具乘馬ナント追落取ル、夫ヨリ川田、比志嶋寄々境目ニ掇取、番衆ナント入所多々アリ、

一山西如此更ニ無憚在々所々被取乱候、依テ山東之學語無沙汰ニナル、伊東ヨリスキ、ヲウカ、并候、曾井方ハ久豊ノ御用立被居候之処ニ、川北ヨリ一陳ヲトリ、大綱ニ及、北郷殿、桃山殿寄々御内勢三俣両人之衆、ムカサ、高城、白糸、細江、加江田衆ヲ以、曾井之後卷ス、未陳幕ヲ走カキナントモ結サル処、思懸サル処ヨリ切入、太刀打ニ成ルト

云共、手モ切負、北郷殿、柵山殿自身手ヲクタクト云共、両手内者究竟人ニ討ル、高木左馬助打死ス、手ノ者數十人討ル、和田ハ親類手者共打死ス、中ニモ佐多兵部大夫殿召連ラレ候程之内者皆討レ、我數ヶ所手負、太刀所ニ打伏ラレ、頸ヲ取ニ高城衆入替ニヨリテ、捨て退、御方見付て取引、不忠儀存命、助候へ共、其身カタワ人ニ成ヌ、曾井、ケン^テトウ合戦是也、

一此事鹿兒嶋ニ聞得候へハ、屋形夜以、三侯之馳越アリテ余之事ニ高木左馬助方次男を養子有テ、次郎三郎ト名ヲ御付候而御文ヲ給候上ニ鹿兒嶋之内、永吉十二町預、今ニ永吉ト繁昌ス、

一か様ニ成行候依テ、伊東方ムカサ、高城ニ御前ノ御座候モ不憚、忍ヲ付、既ニ西城ニ切乘候之処、末弘甲斐守、佐多若狭守、同讃岐、同美濃守、御内ニハ佐藤、松本、瀬口、ヨロクチ、惟原、此旁々手ノ程尽、私落ト云共、様々城計ハ持コタエ候へ共、終字語ニ難及、御代ニ成候者可頼候ト、北郷、柵山御兩人モ仰候へハ、御前、御曹子二人、末吉之コトク御移候、夫ヨリシテ川北、河南一向、伊東和州之計タリ、余ニタメシナキ事共ヨリケル哉、物詣之時、播磨海道ニテ水ニヨモレ死去候ケル之由聞伝へ候也、

一今ノ祐義ノ代ト成、山東一向ニシタカへ、爰土持冠者好封トテ土ヨリ生レタリシ人ナリ、日向国開ホツ之人ト承候也、土持三人、アケタ、岡富、財部是ナリ、彼仁ナントモ失、川北、河南之一家ヲモ失、或ハ遠郡ニ責寄、住所之者、内者サシヲキ賢候事、果報程コソ不忠儀也、一系頼朝御代ニ曾我十郎、同五郎御所ニ乱入、上藤祐経討レ畢、私之宿所^{ナルヘキニ}ヲカエ屋形カへ御座所ニテ如此ノ狼藉致スル条、祐経カ緩急之ヒカ事ニ非哉、既ニ頼朝モヨキ綴ノ腹巻ヲメシ、白エノ長刀ヲ脇夾、御出有ル処ニ、御傍ニ一法師丸、御長刀之エニスカリ、日本之御將軍ニテハ幾度モ居ナカラ御成敗可目出候申上、其上夜中頻スカリヨテ其内ニ御所中ニテ五召取候、明ル御沙汰ニモ若輩ノ者、真妙ニ意得候トテ豊後給、大友之一法師トテ斎院司官親能か子ナリ、此仁事ハ頼朝去ル謂有、心中候ケル哉、一明候へハ五郎御前ニ引居、直ニ庭中申上七ヶ条問狀一言モアヤマル所無

申上候了、爰上藤大房丸親之敵トテ御前ニテ五郎か面ヲ散々ニ打、尤去謂モ有ト云共、直ニ上意之下所ナリ、其上打擲之輩ナリ、祐経か屋形^{カヘト}咎、大房かチャウチャクニケ条、依テ日向國ムラカタノ庄三百町ヲ堪食米ニ給、流候畢、曾我物語見へ候ナリ、

一忠國、用久御兩人ハ既ニ伊東腹之御子孫也、ムカサ、高城ニテ御誕生所也、

(裏)

氏神青野大明神ト云々、

一元久御誕生所、大福覆院、大始良村内城、氏神、岩殿、八幡、御袋、伊集院大隅守忠女、

一久豊ハ鹿兒嶋脇ニテ御生候、依テ取分諺方大明神御信心有リ、御袋ハ佐多之山城守殿忠女也、

一氏久ハ京腹ト計承候、御袋ハ不存知候、依テ書註不申候、氏神ハ正八幡宮御信心アリ、取分候、去ル依テ大隅、日向御打開之事ハ氏久ヨリ始

ル、殊ニ都城後巻合戦ハ一家御内無ニ御神水之綺願^キニ、深川院、岩河東方十五丁年貢、正宮御供ニ備ラル事ハ当代殊ニ御奔走有候歟、

一久豊延々ト界目ニ指向、無油断御心中候トテ御慰ニ吉田、蒲生ニ御越候、さ様之スキヲ伺候ケル哉、北原方内者城戸ヲモタセ人カ伊集院勢ヲ

城に引入、依テ北原舍弟弥次郎、同太郎三郎御重所、小十文字御太刀ノ

御番ニ居而兩人打死ス、御親類ニハ佐多三郎九郎、同天辰打死ス、並ニ

式部次郎、伊地知新三衛門尉打死ス、此中ニ於テモ御年比仁、遠矢無足

ヒラフニ依テ、兵具ヲ不持ニヨテ竹竿ノアリケルヲ持テ寄クル敵ヲ払ヘ

ハ、夜中ナレハ事外太刀ナント様ニ見得テ、楚忽ニ寄不付候之処、城

内之火手ニ竹竿ト見ナシ、切テ懸ハ手本マテサ、ラノホノコトク打ヒシ

キテ討ル、是ノ嗜之至、一子ヲモ持サレハ跡ニノコル名モナシ、一入痛

敷トコソ時之人々被申候しが、

一此き右吉田ニ聞得候へハ、久豊運ノ程モ見得候、是ニテコソ身上モ相計

ヘク候へ共、麓ニ居而候親類内者行末モ見度候、其上ハ通路も敵ニテソ

候ス覽、同者敵ノ中ヲキテ、打死モ腹ヲモ切ヘク候トテ御出候処ニ、吉

入御候、於今ハ当所蒲生衆ナントモ御取合、無勢候共召連、鹿兒嶋境
目様ニモ御打出コソ可然存候、兩人同意申サレ候へ共、御志ハ千万難有
存ナカラ、是ニテ待事共不可然トテ、馳出候之間、兩人モ同御供申サ
ル、御屋形ニモ御物具召セ、我モ具足シテ跡ノ菟角成敗ニモ不及、或ハ
馬ニ乗モアリ、歩走人モアリ、鹿兒嶋近クナレ共通路ニ敵も無シ、松尾
坂之コトク打ノソケ共、無差事、馳下候而御覽候へハ、麓之衆、東福寺
ノ古城、野中、ヤフニ取上テ、俄ノ事ナレハ垣ナント結隙モナシ、御一
家ニ佐多伯耆守殿、川上殿一類、大寺美作、長野、北原、其外侍殿原、
地下、町ノ者マテ一所ニ取上ケレハ、憑敷コソ見得候処ニ、公方御出見
付申、各々我前ニト參合、懸御目悦之キキヨイ不申及、

一諏方御參拜御申候て、直ニ清水之コトク御打廻、アヘノ木前川隔惣城、
口野臥遣共、城衆大勢ナレ共、燒跡アナタ此方ニ行渡、フモト落合戰候
スル鉢ナシ、寺ノ廻ニハ出入アリケルヤ、

一先城ニハ手付モナクシテ、霜台サ、エラル、小、尾、ハ羅ヲノ様ニ勢ヲ可
被遣之由、屋形仰有、爰向之嶋、下大スミ寄々ノ船共、嶋之渡海、鹿兒
嶋之前スニコキ付ル勢更ニスキモ無シ、谷山之城衆、野臥ハ直ニ小野ノ
コトク馳ツ、ク、折節前之入衆ヲ拔替、伊集院殿原羅ノ拵之コトクニ戰候

之處、地下野臥ヒタト付、伊敷四郎か坂ヨリ矢射違、小野之在家ニ入人
モアリ、其時ニナレハ誰か下知共ナク乱合、太刀打ニ成、中ニモ伊集院
殿親類口置肥前守舍弟孫太郎、町田土佐守、太田三郎四郎ハ奈良ニ寄

合、打物ヲステ組、奈良方ハ下ニ成テ討レントスル処ニ、兄ノ四郎さ衛
門差寄テ、大田三郎四郎方討ニ、第八郎次郎方ハ刀計ニテ大勢中ニ飛入
ハ中ヲ開テ通ス、ヨクレ馳ニマス山入道馳來ル処ヲ走ヨリ馬より下ニ引

落サ、シスル処ヲ御方之中ナレハ、ソコニテ八郎二郎方ハ討ル、彼ノ旁
々手之人々殿原中簡至マテ數十人書注スニ不及、

一其時ナレハ霜台之陣ヲ二重三重ニ取巻候之間、白雲ヨリ又了簡モ無之、
其鉢急々及処ニ、吉田、蒲生方余ニ見ル所モ數十人打死サセ、殘所城
籠、サ計勢モ打散サレテ霜台ノソハニハ手負其外出家ナト計ナリ、彼之

兩人屋形ニ弓矢習有事候、不儀之所ハ難申而、我ラマテモ緩急之至候へ
共、命計之事ハ御免モ蒙度候と申サル、屋形ヨリ御返事ニハ兩人ヨリ承

候スル子細ヲハ少ニテモ候へ心ソラク有マシク候ナカラ、此条ヲキ候
而ハ多年ノ本望時ニ可遂候哉、住城仕取ラレ、親類内者失上ハ仰切ラ
ル、其内ニ霜台ヘモシハラクトモ被通ケル哉、取巻勢モ自害ヲ待チ居ル
ト云共、兩人屋形ニ伺候ヨテ、其左右待所ニ重而縦伊集院一陣召合戰ニ
及共、彼方親類内者是程打取ル、アリ難シ、運尽ラレタル所、タチマチ
ニ見得候へ、今度者私涯分致奉公ト存候之處、当座之迷惑マカセ候、自
今以後伊集院方ニ申談スル事、努々不有其儀ト兩人申サル、其間暫可被
待候ト霜台ヘ注進アリ、

一屋形ヨリ御返事如此之御意趣承分候、今度之耻辱兩人ヨリ洗給候上ハ、
於以後モ憑、本意ヲ遂ヘシ、彼方城所領去せ度候へ共、此刻ヲキハ兩人
之御志トテ御領掌、ヨリテ城ニ籠人ヲモ吉田、蒲生之手ヨリ請取送ル、
一爰野田道為トテ伊集院殿久シクサハクリ、今ハ老若ナル、既打立ル、所
ニ、縦鹿兒嶋之城難被取候、以後ハ御大綱有ヘシ、願ハ思食留候へかし

と申サル、子共親類始トシテ御門出ニ不思儀老モトテ口々ニセツカン
有、其時ニヲキテハ霜台モ不被用候而如此成候へハ、野田道為意見ヲ存
生之間、止不申候ケル由承伝ヘ候、其後ハか様之儀者モナク候哉、伊集
院殿子孫大綱ヲ被請、右鉢之モノ可然事ハ今世ニモ用候、惡事ハ今モ殊

ニ嫌候、如何ニモ思慮ヲ可意得候歎候、

一其以後ハ伊集院南方モ隔候計ニテ無差事候之間、何マテモか様候而上下
ニ至マテ辛勞ノミ有ヘキト云儀出キ候而先伊作、川野辺寄々談合アリテ
兩方以使者見參候、伊作勝久ハ屋形ニ対面候、總州、久世ハ歳末鹿兒嶋

ニ越有候処ニ種々奔走候て可被歸候時に、及年来之憤ナレハ、其旨ヲ被
仰出ル趣ハ、河野辺城ヲ給候ハ御命をハ助可申候、夫承引無候は、腹ヲ
切せ可申候トテ馳而御宿手堂坊を取巻ル、久世ヨリソ御返事ハ城ヲ開

申而モ腹ヲ切ルヘシ、此時至テハ速ニ身上ヲ可計候ト、ス、敷仰ラル
、其時分者、福昌寺住持ハ太傳御長老御座候、久世ニ御教訓ニハ城開
儀ナル事ハ世ニ有タメシ候、類ニ仰ラル、依テサ候ハはトテ、河野辺

さ右ヲ木田伊賀守に仰ラル、御意背カタク候へ共、我等ニヲキテハ一事

モ御傍をハナレ申マシク候トテ申切ルニヨテ、小タワラ彈正、柳田大膳、河野辺越テ奈良殿ニ披露ス、二三御年ナレハ不申及候、時之老名ニ天辰ケン徳庵、其子ニ阿房介、久世之内ニ有ル程之人ハ押寄意見アリ、知覽ヨリ長門守殿馳越テモ同意見アリ、若子御座候ヘハ取立申ヘク候、夫之事ハ御思安御法題候、御住所ヲ開候ハん事ハ家之キスニ不非哉ト申切ラル、不及力小タ原彈正ハ鹿兒嶋に歸ル、柳田ハ其マ、留ル、今ノ世マテの物語ナリス、

一此き右聞得ケレハ、久世サテコソ前ヨリ申候コトクニ一反に腹ヲ仕ヘキ由ハ申候ツレトテ、正月十三日腹召シ候、御供ノ旁々親類にハ侍中太郎、御内ニハ本田伊賀守、小田原彈正、天辰助次郎、黒田、伊駒、金田、其外殿原以上十一人、

一爰二年比之御中簡、其時御盃給、同打死仕候畢、如此之御沙汰ハ不慮兆前々契東御悔篇アリシ故トコソ聞ヘ伝ヘ候也、

一久豊惣領ヲ加様ニ計申上ハトテ御落髮アリ、法名ト申、夫ヨリ南方本ヨリモ通路切候了、

一如此之大扁之御計共ニ依リケルヤ、菟角之御評定モナシ、薩摩郡山田永利城、総州、山城殿御座候處、洪谷峰起シテ一陳取、既ニ合戦有テ無手切負、清色手数十人討ル、此時當テ屋形之御力ヲ憑申由注進アリ、時之老名ニ御談合候、前ヨリモ守護方ニ案内経候而一陳ヲモ被取候者、可有御合力候歟、年来守護ト云、如此ニ法背、緩急此事候哉、

當座合戦負被申候事、却御承引アリ難トテ事延候、依テ清色、霜台重而於以後モ無二心可御用立ト堅申サル、此時モ山城方之一類退治之事モ、此面々用ニ立候而コソ可戰候、総州方ニヲキテハ米マテモ占敵、當敵ト可被存事、尤其理モ有哉トテ御出陣ニ定ヌ、

一猶ヲモ老名敷旁々ハハ氏久、元久二代ハ彼之面々ノ申ル、ニ付、山越候て御難儀請ラレ候シカナント、申サレケル哉、是ハ内々忙事候、雖而御出陣アリテ差寄御取巻候ヘ共、究竟ノ衆籠ラレ候ヘハ、日數送候處ニ、相良、真幸両手馳越、更ニスキナク陳ヲ取、夜モ無ク小疎取、責戦処ニ、御内松本此時討ル、南方ヨリモ犬太郎殿渡海後卷アリ、一勢城ニ

指向、屋形後卷、敵ニ向合ル、城ニ取合ント思ヘ候ヘ共、更々叶ハレハキ様ナシ、日々ニ野臥合戦ハナレ共、太刀スル程ハ敵モ大勢ニハ懸エスハ終、後ヨリ儀ニナシテ城之事開ラレテ請取、後日屋形城ニ御座候て、清色、霜台ニ御渡候、適々勢モ寄リ候ヘハ、隈城ニ勢遣アリ度候ヘ共、長々辛勞、重而モ面々可申トテ陳開、鹿兒嶋之コトク御歸候、去ル依テ清色、霜台ハ一後ハ忠國マテカハリ不被中候哉、

一弥々国モ思食候コトク成行候ヘハ、山東之事、菟角御方便廻、有時鉄肥方ニ御評定候て、先又三郎殿油ノ津之コトク御発向候て、諸軍勢之寄様モ見得、山東仕事ハ其内御思安モ可入候哉ト老名モ被仰候定候て、貴久油ニ御越候、其時ハ加江田ハ土持方ニ被遣候、依テ清水ト申親類サシ置候、七ノヘタメモ連候ヘハ、御勢も輒可越候、未諸軍勢モ不寄、延々御座有事モ如何ニ有ヘシトテ、又三郎殿、鹿兒嶋ヘ御歸候、河野辺之事モ隱密ナレハ、更ニ人不知、谷山、かこ嶋、下大隅ノ衆計ニテ酒匂紀伊介、松尾之城ニ勢引入、さ候ヘハ内城、野頸堅持コタヘ候、依テ長州上ノコハヨリ不移時馳來、城ノカマエ近所さ右被通候ヘハ、別府、山田、阿多、田布施、伊作ノ勢モ馳寄、殊ニ伊集院方奔走アレハ不申及、松尾ノ城入衆、敵ノギタミ少モ無し、鹿兒嶋ヨリノ勢待付、合戦有ヘキタクミトコソ詞ヲ放、ホリ越ニ申向、去程屋形、絃尾山口平河ニ御座候ヘ共、御勢未寄、俄之忍事ナレハ、前ヨリモ御フレナケレハ、急東菟角了簡ニも不及、谷山、鹿兒嶋殘人々、地下、野ふし、先山ニ入處、敵通路持夫難共、兵糧ヲ持城ニ可入由ニテ跡立ヲ切散レ候ヘハ、河野辺ノさ右モ聞得候ス、先吉田、蒲生寄々勢も馳ツ、ク、山越サン事モ敵大勢ナレハ無力、跡勢ヲ待候處、本田、税所、栗野、菱刈、牛屎馳來、其力ニテ山中ニ切寄シテ跡ヲ待候處、坂ヨリ上、北郷、桃山、新納、鉄肥、櫛間、肝付、禮褒、御内平田、鹿屋ノ衆、此御旁々渡海アレハ河野辺之見ユル處、山出陣取寄、夫ニ依テ御方城ノ便ナル事モ無之とて、篠立開、敵ニ寄合、所ニテ合戦儀ヨリ外ナシ、打立テ城ノ野頸ノ陳ノ際ニ押寄スレ共、野臥ヲ出シ、勢ハ垣ノ内引籠居タレハ切入ルニ不及、城ヨリシテモ様々方便にて人ヲ出シ注進アリ、兵糧ハ暫ノ堪忍モアリ難シ、水手ヲモ取レ候、菟角ノ了簡ニテ水計ハノミテ候、外之御大綱とコソ可成

候ヤト内より申サル、此き右ヲ親ハ聞、子ハ親籠兄弟ユカリマテ聞テ一篇ニ中々生テ聞カシヨリハナト他言スル人多シ、城モヨハリ候ヘハ、後卷トシテ是マテヌカリテハ一合戦案否候ハてと意儀有リ、城ノ使ニ何方ヨリ城ニハ取合ヘキヤ、其き右聞テコソ合戦モ方便モ有ヘシ、彼人様々トシテ入、伊地知對馬、寄田帶刀此旨語ル、惣城戸ハ敵小陣取持候間、更ニ了聞ニ不及、ナキ野原ハ広み、彼方ヨリ敵陣ニカ、リ、野臥ヲ懸、敵ノ略之様ヲ御覽候而垣ヲモ取破候者、其時片ヲウカシ、堀城戸ヨリ取合可申候、敵知テハ徒事候、此使に城ノアタリヲハ御尋候ヘ、今二三口ハ可被待候ト又注進アリ、去程陳中談合アリテ勢ヲ二分、ナキ野原ヘ桃山ノ渡シテ陳取衆ニハ一家ニハ和泉殿、佐多伯州、山田方、御内ニハ伊地知方、其外御内ノ人々、国方ニハ吉田、蒲生、栗野、菱刈、牛保陳ヲ取ハ、伊集院ノ手ハ野頭陳ヨリ馳下テ内城之片ヲ後ニアテ引籠、陳ヲ取、河俣タリニホリ二重二堀、水ヲタ、ヘ、其アハキ垣ヲユキ構候之處、御方ヨリ野臥、河ヲ隔、敵モ垣ヲ後ニシテ向合、矢射違候ヘハ城ニ心を懸ル衆、河ヲ渡、前ノ野臥追籠、其マ、垣ニ付、敵ノ野臥ハ陳ノ内ニ引入ハ、垣ヲ越ルモアリ、取破ラントスル者モアリ、前越ル者ハ堀に落入ハ、跡ノ衆カキヲシタラシ候ヘハ、前ノ物ハカキノ下ニ成テノヒタ、ス、夫シハ乗越、踏越切入、其時マテモ敵フセク事無クテ、城ニ籠タル人ノ内省、さ様之ニカリ輕々タル勢ナトハ少々通、可然旁之武者ハ跡立テ垣之内ニ切入、廻ヲ、霜台之陳ノ城戸開テ、靜ニ出合、太刀打ニナレハ、天命トハ云ナカラ無手切負、宗トノ御方討畢、

一上手ニハ新納近江守殿手ニ隈江右京亮、上井筑前、屋ヶ代四郎さ衛門尉、平泉打死ス、江州者甲ハ千切ヒシカレ、大長刀以手程尽合戦アリ、傍ニ案樂豊前、河野土佐、前之敵中ヲ切通、江州ヲ取退、愛平田重宗ハ親類ニ勘解由さ衛門尉、田鍋、津曲ナト討レテ我ハ城に切通、大寺方、長野さ京亮ハ深手負、濊々助ル、田代肥前守ハ打死ス、国方ニハ爾懷兄弟、同山本孫五郎、其外宗トノ者共數十人討ル、同出羽守者深手負、助ル、蒲生美濃入道打死、親類ニ中原討ル、是聞々書ナレハ少々註畢、

一下ノ手ニハ一家ニ和泉殿兄弟、給黎、猿渡、其外一所ニテ十人計打死ス、御内ニハ伊地知將監討ル、国方ニハ吉田、和田、下田、西村、此手

内者數十人、栗野、菱刈打死ス、武士之學語之前ト云ナカラ、両手か様ニ切負ル事天命也、

一去程ニ陣モソ、ロキ、主人討ル、内者ハ其マ、帰ル、

一城之内ニハ平田重宗ニ付入衆モ百計モ有覽、本衆ニ取合、中々不申及式也、爰ニ吉田方兄弟、親類討レタリト雖共、于今ヲキテハ儀ニナル事ハ世ニ有リ、伊集院方ヘ申サル、子細候、依テ中々無手付モ、殊ニ犬太郎殿親類又者於私ニモ、本意此上アルヘキカトテ、是偏ニ奥州向而之意趣タリト被仰ル、又若州ヨリ先年鹿兒嶋於テ可被召候之處ニ、蒲生入道ト談合仕、御命ヲ其時忠節ニ中カヘ候シ、御忘候哉、弓矢之習トハ申ナカラ、我カ舍弟、親類討セ申モ味練之生候歟ト注進アリ、

一霜台モ尤有事候、但自是申所、承引候者談合可申候、サモ候者、急々可承由若州中ル、

一鹿兒嶋之城本意ニテ候、可給候、谷山・給黎渡給候者、一家国ニモ別而奮執存ニテモ無候仰ラル、此由早々鹿兒嶋ニ注進アリ、屋形ヨリ是又可然候、今度心地ニ依テ出陳無候、一家國方打死候、存忠カ所ニ更ニ無面目次第候、急々相計候て進行候スル事肝要候由被仰出ル、其き右伊集院殿ヘ注進候之處、驢而先谷山之城、給黎而所可被請取候、其間如何ニモ城内出入有マシク候トテ外野臥ヲふせ、取巻ル、重宗城之内ニ被居候、伊作ニモ平田民部、同伊勢方候ヘハホリ越ニ物詰ナムトシテ狂言ニナスラヘテ、餅ヲツフテニ打、ウエタル下物ハ是ヲ取、重宗ミクルシク候とてせいたうあり、伊集院よりこそとかく候ヘ、いまにおいてハそのさあるましく候とて、親類よりハ日籠などに入、酒をもそへられ候、ゆかりゆかりのところよりさけ茶の子までもとり入ル、是重宗一人ニ乃志ニよりみな人を助らる、

一伊集院南方之手以、谷山、給黎城請取越候、同平田重宗城之内衆つれ候て先陳ニ移候了、

一谷山、さいれも諸とられ候ヘハ、かこ嶋之事ハ此陳衆帰候て諸とらせ申ヘク候、余ニ此間のわき候とて吉田方申さる、陳開引退、大ヨリかこ嶋に參上有テ、皆々御目ニかゝられ、半ハ悦、又ハ愁共候し歟、

一 一家、御内急儀有事ハ既ニ和泉殿兄弟、國方御内、上代ニモ近代も宗との人々打死候事ハ是始也、当座為命助ニ、屋形之住所渡事、以後までの人口誇ハ難通、幸ニ伊集院南方勢共、谷山ニあれハ一合戦仕て打死スルまで候、是又屋形御談合申ニ不及とて、先此儀相定、吉田方ニ衆中より物語す、若州尤候、兄弟親類殊ニ蒲生方打死候、國傍華如此候へハ、一入奔走由申され、事延候てハいかゞとて、屋形ニ披露あれハ、面々の御志ハさる事候へ共、重而不可然さる事にて、二のまいたるへし、万無面目候と御意候へ共、寄々ニ其旨吉田方よりさいそくに、主を討せ、兄弟ゆかりの敵とて聞ゆる所ニまかせ、一味同前ニ馳寄、於河野辺の合戦、九月十一日此儀なる事ハ五日内ニ定ハ、今度ハ存忠一人役たりとてことのほかの御さけんにて、御諏方之前にて、御神水、御旗之手をも、神前にてとかれ候之処、本田之安了入道意見ニ、九州においてハ小式大友、菊池などにて對面もいかゞ候哉、伊集院方一家とハ申ながら、家を御執事候ハ、輕々敷成へしと申さる、尤にて候へ共、今においてハ人ニよるましく候、存忠か本意此上ありかたなく候、御旗之手を打立ル、先例さる祝儀まかせて小旗一撥佳例とて若キハ棄せせう、矢はニハたさす、わかき方多し、ちと年たけたる人ハ小はたをさしつれ、かこしまを打立、青屋平かけのはま路を浪の平、さゝの木ニ、前勢ハすゝめハ、跡ハ未遅馳の衆ハかこ嶋之内ニさゝへたり、浦人共ハ船ニ乗つれ、さへのわきのことくにこき来ル、

一 谷山之本城衆、本意なれハ伊地知對馬、酒匂、北原一類一手前勢ニ成て、直ニ指寄、詞を懸ル、河野辺にての籠者物共こそ參て候へ、河野辺にてハ外より城戸ゆいふさ、^(き脱カ)小陳取候之程、寄合申さす候、きとを開、さし出られ候は、一太刀參合候ハやと、若衆詞をかけ申、のゝしるといへ共、とかくの返事せず、しつまりかへりてを居たりける、
一 御勢ハ浪の平ニたまり候へ共、敵方勢ハ山口、中村のあたりニも見へす、五ヶ別府、河口控ニ打寄て見ゆ、爰屋形御意ニハ、田間辺ニ一勢もおるさんかいかさまつゝきもよけれハ、むらさき原辺めんニ陳をとられへされうけんあるへし、さ候ハ、かこしま通路もむつかしかるへし、

御旗の手ときたる事ニ候へハ、幾度も霜台の被居タル所之合戦こそ本意候へとて、むらさき原嶺山と申所ニ篠立候て、代をかまへ、堅御持候、敵城之落居之間、番衆ことゝニ勢をさしをき、城をとり巻、惣陳ハ野頭其外城より矢付所陳ナリ、そのあわひに小陳かひまもなくとりつゝく、上下るこんなれハ何れも一身の大事に意得候間、片付はり上ランとする、よて城内もより候へ共、後卷の勢も田間辺までも不被遣、しやう内よりいしうめん殿注進候ける哉、儀にも成るへき候よしを吉田方ニ申さる、河野辺にてハ当座候つるニよて、とかく儀なして候、我等ニおいても余ニなきけなき御計共候程ニ、すくに可被仰方へ可然候之由被申候、仍老名方も如此之様ニ大方きかれ候て、屋形披露候、毎度ニおひて儀ニ成ても、先ハ能候へ共、以後ハ其くわくしうひさる事候、於是非城衆ニ腹を切せべく候御意にて候、

一 吉田方いろいろあるまじき由申され候へ共、此旨内々被通候ける哉、何とも夫よりの御意によるへき通、いしうめん方申出さる、又この返事趣披露候、さ様に伊集院住城をもさられへき歟と御意ある所ニ、老名様此方今度之了簡、二まいたるへし、ぬかりたるさい所不可然候、只寄々の所領をさらせ申儀ニ成候者可目出候哉、一味同前ニ御申候はとに、とも皆御中之噓御意あるよて、いしうめんの内石谷三十町さき申さる、余ニ少分之由沙汰有方もありと云共、先石谷諸取巻、城衆いたさる、諸軍勢之中を伊集院、南郷殿、其外伊作、河野辺南方所々すいふん口を聞、難言共河野辺にて申され候し、人々の面をまほり、下々物共ハ惡口をはき、直ニ廿日之内ニ上下恥を雪候し事、以後ニおいてもよく、思慮を意得へき事也、

一 其後いしうめん吉利方などの儀ニハか様にくわくしうとてさのミ狼なり候へハ、則合戦及、両方共可然旁々打うたるゝ、哀和睦ありて遊覧も候へかし、田民までも心やすくあるへしと云事候て、可然儀なれハ誰か是を嫌人あるへきならねハ夫より御和合共候、伊作ハ不慮之儀候て、阿多と立別、合戦及、偏ニ屋形ヲ懸奉ル由被仰候、よて御合力あり、其時またハ南方ニハ頭蛙、指宿、知覽、河野辺、別府、鯨嶋、阿多ハ敵ナリ也一屋形よりハ如此破、近所并にくさり、六ヶ敷ナル事ヲ可然思食御心中ニ

よて、市来方までも伊作ニ合力候へど、屋形よりも被仰ル、阿多ひた方、南方衆合力によて、田布施きしよせ、一隅取、下ハ貝から崎通路、陳取ハ伊作よりも兩陳ニさし合、拵ニ取合、有時かいから崎の陳之下ニ合戦有て、伊作衆切負、究竟の人々討せられ候畢、

奈良兄弟ゆふすき城衆ニさしおかれ候へハ、傍鑿共せき出し、一向ニ城を持候、緩急不申及候、打続世上御憚ニより、さしをかれ候、可然時分候とて御寄、ゆふすきニ陳召候、夫ニよて伊作ノ敵陳も引退候了、南方よりも少々討手なとハ入るといへとも、何ほとこの事があるへき、伊集部頼台自身出陳候城のかまへ様、涯分鎧器用の程も見へ候へ共、後善など過事なけれハ叶ハて機ニ成ル、彼之仁ハ山東ニ取向候者、御用ニ可入なと、御心中候ける哉、道行候へハ兄ハ御意にはつれ、頼桂とく退候、奈良ハ懸御目、鹿兒島御ひさの下ニをかれ候、ゆふすき陳おひて、酒匂主計討ル、かの方之中ニハ名仁也、

一山東にこそやかても御發向有へく候処、先南方一向に退治有りて、伊東ニ取向候者、年月をも経、彼方遠散候する、其旨思食、薩州に心置事無、又三郎殿さしをき御申候て、存忠ハ山東ニ御座あるへき之由を内々御心中之由、時之人々申され候しか、

一去ルよて御故実以、別府方ハ若輩の事程ニ彼方老名者共、田中周防、宮原兵庫などに所々御約束ある、爰ニ薩州弓矢柱、伊集院殿一篇ニ屋形ニ御用立候上者、南方憑へき方も無し、

一頼而頼桂ニ陳を召、防戦と云共、終に落居アリ、是にも霜台出陳アリて、南方之縁共談合あり、

一如此成行ニ別府之事ハ佐多の伯州之女子を養子ありて、屋形、別府方弼ニめし、かこ嶋に定候、

一河野辺知寛之事、直ニ大綱成ル、長州方ハいしうゐん殿、親類たるによて、内々おとなニ佗言候、其旨屋形に披露候、中にも長州事ハ多年南方弓矢柱と成て、度々難儀請させ、加減ニなるこそ、存忠が幸此事候、彼方に恨之通可散と仰出ル、時之老名之儀ニ上意ハさる御事候へ共、霜台御用立候候、よて南もおほしなされ候ことくニ成行かと存候、か様に御意候者、無面目哉可被存候、先々退治可目出候之由、おとな申さるへよ

ていしうゐん方之佗言ニまかせ、長州阿多事も道行ハ河野辺計ニ成ル、犬太郎殿よりも城ことハ屋形御法理とて、薩摩郡山門之ことくニ御越候一さ様ニ成候へハ河野辺城に請取、屋形御入部ありて、やかて知覧上のごハ城ニ入御候て、山田、さめ嶋城あけさせ御出候、上のごハ城ニハ佐多方、山田方さしおかれ候、

一長州之事ハ命継少給、長里と云所へ落下、さめ嶋ハかこ嶋ことくニうつされ候、

一阿多ひた方之事ハ其まゝ、御内者ニ被成候、屋形之御心中程誰ニも不知候哉、

一上のごハ、佐多殿去謂候とて二町板給候、知覧方ハ山田小野十八丁、大寺方ノ計して給、山田城衆成ル所ニ、城ニ共衆を御はき御祝言とて夫より兩津ニ御下、更に木草もなひく共、此時を申へき歟、

一か様ニ薩摩一向に御寄議候、又三郎殿未御台の御事も此間之御憚ニよて、何方ニも不被仰出候之延に、如此國も御打聞、万悦言大慶成候よて、新納殿御料人御座候へハ、代々の生例と云、可然之由、北郷中書に御談合有て、則北郷殿以仰出ス、江州も御斟酌不及候へハ、木かこ嶋に主殿作おそく候、先其方へ可進候よし、屋形より被仰、急々ニ志布志ニ御越候する之由、依有仰、中城お御座所として御祝ありてしハらくかこ嶋に御うつり事延候了、

一総州山城守殿くまの城に居住候、縦御座候共、無差事ハ有ましく候へ共、荒説も候時はむづかしく候とて退中候ハやとて、寄々軍勢をそつして取巻候、其時までも年比宗との旁々被居候、よて城戸口にて太刀打候へ共、無人衆なれハ無差事、良々ありて山城殿より仰らル、待篇も無し、さゝへ候共、後ハ腹を切へし、城開進候て、他国往還之条、家之難たるへし、急々腹を切せらるへきか、又余所ニ候へハ一人ニ成候ても、荒説あるへく候、可然者御近所之かた原にも屋敷一給、年と申、一日も心安あり度候と仰られ候、よて其旨をいしう院ニ屋形御座所ニ御注進候、平田重宗御傍ニ被居候、一々披露候て家を御嚙くたけ、仰候事道ニあたりて御いたはしき之通、多分儀にもあり、去ニよて可然とて馬かい所、山城殿ニ御まいらせ候て、かこ嶋、和泉崎に佐多殿近所ニ御入、御

遁世、法名道聖と申候、子そく彦三郎殿同居候了、夫よりして屋形よりも就折節御志し共候し、

一 当家之一道をこまかに御存知之事候程、たしなみの方ハつねにまいられ候し、望栄かわかく候し時は、かこ嶋参上御奉公之ひまにハいつみ崎にまいり、山しる殿御意請、御思蒙候、如此のことくの難談に付候ても御物語之所申候哉、

一 伊集院霜台御近付、薩摩郡南方まで、たやすく御落居候、其比ハ吉利方いしうあんの老名ことくニ被居、屋形之御物語ニ如此申承候おいてハ、末々までも憑敷候ハてハ、自然和議けうかいな候て、跡之ことくニ合戦及打つ射つ自滅不可然、友ニすいひ此事候、余ニ不仰付子細候へ共、大千代殿あね、未主の御入なく候者、いかゝ有へく候哉と仰出さる、尤の御意候、先御前ニ其様申候て御返事申へく候とて、やかてひそかに御物語申せへ、可然おほしめし、末においても大千代かためにて候へハ、

霜台ニ御前物語候へハ、ともかくも御計たるへし、ことによしとし法題^(次第)ニにて候と仰らる、此通屋形、吉利方直ニ披露あり、人ニよりてこそ、用意したくなとハあるへけれとて、御説ハ堀尾嶋にてあり、其御腹之御子、出羽守御事也、仍石谷三十丁、御前ニ御まいらせ候、夫してハ何事もいしうあんに御談合有ル、したかい荒説なとも無し、

一 其後山門ニ判官殿御座候、動もすれハ和泉、渋谷ヨリ荒説も有り、其上大太郎殿も六ヶ国ニ被居候、六ヶ敷事にて候、不可然候、山西に心置事候ハて伊東ニ取向おいてハ、存忠か事ハ彼方有へしと儀定ありて、山門ニハ、又三郎貴久大將として諸軍勢を副陳取、延尉之御方とてハ高小野方計なれハ、御志まで候哉、御近所にて候、天草辺ハ多年の好みとて御首信被申候ケル之由承候、

一 屋形ハ山門落居之間、中途伊集院ニ御座候て四ヶ所高城方兄弟さう論によて二成ル、舎兄大川方ハ東郷、こく府、執印などを御方として水引ニ被居ル、舎弟三郎方ハ川形ニ申入られ候、よて伊しうあん、市米、高江、宮郷、羽嶋方、屋形御内よりハ、長州、山田方高城本城ニさしおかれ、水引ニ向合候了、其時那答院ハ御方也、

一 愛伊作遠江、同親類、内者共相語、勝久せき出へき篇ヲ、屋形ニ注進申

ル、前よりも御遺恨深事有ル、依テさも候ハ、御合力あるへきよし定候へハ、伊作之事に、二二なりて此談合同意せぬ案、内城に勝久之若立籠、俄之事と云へ共、相殘一家内者城をかまへ持こたへ、更ニ外よりの了簡置無し、如此之篇、山門之隙ニ聞得候、伊作殿陳中にて腹を切かまゑん、路次にて打死せんとて打立ル、前之敵をさしをき、当座之あつかい勝久之御事者御いたハしきことかきり無かりける也、一家ニハいろ江州甥之事也、北郷殿、椎山殿も出陣アリ、又三郎殿、新納殿御重縁なれ、陳よりも伊作之事ハ可然様計、可日出候之由、屋形おとなに被仰ケル哉、急々城を開候ハ、御子そく之事ハ御談合も可有候之由被仰ラル、さ様ニ候ハハ一家同心にけうくん候、先物語可然候、一段ハ被居候共、路次にて人おかしく可被成、陳中にて自害候ハん事も、貴久ねんこ

る被仰言も無ニ成、^(市米)いづく方よりも若足弱之事ハ、先請取申へく候、可然ハ物語之由申さるゝニよて、陣中より物語候、城之事ハ屋形より請取候、勝久之若市来之ことく親類、内者共付まといふ、中ニも山田美河子孫五郎ハ隅州供仕、終ニ二度不下候、

一 如此成行候へハ山門之事も、判官殿肥州御退候て、幾程候ハて御逝去候、夫より相見方ハ山門之事御遺候、其比之おとな式面々きた共候しハ、忠久之御下始ニハ山門ニ御座候、其後より坂より上ニ南郷ほりの内ニ^(座)御味所定候けると承候、貞久も御在国ニハ山門御下向候、信濃本社御諏訪をもいたき御申、彼之在所ニ勧誦御申之、氏寺にかんおう寺、于今アリ、いつれ乃御兄弟様も是よりこそ、誰々も御本領ニ入部有事候、当家ニハ實例目出在所にて候、山門程所を國中ニも御遺候ハん、しかも判官殿之御座所落居候事候、時之老名しき方ハ陰にて佗事候哉、

一 彼在所、今程薩摩守殿御押領候、順事と申、目出く候、三ヶ国ニ御執事のさい所、国々ニ有け候哉、

一 伊作遠江方何と望申され候ける哉、伊作之持ハ遠、知覧上のとハあきて候、うつりしハらく候て、行末もなく被成候、勝久いもと智と云、留守云、背法のミならず、口おしかりしこと共也、勝久若せい仁之間ハ名代

にハ、伊作信濃方定いさく城に被居候、同西殿ハ別而御内者なり、かこ嶋ニ被居候、其時しんしやうニあてかハされハ旁々何も御内人ニ被成候、

一伊作殿、孝久之代ニ成候て本ニいさくニ置申され候、是又貴久之御約束ありかたく存候、

一屋形の御心中まゝに成行候事も、伊集院殿ニ御むすひ候、其謂候哉、爰元久御かくれの時之錯乱ニよて、在々所々、取分清色さつま郡、くまの城ニハ舍弟大田方さしをかれ、高江、宮郷までも霜台計、河野辺ハ久世之計に成、総州御一家年比宗との人々蜂起ニよて、いしうゐん計こそ、様々知行候、其内たにも石谷ハさり申され候など、連々吉利方も其旨申され候ける哉、河野辺事ハ道応ニ御まいらせ候、伊集院をハ犬千代殿ニゆつり候て、一後程河野辺御大候了、

一就伊東退治、飯肥、油之津のことく可有御発向事、国中ニ奉行所より廻文被成、屋形彼境へ御立候、勢之寄候之間、日夜之御談合候、寄々候よて、おひ佐渡守、野辺方兩人之手、奔走申サレ候はんとして、おひ、くしまのおとなしき旁々ハ召連談合アル、

一御一家、御内、有足、無足、寺家様までも出陣アリ、諸軍勢油ニ調候へハ、御神水候て手分評定候、

一真幸、三俣兩人手ハすき、ひた木とり合、ゆの木崎・紙屋も御用立へき之由、前より被申候へハ、敵ニハあやの井深利、飯田、くつら辺までハよもおもふことくにハあらし、下ハ田野境にハ和田、高木寄々地下野臥、山かゝりなれハ、見へかくれに火をもふすめなとせハ、心やすくハ候ハし、遠郡あなたにハ、土持兼綱、境日さし合候者、伊東もさほとに銘石ともなほとの事あるへき歟、七のへたの、何と切ふさき陳取持候共、舟勢とき通ハ、先ふといひ、井もはつし退、さ候へハ船共小内海ことくこかす、

一其時勢仕ハれ方、老名ニハ平田重宗、鹿屋玄義、伊地知久安、大寺美作守、討手成敗、奈良、牧方、野臥も宗との人々手々にも弓をしらるゝほとの人をすくり候、此衆前勢ニ成候了、

一吉田以油津御打立候て、鴨戸御まいり、其日ハ官脇ニ據立ありて、

一次日ハ小内海ニ打候へハ、峠ノ城ハかたく持候と見へ候、伊東方本城ニさゝへ候と聞得候、今のことくハ何程の事有へき、内海ニ御打入候而、彼在所可然代なれハ、家城之ことくニかまへこしらへへしとて、峠などにも日を不懸、城を屋形ありて、明日峠之仕事定候へハ、夜に候けるを無御存候て、勢退れ候へ共、城ハよくつゝみて候、敵しつまり候哉と、此方よりハ意得候之処、引退候了、

一加江田ニ指寄候する、僉儀有ルよて、二三口ハ事延、夫より定候へハ、舟路之勢者加江田みなど口様ニこく、歩勢ハおりさこのはま路を打通、湊きわニそね山ト云高見ニ打上、敵之銘を見られ候へハ、河を隔ひかへ候、夫より寄々在家ニハ河よりば此方、其日はつかう候、縦加江田仕落共、かの代ハまさるへし、先は陳に取候て以後の御了簡とて、家城のことくニめし、夫より加江田之ふもとまで野臥を遣、焼放へ共、出合かんせんの趣ハなし、前ニ打寄、重而勢ハ會井、清武にたまりと共、境目説きこえ候、去ほとに油ニ長々勢を御待、逗留、夫より七浦合戦ハなけれども、諸軍勢之辛勞、及山西にて存候、かわり敵之はたらきなきハ、河北、川南ニも物言などもあるかと、多分の儀にも成ル、就何方もかたく陳を誘、へい垣、矢藏までも御けつこう、陳屋ハ式ノ家つくり、屋形御座有へき御心中ニ成、御年をハそね山にてめされ候、

一さるよて国かわりニ定、又三郎殿ハ御帰、先遠所方ハ歸候、明る正月之中旬之比、打寄、か江田城にさし寄、御取巻候、城ニハ伊東阿芸、宗との者共、ことに射手勝艦られ候、さ候へハはりきわニ寄、ちともすき候ハ、片付あから費支度のことくニ仰付られ候ほとに、打ツ射ツ候へハ、手負をもかへり見す、こを先途ニ切上覽とす、さ候へハせいろう上れハ、城ひきけれハ、内も見へ、更ニ一時もこらへへき共見へす、

一飯肥方ニ内々儀ニ成、道口之通、城内より伺ニよて、屋形ニ披露有り、数年之本意云、殊ニ先年むかきにて恥をかゝせられ候、さ様之事においてハ生々世々無念之至候、是非ニ可腹を切せ被仰、城内よりも伊東ニ注進候ける哉、後巻として會井、清武より二手、作彼是一二千ほととの銘にて、隈野川を下ニ、野臥を遣、勢者たまり、代をかまへて見ゆ、爰ニ鹿

屋玄兼、伊地知久安、敵方之機者存よりも絡も見て候、川渡際ニかゝり候すると見へ候、御方之御計、城内も可然衆なりと申さる、屋形之御意にハ誠ニ後巻候者陳を取寄、城にも取合、一合戦計ニ有べく候処に、只かけ勢仕之ことと見へ、此方之勢頭をも見るカ、又中途の合戦あるへく候か、いかさまに敵之様ハ何ほどの事あるへき、存忠か見およふ処也、是より川渡一合戦あるへしとて、城之衆の手あてにハ佐多伯曾守一勢をへ、陳々小陳至まで、かたく御計候て、陳衆不殘、屋形連候て御打出、先野臥を船ニ前立、川俣くたり、ことに渡り勢もあつく指寄候、敵ハ此方をつり候とハ見へ候ながら、合戦候とも指事あらしと多分之儀にも候しか、さ様に候へハ、口も早晩ニおよひ候ほとに、敵之勢も引退候之間、御方も陳へ御帰候、よて城もさそ力を落候ハんとこそ成行候へ、其後は野臥も一人も見へ候、今ニおいてハ伊東にも被捨候へは、城内之衆中よりも後を憑にあらす、よて佐中ニ依テ敵城諸取、屋形山東退治始とて御座所として、自是河南、川北までも加江田と可成へしと、上意候て城誘え出法題ニ御いとま可給之由候ほとに、我おとらしと誘ける、程もなく道行候へハハ、御いとま給ル、其より自身一家、御内、国方、くにかかり定候、屋形ハ加江田ニしはらく御座候て、貴久ニ御かわり候、爰御内奈良方かのさい所さへくり申され定衆ニ被成ル、

一 加江田退治ニよて、近所ハ清武城より下、北郷三百丁、赤江川より此方ハ在家もなく候、加江田事ハ奈良方便にてなをされ候、加江田八十丁之内、飢肥境まで候、屋形知行候、さ候へハ南方、も早荒説共たえ候哉、

一 其後加江田うらの学語、一ハ清武つゝき右かわ地と云所ニ、奈良方指を彼在所之ことと被居候て、飢肥、田代ニ取合、自然之時、七浦伝へ道一計にて諸軍勢遅々候する、其ためニ候哉、か様共に中比之用心ハ候しか、一其比菊池玄朝より立田殿とて使者にくたられ候、さる程ニめつらしき客にて候、よて志布志、江州憑おほしめし候、家頂にて給へき御意候之間、涯分御奔走候、さ候程ニ加江田又三郎殿御座候、客之宿ハ町之しやうゆふ之所、御見参はほうまん寺、光明寺にて候し、其後は奔走ニ安楽川下、内々の御たくミ程ニ、屋形、客、江州、おとな式方ハ船ニめし

候、其外若しゆニハからより、かたひら支度にて、水きハくたり候し、又水れん方ハ網ニかゝり候ミやうきつ、すゝきなど取、御座ニなけ入、舟の下をすゞ通候しほとに、時客などハ舟ハた立、川ニ飛つかり候する様之仕付候、水きハの若き方ハ水をくり、互ニとり合、てんほう更に我方様なれ共面白候し、おとな式方ハ湊口、舟磯ちかくさしきを御酒其外之御さかななどハ中に難皮、舟あかり御さしきににせ、鯉すゝきなど我々持候よてすい分のはうちやう候方まなくしならへ、御着めされ候、御酒成候て、興も願敷時分に、野田津、市奈少輔出、新納又次郎殿、同四郎三郎殿、岩本四郎、平田福寿、同四郎、屋ヶ代とら鬼方始トして、思々老若更ニ心も空に御あそびにて候、あまりニノ、其にて日を御くらしあるへきならねハ、御かへりの時分まで見物之中ゆひまでおなしく候し一興の中にも江州之御たくミにて候ける哉、船磯之松原、犬をかくし引せ、屋形、客様、おとな式方々ハ浪打きをニしふしのことと御かへり候処、新納又次郎殿様若き方ノ、此犬共はまに追出候へハ、俄之取合になし、思々物合しめなど射ならし、馬達者計候にて、客などまでも馬を懸出候ことと見へ候、国方ニハ肝付兼元、其中にわかく被居候之程、若衆交れ候、可然馬上にて候ける哉、夫より立田方之宿にての寢をかけて物語共候、此客之間、御馬にてハそく心院、それ候へハ西玄よう所也、所之家預とて御犬追物も候、其時分大友殿より一寺之長老分下候、伊東大和守御見参之中媒も候けるかと存候、則加江田こととに被参候とて、存忠ハ御出候へて、又三郎殿彼之兩人ニ対面候しよて志布志ニ被居候、御内之若衆加江田ニまいり、宮仕申され候、さ様ニ成候へハ、山東ハ以後しらす、先ハ無事候、但就其も此方御了簡者、猶々御座候けると承候しか、一其後よりハ存忠御上洛の御いとなみ、述々御談合、老名ニハ被蒙仰候之處、御年も千秋万歳御座候て、御年五十一、正月廿一日ニ御遷化候畢、

文明十二年三月廿四日 沙弥聖栄

歳八十五

一聖業か十四五之比ヨリ

義天ニハ御奉公仕候、御一後之間之事ヲ存知、依テ代々御中ニ無益之詞
多候、是又惡言候而コソ能言儀者処モ聞得候、さ様之事ニ失念老毛之至
候、但他為見之候、愚老か筋目計之所ニ大方註置候也、

(朱)

「大隅国小川院之内一成村岡本之城、覺候之処、書付置候哉、老眼ト
云、惡筆ト云、後難雖通カタク候、未々成行候者、当家上代之事、伺
人モ着ナルヘキ故、無益一段計候歟、」

(以 上)

鹿児島県史料刊行委員会

(50 音順)

川越正則	南日本新聞社
芳即正	鹿児島市立鹿児島女子高等学校
北川鉄三	鹿児島大学教育学部
桐野利彦	鹿児島県立宮之城高等学校
五味克夫	鹿児島大学文学部
郡山良光	鹿児島県立甲南高等学校
小西四郎	東京大学史料編纂所
犀川碇吉	鹿児島県教育庁
竹内理三	東京大学史料編纂所
原口虎雄	鹿児島大学水産学部
福満武夫	鹿児島県文化センター囑託
宮下満朗	鹿児島県立鶴丸高等学校
村野守次	鹿児島県立加世田高等学校
桃園恵真	鹿児島大学法文学部

非売品

昭和四十二年三月三十一日

発行所

印刷所

鹿児島市城山町一番二号
鹿児島県立図書館
鹿児島県教員互助会印刷部

